# 史跡中須東原遺跡保存活用計画書

平成 28 年 2 月

益 田 市 
益田市教育委員会

島根県益田市は、中世の豪族益田氏が本拠としたことから大きく発展した町です。市内には、史 跡益田氏城館跡をはじめ、中世の遺跡や地割、地名、寺社、石造物などの歴史的遺産が数多く残り、 全国的に見ても中世の歴史的景観を色濃く残す稀な町といわれています。

そうした中にあって、近年、河口域で新たに発見された中須東原遺跡は、これまでの発掘調査によって、港を中心に展開した町の街区等が良好な状態で残るなど、中世の港湾の構造が判明する稀有な遺跡であることが確認されました。また、質・量ともに随一とされる「益田家文書」に代表される文書群と発掘調査成果を併せて検討することにより、中世の港湾の成立と展開、さらには港湾を利用した交易の内容まで知ることができる重要な遺跡として、平成26年3月に国の史跡に指定されました。

この中須東原遺跡の価値を損なうことなく後世へ継承し、活用していくために、管理団体である 益田市の責務として、この本保存活用計画を策定いたしました。本計画は、中須東原遺跡の本質的 価値を明確化し、その価値を後世へ確実に引き継いでいくために必要な保存管理の方針・方法と、 史跡の将来像に関する整備活用及びそれらを適切に管理運営するための体制等についての基本的な 考え方を示したものです。

今後はこの計画に基づき、関係者や市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、史跡はもとより、これと調和した周辺環境の形成を図り、かけがえのない歴史的遺産として適切な保存管理と整備活用に努めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたって、地元関係者各位をはじめ、「史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会」及び「史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会」の委員の皆様、文化庁、島根県教育委員会からは多大なご支援と貴重なご指導、ご助言を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

平成 28 年 2 月

益田市長 山本浩章

益田市教育長 村川 修

## 例 言

- 1. 本書は、史跡中須東原遺跡の保存活用計画の報告書である。
- 2. 本策定事業は、平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度の 2 箇年にわたり、益田市が国庫補助を受けて実施したものである。
- 3. 平成 26 年度はおもに史跡指定地を中心とする中須東原遺跡周域の地形測量(縮尺 500 分の 1)と歴史的・自然的・社会的環境調査を実施し、その成果に基づいて、平成 27 年度にかけて保存活用計画の検討作業を行った。
- 4. 本計画は、文化庁文化財部記念物課、島根県教育庁文化財課の指導・助言を得ながら、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会及び史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会での検討に基づき、益田市・益田市教育委員会が策定した。 なお、本計画は、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を反映させたものである。
- 5. 本策定事業に係る地形測量は(株)昭和測量設計事務所に委託した。また、本報告書編集等に 必要な調査及び検証、基礎資料の作成等の一部は(株)空間文化開発機構に委託した。
- 6. 編集にあたって、次の機関等から写真資料等の提供の協力を得た。記して感謝申し上げる。 宮城県図書館、浜田市教育委員会、国立国会図書館、山口県文書館、国立公文書館、国土交 通省国土地理院

## 目 次

第1章 総論	1
1-1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2. 計画の構成と策定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1−2−1. 保存活用計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1-2-2. 保存活用計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
1-3. 計画策定の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2章 史跡中須東原遺跡をとりまく環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-1. 位置とアクセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-2. 歴史環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-2-1. 益田市域の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-2-2. 中世の益田と益田氏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-2-3. 文化財 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2-2-4. 史跡中須東原遺跡周辺の遺跡等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-2-5. 遺跡の周辺環境の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-3. 自然環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2-3-1. 益田市域の地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-3-2. 気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-4. 社会環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2-4-1. 人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2-4-2. 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-4-3. 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-4-4. 道路·交通·····	
2-4-5. 観光レクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-4-6. 公園緑地·····	
2-5. 法的規制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-6. 周辺の開発状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-6-1. 土地区画整理事業及び関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
2-6-2. 道路整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-7. 上位·関連計画·····	
2-7-1. 『第5次益田市総合振興計画』平成23年(2011)3月 益田市	
2-7-2. 『益田市都市計画マスタープラン』 平成 24 年 (2012) 3 月 益田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-7-3. 『益田市景観計画』平成 26 年(2014) 12 月 益田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2-7-4. 『史跡中須東原遺跡整備基本計画』	
平成 26 年(2014) 益田市・益田市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-7-5. 文化・教育行政関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
第3章 史跡中須東原遺跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7/
3-1. 史跡指定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-2. 史跡指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-3. 遺跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-3-1. 調査・保存の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

3-3-2. 中須西原遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-3-3. 史跡中須東原遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-4. 遺跡の特徴と価値
3-5. 史跡中須東原遺跡及び周辺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
3-5-1. 土地利用・土地所有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-5-2. 地形・景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
3-5-3. 遺構分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
第 4 章 保存管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4-1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4-1-1. 保存管理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
4-1-2. 保存管理の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
4-2. 史跡中須東原遺跡及び周辺を構成する要素の特定99
4-3. 保存管理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
4-3-1. 保存管理の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
4-3-2. 手法別保存管理の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
4-3-3. 段階に応じた保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
4-3-4. 構成要素毎の保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
4-3-5. 地区別保存管理の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
4-4. 現状変更等の取扱方針及び取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
4-4-1. 現状変更等の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
4-4-2. 現状変更等の取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第 5 章 整備・活用······ 119
5-1. 計画の理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・119
5-2. 整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
5-2-1. 整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
5-2-2. 整備の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
5-3. 活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
第6章 運営及び体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
第7章 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・129

## 第1章 総論

### 1-1. 計画策定の背景と目的

史跡中須東原遺跡は、島根県益田市中須町の益田川河口に形成された砂丘の後背地に立地する中世の港湾遺跡である。

遺跡は益田市土地区画整理事業に伴い、益田市教育委員会が平成17年度から23年度にかけて実施した発掘調査によって確認された。

発掘調査では、かつて高津川・益田川の河口域に存在した潟湖的水域に面して、舟着場や荷揚げ場と考えられる大規模な礫敷き遺構をはじめとして、複数の掘立柱建物や鍛冶炉、鉄滓、鍛冶関連遺物の廃棄場、墓、道路等の遺構が検出された。出土遺物は、中国産・朝鮮半島産のものを中心に貿易陶磁器が遺物総数の約10%を占め、中でも15世紀代の朝鮮半島産の陶磁器比率が高いことが注目される。また、高麗青磁梅瓶やタイ産の陶器なども出土している。これらの遺構や遺物から、中須東原遺跡は港湾を中心に発展した港湾集落の遺跡と考えられている。

港湾集落が繁栄した背景には、益田に本拠を置いた豪族益田氏との強い関連性が想定されている。 益田氏は、質・量ともに全国屈指の古文書「益田家文書」を残しており、この地域の中世史像解明 の重要な手がかりとなっている。実際に益田氏については交易への積極的関与が明らかにされてお り、「海洋領主的性格」をもつという指摘がなされている。この「益田家文書」を中心とした文献調 査と、発掘調査成果をあわせて検討することで、史跡中須東原遺跡は、中世港湾集落の成立と展開、 さらには港湾を利用した交易の内容を知ることができる重要な遺跡と評価される。

益田市では平成24(2012)年2月に中須東原遺跡の重要性を鑑み、また文化庁の指導等もふまえて、 遺跡の全面保存を目指す方針を決定した。この方針に基づき地権者等の協力を得て、土地区画整理 事業の計画の一部を変更して遺跡を現地保存し、国の史跡指定を目指すこととなった。

中須東原遺跡は、全国的にも数少ない礫敷き等の港湾遺構や、港を中心にした町の街区が良好に 残る港湾遺跡として、平成26年3月18日に国の史跡に指定された。このような経過を経て遺跡は 保存されたが、今後は各種調査(発掘調査、文献調査、石塔調査等)を体系的・計画的に実施し、 遺構のさらなる解明と、その成果を反映した遺跡の活用が望まれている。

現在、史跡指定地約 41,650 ㎡のうち約 2,510 ㎡は土地区画整理事業の保留地で、約 35,560 ㎡は 民有地となっている。益田市では、平成 27 年度に保留地、平成 28 年度に民有地を公有地化する計画である。史跡は広大な面積を有しているが、これまでの調査で検出された遺構はその一部であり、 今後、計画される各種調査の実施と、調査成果に基づく整備には長期の事業期間が想定される。

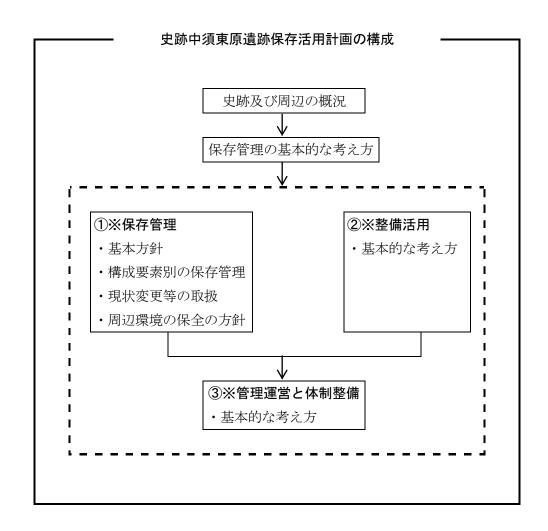
このようなことから、益田市を代表する貴重な歴史的文化遺産である史跡中須東原遺跡の適切な保存管理を図り、さらに整備活用を推進することを目的として保存活用計画を策定するものである。

#### 1-2. 計画の構成と策定の流れ

#### 1-2-1. 保存活用計画の構成

保存活用計画策定にあたっては、史跡中須東原遺跡の歴史的・自然的・社会的各側面から行う調査結果に基づいて史跡の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要な保存管理の方針・方法等を示すことを基本とする。

さらに、保存管理に直接的又は間接的に関係することとして、史跡の将来像に関する整備活用の 基本的考え方並びにそれらを適切に管理運営するための体制に関する基本的考え方を示すものとす る。



- ※①・・・・・史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野
  - ②・・・・・その延長上にある、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要な当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野
  - ③・・・・・①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野

参考:文化庁『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-:計画編』2005年

## 1-2-2. 保存活用計画策定の経過

#### ① 検討部会の設置と諮問事項

保存活用計画の策定作業にあたっては、益田市教育委員会から諮問を受けた史跡益田氏城館遺跡 群整備検討委員会の専門部会として「史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会」を設置した。

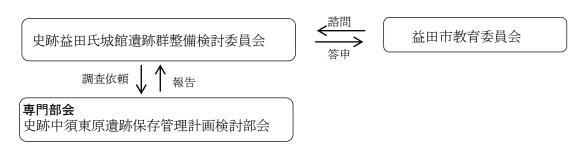
益田市教育委員会は、平成 26 年 12 月 1 日に史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会に対し、下記の 2 事項について諮問を行った。

- 1. 中須東原遺跡を構成する諸要素の把握及び史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の将来的な保存管理の在り方について
- 2. 現状変更等の取扱方針及び取扱基準について

これを受けて、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会は専門部会である史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会に、上記の2事項を含む史跡中須東原遺跡の保存活用計画を策定するに必要な事項の調査を依頼した。部会での協議・検討成果の報告をもとに、整備検討委員会は平成27年12月22日に益田市教育委員会へ答申した。

検討部会の位置づけと関係及び構成は以下のとおりである。

#### <検討部会の位置づけと関係図>



#### < 史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会の委員>

**○委** 員 村上 勇 奥田元宋・小由女美術館館長 委員長

五味 文彦 放送大学教授 副委員長

久留島 典子 東京大学副学長 坂井 秀弥 奈良大学教授

高瀬 要一 (公財)琴ノ浦温山荘園理事長 益田 兼房 国立文化財機構本部研究員

※指導・助言、事務局は下記の史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会の構成を参照

#### <史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会の構成>

〇委 員 高瀬 要一 (公財)琴ノ浦温山荘園理事長 部会長 石川 慎治 滋賀県立大学准教授 副部会長 福岡市埋蔵文化財調査センター所長 大庭 康時 桜井 英治 東京大学教授 中尾 攻 中須自治会長 村上 勇 奥田元宋・小由女美術館館長 山村 亜希 愛知県立大学准教授(H27.3 まで) 京都大学准教授(H27.4から) 〇指導・助言 文化庁記念物課文化財調査官 山下 信一郎 角田 徳幸 島根県教育庁文化財課企画幹(H27.3まで) 守岡 利栄 島根県教育庁文化財課管理指導スタッフ企画員 (H27.4から) 村川修 益田市教育委員会教育長 〇事 務 局 林 秀輔 益田市教育委員会事務局教育部長(H27.3 まで) 川原 敏之 益田市教育委員会事務局教育部長(H27.4から) 木原 光 益田市教育委員会事務局教育部文化財課課長 石田 公 益田市教育委員会事務局教育部文化財課課長補佐 山本 浩之 益田市教育委員会事務局教育部文化財課主幹 長澤 和幸 益田市教育委員会事務局教育部文化財課主任 中司 健一 益田市教育委員会事務局教育部文化財課主任主事 佐伯 昌俊 益田市教育委員会事務局教育部文化財課副主任主事 平谷 伸吾 益田市副市長 斎藤 清一 益田市政策企画局局長 藤岡 寿 益田市政策企画局人口拡大課課長 〇関係部局 益田市建設部建設部長(H27.4から) 田中 健

#### ② 検討の経過と策定の流れ

〇事務局支援

会議の開催状況等は以下のとおりである。

(株)空間文化開発機構

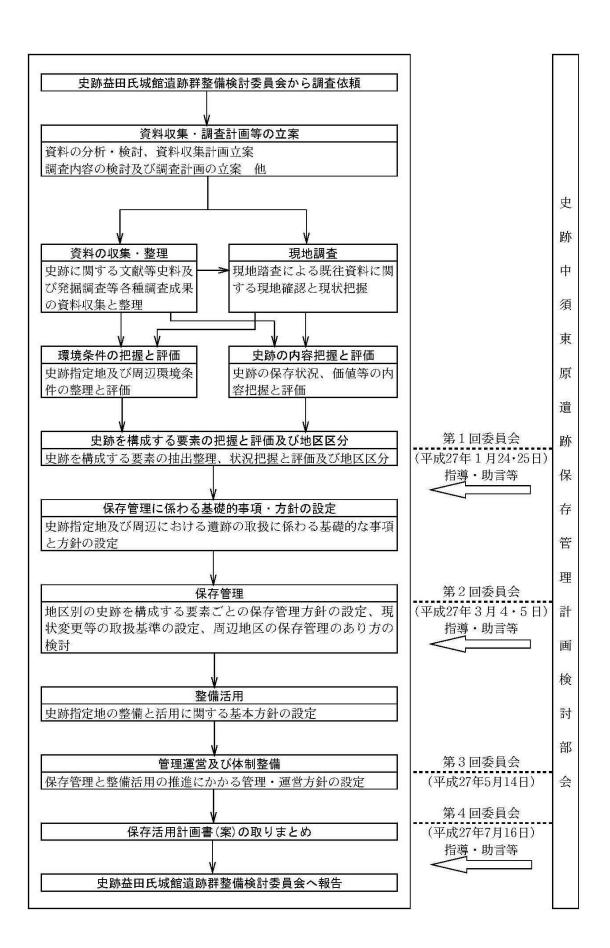
#### 史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会開催経過

内 容	開催日・開催場所	検討項目等
第1回検討部会	平成 27 年 1 月 24 日(土)	史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会から検討部
	・25 日(日)	会に対して調査依頼
		[現地視察]
	益田水質管理センター	[検討事項]
		1. 保存活用計画策定の対象範囲及び周辺環境と本
		計画の関係等について
		2. 遺跡の特徴等について

		o A // o === t = Treb-
		3. 今後の調査・研究について
		4.利活用について
第2回検討部会	平成 27 年 3 月 4 日(水)	[確認・報告事項]
	・5 目(木)	1. 第1回検討部会における指導事項と保存管理計
		画への反映について
	益田市立市民学習センター	2. 地域の歴史を学校教材として活用する取り組み
		について
		[検討事項]
		1. 地区区分について
		2. 保存・管理の方法について
第3回検討部会	平成 27 年 5 月 14 日(木)	[確認・報告事項]
		1. 第2回検討部会における指摘事項と保存活用計
	益田市立市民学習センター	画への反映について
		「検討事項」
		1. 現状変更等の取扱方針及び取扱基準について
		2.整備・活用について
		3. 運営及び体制整備について
		4. 今後の課題について
第4回検討部会	平成 27 年 7 月 16 日(木)	[確認・報告事項]
	益田市立市民学習センター	1. 第3回検討部会における指摘事項と保存活用計
		画への反映について
		2. 計画策定へのスケジュールについて
		「検討事項」
		・保存活用計画(案)について

## 史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会開催経過

内 容	開催日・開催場所	検討項目等
第7回検討委員会 (平成27年度第1回)	平成 27 年 7 月 16 日(木) 益田市立市民学習センター	(検討項目等 「確認・報告事項」 ・史跡中須東原遺跡保存管理計画検討部会から「 史跡中須東原遺跡保存活用計画」の検討内容の 報告 「審議事項」 ・保存活用計画(案)について
回)	益田市立市民学習センター	報告「審議事項」



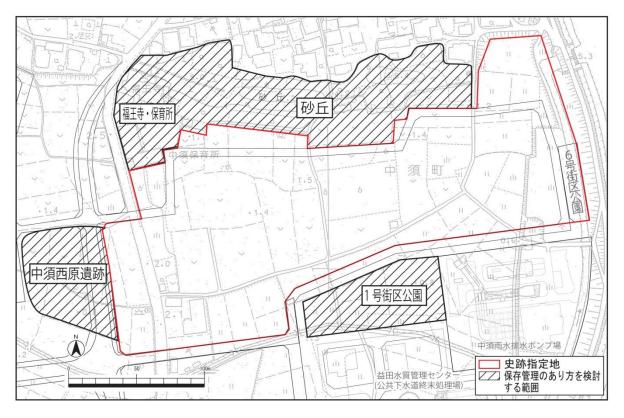
史跡中須東原遺跡保存活用計画書策定の流れ

#### 1-3. 計画策定の対象範囲

中須東原遺跡は、舟着場跡とみられる礫敷き遺構をはじめとして、集落を形成する建物跡・道路 遺構等とかつての潟湖あるいは河川地形などから構成され、約41,650 ㎡が史跡に指定された。

一方、史跡の周辺には、中須東原遺跡に関連する遺跡や寺院、往時の地形の名残である砂丘、区画整理事業で整備される公園用地等がある。西側に隣接する中須西原遺跡は、中須東原遺跡と同様に区画整理事業に伴う調査で発見された遺跡であり、記録保存となったものの、両者は一体となって港湾・集落を形成し、機能していたと考えられている。北側には、往時から遺跡の後背に形成されていたとみられる砂丘と、かつて高津川・益田川河口にあったと伝承される「五福寺」のひとつである福王寺が立地している。また、南側には土地区画整理事業による街区公園の整備が予定されている。これらの地区については史跡中須東原遺跡と密接に関わるものであり、史跡と一体的な保存管理や活用が望まれる。

そのため、保存活用計画策定の対象範囲は、法的には史跡指定地のみであるが、史跡中須東原遺跡のバッファゾーン的空間でもあるこれら史跡中須東原遺跡周辺についても(下図の保存管理のあり方を検討する範囲)、地権者や関係機関等との理解と協力を得ることを前提として、土地の保存管理や史跡と一体となった活用のあり方を検討するものとする。



保存活用計画策定の対象範囲図

## 第2章 史跡中須東原遺跡をとりまく環境

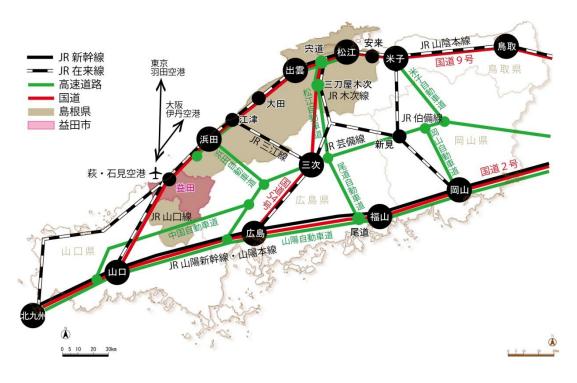
#### 2-1. 位置とアクセス

益田市は島根県の西端部に位置し、南は津和野町と吉賀町、東は浜田市、南東は広島県、西は山口県と接している。平成16(2004)年11月1日に益田市・美都町・匹見町が合併したことにより、新市域の総面積が島根県最大の733.19km²となった。

島根県は東西に長く、国道9号による安来市と津和野町との間の距離は約230kmである。複雑な海岸線の延長は約1027km(隠岐を除く沿岸約561km)になり、ほぼこの海岸線に沿って位置する主要都市を国道9号とJR山陰本線が結んでいる。県庁所在地である松江市は県の東端部に位置し、西端部に位置する益田市との距離は(庁舎を基点として)175.3kmあり、JR山陰本線の特急で約2時間、自動車で国道9号を走ると約3時間半を要する。同様の経路で、出雲大社を有する出雲市から益田市との間はJR特急で約1時間半、自動車で約2時間50分、世界遺産石見銀山遺跡を有する大田市からはJR特急で約1時間10分、自動車で約2時間の距離にある。

県東部からは距離がある一方、西部で隣接する他県の都市部からは比較的アクセスが良く、所要時間は山口県の山口市からは JR 山口線特急または国道 9 号を利用して約 1 時間半、萩市からは JR 山陰本線または国道 191 号を利用して約 1 時間 15 分、広島県広島市からは浜田自動車道・国道 9 号を利用して約 2 時間半でアクセスできる。

また、益田市は市街地近くに萩・石見空港を有し、1日2往復で所要時間約1時間30分の東京便が運航している。さらに夏期には期間限定で伊丹空港まで約1時間で結ぶ大阪季節便が1日1往復運航している(平成27年12月現在)。



益田市の位置とアクセス図

#### 2-2. 歴史環境

#### 2-2-1. 益田市域の歴史

#### ●益田の黎明

山間部の新槇原遺跡(匹見町道川)では旧石器時代の、また海岸部近くの久城西 II 遺跡(久城町)や 堂ノ上遺跡(久城町)では縄文時代草創期が下限と推定される石器が発見されるなど、益田市域では 古くから人の営みがあった。特に匹見町には縄文時代草創期以降の狩猟・採集・漁労を基盤とした 拠点集落の遺跡が濃密に分布する。上ノ原遺跡(匹見町匹見)やダヤ前遺跡(匹見町道川)では石器の 製作や打製石斧の使用が認められ、石ヶ坪遺跡(匹見町紙祖)から出土した阿高・並木式土器からは 九州と活発な交流があったことが窺える。縄文時代後期になると石ヶ坪遺跡、水田ノ上遺跡(匹見町紙祖)、ヨレ・イセ遺跡(匹見町匹見)で配石遺構が確認され、葬送儀礼を含めた宗教的な儀式も行われていたと考えられる。中国山地を縦断する断層谷や南北方向に流れる河川の谷が主要な交通路を形成し、広域的な文化交流の要衝地として拠点的な集落が複数形成されていったと考えられる。

海岸部にあっては、潟湖中の微高地や低丘陵に狩猟・漁労を営む採集民集落が出現する。久城丘陵上の若葉台遺跡(久城町)からは後期前葉の縄文土器が出土し、沖手遺跡(久城町)では後期末〜晩期初頭の丸木舟が検出されている。三宅御土居跡(三宅町)の地に、最初の人の居住が見られるのは晩期のことである。

益田川流域においては、酒屋原遺跡(美都町仙道)、唐干田遺跡(美都町都茂)や本郷遺跡(美都町二川)で後・晩期の縄文土器が検出されている。また、高津川流域では、安富王子台遺跡(安富町)で後・晩期の土器が見つかっており著名な存在となっている。

弥生時代には稲作が始まり、環濠集落や高地性集落も営まれ、弥生時代後期にかけて多くの竪穴住居を有する広く安定的な集落へと展開していった。浜寄・地方遺跡(高津町)では、高津川沿いの自然堤防の後背湿地に営まれていた弥生時代前期の水田が検出された。浜寄・地方遺跡では弥生から中世までの各時代の遺物が相当量出土しており、高津川河口部で長期にわたって存続した拠点集落と考えられる。平野中央部の沖手遺跡においても前期の弥生土器が少量ながら出土しており、初期の農耕集落が存在した可能性を示している。中期以降、久城丘陵西端の専光寺脇遺跡(久城町)で貼石墳丘墓が発見されており、益田川河口部一帯の集落をまとめる小首長の台頭を示している。

高津川中流域の安富地区では、集落域を区画する溝をもつ弥生中期の羽場遺跡(安富町)や多数の住居跡が重なり合って見つかった弥生後期の大規模集落である中小路遺跡(安富町)がある。防長系統の弥生土器がかなり出土しており、前代から引き続き広域にわたる交流が行われていたことを物語っている。

#### ●有力な首長の登場と古墳

古墳時代になると、益田川以東の益田平野周辺に三角縁神獣鏡が発見された四塚山古墳(下本郷町)、石見地方最大の前方後円墳である県史跡大元1号墳(遠田町)、国史跡スクモ塚古墳(久城町)、市史跡小丸山古墳(乙吉町)など首長の系譜を引くと考えられる大型古墳が継続的に築造される一方、台頭してきた有力者層も県史跡鵜の鼻古墳群(遠田町)、市史跡白上古墳(白上町)、片山横穴群(東町)、北長迫横穴群(赤城町)などの墳墓、群集墳、横穴群を造営した。山間地においても市史跡三谷古墳群(美都町三谷)、市史跡江田古墳・和田古墳(匹見町)などが築造された。

これら後期古墳に副葬された須恵器は、市域東部の本片子窯跡(津田町)などから供給されたと考えられるが、本片子窯跡からは丸瓦・平瓦も出土している。これまで市域において未発見ではあるが、古代寺院や官衙の存在を示唆する遺物といえる。古墳時代に有力な首長墓が築かれ、終末期にも顕著な遺跡がみられる状況から推測すれば、古代寺院の造立も十分ありうることと思われる。

#### ●古代の益田

奈良時代には、現在の島根県の西半に石見国がおかれ、益田市域はほぼ石見国美濃郡に相当する。 石見国府は、益田市に隣接する現浜田市に置かれた。美濃郡衙の位置は特定されていないが、中小 路遺跡では直径 1mに及ぶ柱穴群が検出されて官衙に関わる建物とも推測されており、益田川中流 域の酒屋原遺跡(美都町仙道)においても円面硯などが出土し、官衙的な性格を有する遺跡と考えら れている。また、中世益田氏の居館が置かれた三宅(三宅町)を「屯倉」と想定する説もある。

平安時代の「延喜式神名帳」には旧美濃郡内で五社がみえる。また益田川河口部には五福寺といわれる5つの寺院があり、万寿3(1026)年の大津波により流失したという伝説がある。現存する中須町の福王寺と東町の萬福寺は、これらの後身の寺院(萬福寺は中須の安福寺を移したもの)といわれる。平安時代末期には、益田荘と長野荘が成立し、美濃郡内のほとんどの地域が荘園となった。また元慶5(881)年には都茂郷丸山で採銅が始まった。

#### ●中世の益田と益田氏(2-2-2 で詳述)

平安時代末に益田市域では、益田荘と長野荘という大規模な荘園が成立し、両荘園は、天皇家、 摂関家、門跡寺院といった有力な荘園領主の支配下にあった。益田氏の祖とされる藤原(御神本)国 兼はこの頃、石見国司として石見国府(浜田市上府町・下府町)に赴任したとされる。

源平の合戦で大きな勲功をたてた藤原(御神本)兼高は石見全域に及ぶ所領と警察権を得た。兼高の子や孫の代に、一族は益田、三隅、周布、福屋などの各氏に分かれ、それぞれが独立した領主として活動した。益田を本拠としたのが益田氏である。鎌倉時代の益田氏は、益田川中流域の山道地域(現在の美都町仙道)を本拠としていたと推定されている。

南北朝時代には、益田兼見が益田本郷を掌握し、現在の益田市の平野部の大半を支配下に収めた。 以後益田氏は、室町幕府や大名大内氏、大内氏の滅亡後は毛利氏と関係を深め、山陰の有力武士団 として勢力を伸ばした。しかし、慶長 5(1600)年の関ヶ原の合戦で毛利氏が敗れ、中国地方 8 ヶ国 の領地のほとんどを没収されて周防・長門に移されると、益田氏もこれに従って長門国須佐(山口県 萩市)に移り、萩藩毛利家の永代家老家となった。

益田本郷地域は益田氏の本拠三宅御土居と七尾城を中心に栄え、特に益田川流域に集落跡や湊跡など多くの中世遺跡が確認され、七尾城下町を中心に地割・地名・社寺・石造物などが多く残る。また益田家には、質・量ともに全国屈指の文書群「益田家文書」や、多くの美術工芸品が伝来する。これらは中世の益田を研究する上で、非常に重要な史料となっている。

#### ●益田の近世的発展と産業

益田氏の転封後、益田市域は幕府直轄の石見銀山領と津和野藩領及び浜田藩領となった。石見銀山領の村々は元和年間にはほとんどが津和野藩領と浜田藩領に編成され、津和野藩では寛永 14(1637)年、浜田藩では明暦 4(1658)年に詳細な検地が行われて地方支配の基礎とされた。益田平

野の旧河道は新田として開発され、高津村沖田の荒地も蟠竜湖から水を引き美田となった。

津和野藩・浜田藩はともに製蝋・製紙を奨励した。匹見地域や美都地域では山林資源が豊富なことから鑓場が多く、井野村(現浜田市三隅町)から砂鉄を運んで経営され、製品は加計(現広島県安芸太田町加計)や益田へ搬出された。匹見川では鮎漁も盛んに行われた。都茂の丸山銅山は大森代官所(現大田市)の支配下で採掘されていたが、採掘量が減ると天保13(1842)年に浜田藩の管理下となった。幕末、第二次幕長戦争では益田口(石州口)で激戦があり、慶応2(1866)年には長州軍が幕府軍を破って浜田藩領に進攻し、明治2(1869)年まで浜田藩領は長州藩が支配した。

#### ●近現代の益田

明治2年の版籍奉還により津和野藩主が藩知事に任命され、津和野藩以外の石見国は大森県となった。大森県は翌明治3年に浜田県と改称、さらに明治4年には津和野藩が廃されて浜田県となり、明治9(1876)年には第2次府県統合により島根県に合併された。

明治22年の町村制施行により、益田地域で1町14村、美都地域で3村、匹見地域で3村が成立した。昭和27(1952)年には益田町を中心として益田市が誕生し、昭和の大合併により市域を拡大、美都地域・匹見地域においてもそれぞれ3村が合併して、昭和31年には匹見町、昭和32年には美都町が誕生した。

明治 20 年頃から丸山銅山の稼働が再開され、昭和 60 年まで採掘が続けられた。大正 12 (1923)年には山口線・山陰本線が開通し、石見益田駅が開業した。鉄道の枕木需要から山間部では製材業が栄え、匹見川を利用して搬出された。また、大正 15 (1926)年に匹見町から益田へ架設された総延長 29.9 kmの索道が、馬車で 2 日を要した距離を 5 時間で結んだ。1 日平均 38 トンの物資が搬出され、途中 8 ヵ所の駅もあったが、奥部への道路網整備が進み自動車輸送が発達すると昭和 26 年に全線廃止された。明治 22 年には山陰道が改修され、同 26 年から益田川沿いに整備が進められていた往来道は大正 12 年には県道とされ、昭和 39 年には国道 191 号に昇格し、昭和 30 年以降、国道 9 号、国道 191 号のバイパスが建設された。経済活動の中心が益田駅付近に移行するにつれて吉田地区が発展し、昭和 40 年代以降は商業団地の造成、大型店や諸官庁の進出などによって街は一変し、運動公園や陸上競技場などの体育施設、雪舟の郷記念館、柿本神社を取り込んだ万葉公園など文化施設の整備も進められた。平成 5 (1993)年には内田町の丘に石見空港が開港し、東京や大阪との距離を短縮した。

#### ●益田市の歴史を活かしたまちづくり

一方、昭和38年の豪雪後に、山間部では挙家離村が多発するなど、過疎の引き金となったとされる。また、昭和58年の水害では、益田川が氾濫し大きな被害をもたらした。この水害復旧に際して、当時県指定史跡であった三宅御土居跡を縦断する都市計画道路沖田七尾線が計画されると、遺跡を保存しようとする市民運動が盛り上がりを見せた。こうして高まった市民の地域の歴史への関心を受け、益田市は平成6年に市民の合意を得て「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」を策定した。これにより、都市計画道路沖田七尾線では三宅御土居跡の遺構を保護する工法がとられることになり、益田市は豊かな歴史と快適な現代社会とが共存する"中世文化の薫るまち"の実現をめざすことになった。

平成 16(2004)年に益田市、美都町、匹見町が合併して現在の益田市となった。

平成17年には、島根県芸術文化センターグラントワが開館し、益田はもとより、島根県西部の芸

術・文化の発信拠点となった。平成 26 年には、益田市合併 10 周年を記念して、関ヶ原の合戦以来 400 年ぶりに「益田家文書」が里帰りし、益田家文書里帰り展「益田家文書に見る中世益田の館・城・湊」展が開催された。

## 益田の歴史年表

年号	西暦	益田関連	日本国内
(旧石器時代)		匹見でナイフ形石器が使われる(新槇原遺跡)	
		匹見各地に縄文集落が誕生し始める	
		土器を埋設した上ノ原遺跡・蔵屋敷田遺跡・山崎遺跡が営まればじめる	
(縄文時代)		匹見に九州、瀬戸内との交流拠点となる集落が現れる(石ヶ坪遺跡)	
		匹見に大規模な「ムラ」がつくられる(石ヶ坪遺跡、山崎遺跡)	
		匹見で環状列石を伴う遺跡(水田ノ上遺跡、イセ遺跡)が営まれる	
		安富に安富王子台遺跡が営まれる	
		浜寄・地方遺跡で水田耕作が始まる	
(弥生時代)		安富に環濠集落が営まれる(羽場遺跡)	
		専光寺脇遺跡で貼石墳丘墓が築かれる	
		安富、久城に大規模集落が営まれる(中小路遺跡、堂ノ上遺跡)	
		四塚山古墳に三角縁神獣鏡が副葬される	
(古墳時代)		大元1号墳が築かれる	
(口須四10)		スクモ塚古墳が築かれる	
		小丸山古墳が築かれる	
	645		大化の改新
		鵜の鼻古墳群、北長迫横穴群など群集墳、横穴墓が築かれる	
	694		藤原京に遷都
		柿本人麿が活躍する	
和銅3	710		平城京に遷都
神亀 2	725	「瀧蔵権現(染羽天石勝神社)が創建される」という	
神護景雲 2	794		平安京に遷都
元慶 5	881	都茂(丸山)で銅山が発見される	
		仙道に栗島原遺跡、東仙道土居遺跡が、益田川河口域に沖手遺跡が営まれる	
永久年間	1113~ 1118	「御神本国兼、石見国司として赴任する」という	
文治元	1185	御神本兼高、源平の戦いに源氏方として軍功をあげる	
建久 3	1192		源頼朝、征夷大将軍となる
建久年間	1190~ 1198	「御神本兼高、益田に移り、益田氏と改める」という	
承久 3	1221	承久の乱後、新補地頭が赴任しはじめる	承久の乱
文永年間	$1264 \sim 1275$	「妙義庵が創建される」という	
文永 6	1269	益田本郷で「津料浮口」が徴収される	
(北朝/南朝) 正慶 2/元弘 3	1333		鎌倉幕府滅亡
建武 3/延元元	1336	三隅氏、七尾城北尾崎木戸を急襲する	室町幕府成立
暦応元/延元3	1338		足利尊氏、征夷大将軍となる
暦応 3/興国元	1340	益田兼見、豊田城を落とす	
暦応 4/興国 2	1341	益田兼見、稲積城、高津城を落とす	
文和元/正平7	1352	「足利直冬、石見に入る」という	
貞治元/正平 18	1363	崇観寺(医光寺の前身)建立	
応安 4/建徳 2	1371	益田兼見を大願主として崇観寺本殿の釈迦如来坐像が作成される	
応安 7/文中 3	1374	益田兼見を大檀那として萬福寺が建立される	
永和 2/天授 2	1376	「大中洲」に「鍛冶名」があり「水衆用途」が徴収される	
康曆 2/天授 6	1380	佐毘売山神社から大森へ御幣を分けて金山彦命を遷し祭る	

年号	西暦	益田関連	日本国内
永徳 3/弘和 3	1383	足利義満、益田兼見の所領を安堵(保証)する 益田兼見、置文を作成する。置文には瀧蔵(染羽天石勝神社)、山寺(東光寺)、東仙道八幡宮などが見える	
元中 9/明徳 3	1392		南北朝統一
応永 6	1399		大内義弘、堺で戦死(応永の乱)
応永 15ヵ	1408	益田氏、「割符」(為替)により京都へ訴訟費用などを送る	
永享6	1434	佐毘売山神社を大森山神社へ奉遷す	
応仁元	1467	「益田久直ら朝鮮と交易する」という	応仁の乱起きる、雪舟、大内氏の遣 明船で明に渡る
応仁 2	1468		
文明元	1469		雪舟、明より帰国する
文明 2	1470	陶弘護、益田貞兼との協力を誓う	
文明 3	1471	益田貞兼、陶弘護と協力して大内教幸(道頓)の乱を鎮圧	
文明 6	1474	足利義政、益田貞兼に高津など七郷の地頭職を安堵する	
文明 10	1478	大内政弘、益田貞兼に大井(萩市)・川島(萩市街のあたり)を預ける	
文明 11	1479	東光寺僧竹心周鼎、雪舟筆の益田兼堯像に着賛(描かれている人物を讃える文章)する。「雪舟、崇観寺へ入山する」という。 雪舟、崇観寺、萬福寺にこの頃庭を築く	
文明 15	1483	益田氏の領地に博多近くの原・莚田が見える	
永正3	1506	「雪舟、東光寺で死す」という	
永正5	1508	益田宗兼、大内義興に従って上洛する	
永正 14	1517		幕府、大内義興を石見国守護職に任 命する
永正 15 頃	1518	益田氏の船がしばしば若狭国に着岸する	
享禄 3	1530	益田氏と吉見氏、匹見川の権益の分割を取り決める	
天文 20	1551	益田藤兼、陶晴賢の下剋上に協力し、周布氏らを与同させる	大内義隆、家臣の陶晴賢に攻められ て自刃
天文 22	1553	陶氏、益田氏、津和野の吉見氏を攻撃する	
天文 24	1555		毛利氏、厳島合戦で陶晴賢を敗死さ せる
弘治3	1557	益田藤兼、毛利氏と和睦交渉を進める	毛利氏、大内義長を自害させ、防長 両国を征服する
この頃		益田氏、肥前の松浦隆信に使者を派遣し、交易における協力を申し入れる。 松浦隆信もこれに応じ、須佐・江崎に船を派遣した際の協力を求める	
永禄 5	1562	益田藤兼、毛利氏に呼応して、三隅氏の板井川要害を攻撃する	毛利氏、尼子勢を放逐して石見を制 圧
永禄 6	1563	益田藤兼、毛利氏と正式に講和する	
永禄 8	1565	益田氏、毛利氏から温泉津における通航料について、1ヶ月間200石船2艘分を免除される	
永禄 11	1568	益田藤兼・元祥父子、安芸吉田郡山城の毛利元就のもとへ挨拶に出向く	
元亀元	1570	益田藤兼、元祥に家督を譲る。譲渡した所領には見島が見える	
元正元	1573		室町幕府滅亡
天正 10	1582		本能寺の変 毛利輝元、羽柴秀吉と講和
天正 11	1583	「益田元祥、三宅御土居を大改修し土塁・館を築く」という。「益田藤兼・元祥、七尾城を下城する」という 益田藤兼・元祥、染羽天石勝神社(瀧蔵権現)本殿再建	
慶長 5	1600	益田元祥、伊勢などに出陣、関ヶ原の戦いの後長門国須佐へ移る 右田義正(宗味)、定期市を興す	関ヶ原の戦い
慶長 6	1601	坂崎直盛、津和野 3 万石に入る 大久保長安、初代石見銀山奉行となる	
慶長 8	1603		徳川家康、征夷大将軍となり、江戸に 幕府を開く
慶長 9	1604	毛利輝元、山口より萩城へ移る 益田・福原両家が永代家老家となる	
元和元	1614	木村佑光、三宅御土居跡に泉光寺を創建する	大坂冬の陣

年号	西暦	益田関連	日本国内
元和 2	1615	(津和野)坂崎家が断絶 「津和野藩、高津川河口に高津港をつくる」という	大坂夏の陣
元和 3	1616	亀井政矩、因幡国鹿野より津和野4万3千石に移封される	
慶安 2	1649	松平康映、播磨国穴栗より浜田 5 万 412 石に移封される	
寛文 9	1681	高津松崎の柿本神社を高津山に移し、社殿を造営	
宝永 4	1707	高津村庄屋長嶺嘉左衛門、高津湖水滝ノ山切抜水懸樋(蟠竜湖疎水工事) を完成	
享保 8	1723	柿本神社千年祭、正一位が贈られ御製短冊が奉納される	
享保 14	1729	「中須村安福寺跡から石造十三重層塔が掘り出される」という	
宝暦 9	1759	本多忠敞、下総国古河より浜田に移封される	
明和6	1769	松平康映、再び浜田藩に移封される	
文化3	1806	伊能忠敬、長門から石見に入り測量を行う	
天保 7	1836	松平斉厚、上野国館林より浜田に移封される	
慶応 3	1867		徳川慶喜、大政奉還する。王政復古 の大号令
明治元	1868		鳥羽伏見の戦い、明治改元、版籍奉 還
明治2	1869	旧浜田藩領に大森県を置く	
明治3	1870	大森県を浜田県に改称する	
明治4	1871	石見国全体を浜田県とする	廃藩置県
明治 9	1876	浜田県を島根県に合併する	
明治 27	1894		日清戦争(~1895)
明治 37	1904		日露戦争(~1905)
大正 12	1923	山口線津和野-石見益田間が開通し、石見益田駅が開業する さらに山陰本線三保三隅-石見益田間が開通する	
昭和 12	1937		日中戦争はじまる
昭和 16	1941		太平洋戦争(~1945)
昭和 27	1952	益田町が市制に移行、益田市になる	
昭和 31		匹見村が町制に移行、匹見町になる	
昭和 32	1957	美都村が町制に移行、美都町になる	
昭和 38	1963	山間部が豪雪に見舞われる(38 豪雪)	
昭和 58	1983	歴史民俗資料館が開館 県西部を中心に集中豪雨(58 水害)	
平成 2	1990	重要文化財「益田兼堯像」を購入 雪舟の郷記念館が開館 三宅御土居跡・七尾城跡の発掘調査がはじまる	
平成 5	1993	県営石見空港が開港	
平成 6	1994	「歴史を活かしたまちづくり計画」策定 秦記念館が開館	
平成 14	2002	三宅御土居跡部分を通る道路整備が完了し、沖田七尾線(七尾城通り)が 全線開通	
平成 16	2004	沖手遺跡の発掘調査がはじまる 益田氏城館跡が史跡に指定される 益田市・美都町・匹見町が合併し、益田市となる	
平成 17	2005	中須西原・東原遺跡が発見され、発掘調査開始 島根県芸術文化センターグラントワが開館	
平成 26	2014	中須東原遺跡が史跡に指定される 益田市合併 10 周年記念事業益田家文書里帰り展「益田家文書に見る中 世益田の館・城・港」が開催される	

#### 2-2-2. 中世の益田と益田氏

本項では、中須東原遺跡が成立した中世の益田と、益田を治めていた益田氏のあゆみをとりあげる。

#### ●益田の荘園・公領と荘園領主

古代以来、益田市域は石見国美濃郡に属していた。貞応 2(1223)年の土地台帳によると、鎌倉時代の益田は大半が益田荘と長野荘という二つの荘園で占められ、国衙領は疋見別符、丸毛別符、上津毛の三箇所がわずかに存在するだけであった。益田荘は本郷、納田郷、井村郷、乙吉郷、弥富名からなり、摂関家の藤原忠通が石見国の知行国主であった平安末期に成立したと考えられ、その後、摂関九条家に伝えられ、



御神本国兼像(益田市所蔵)

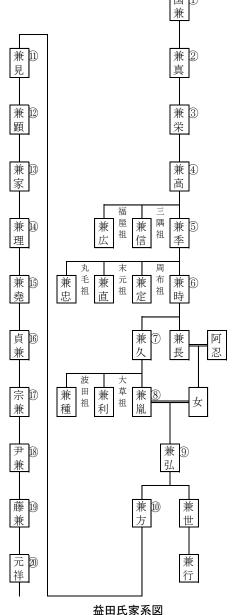
園城寺の円満院門跡も支配に関与した。長野荘の成立時期は不明であるが、建長 8(1256)年には、 崇徳天皇の御影堂領であることが確認できる。益田荘・長野荘ともに、天皇家、摂関家、門跡寺院 という有力な荘園領主の支配下にあった。

## ●御神本一族の分出

平安時代末に石見国司として藤原(御神本)国兼が石 見国衙に赴任したという。源平合戦に際して藤原(御神本)兼高はいちはやく源氏方に味方し、元暦元(1184) 年には石見国の押領使に任命されて警察権を与えられ、 石見全域に及ぶ所領を認められた。その後、兼高の子 や孫の代に、一族は益田、三隅、周布、福屋などの各 氏に分かれ、彼等は同じ一族という意識を持ちつつも、 それぞれが独立した領主として活動するようになった。 鎌倉後期の益田氏当主兼弘は仙道を本拠としていたと 推定されている。

#### ●南北朝の動乱と益田兼見の台頭

南北朝時代、益田氏は北朝方の石見守護上野頼兼に 従い、南朝方の石見国司日野邦光に従う高津氏・三隅 氏などと抗争を続けた。この動乱期に、益田氏は本来 の嫡流であった兼世の系統が没落し、庶流であった兼 見がこれに取って代わった。兼見は益田氏惣領として の地位を確立し、益田の平野部の大半を支配下に収め た。応安 4(1371)年には大檀那として釈迦如来坐像を 崇観寺に寄進、同7年には萬福寺を創建した。また、 兼見は崇観寺を諸山に、萬福寺を「本道場」にしたと いう。永徳 3(1383)年、兼見は子孫等が遵守すべき置 文を作成し、惣領制のもとに一族を団結させ、崇観寺、



- 15 -

萬福寺や安国寺などの寺院、瀧蔵権現(染羽天石勝神社)や御神本大明神を大切にするよう、記している。兼見によって中世の益田と益田氏の基礎が築かれた。

#### ●室町幕府・大内氏と益田氏の動向

室町時代には、益田氏は室町幕府や石見守護山名氏、周防・長門の大名大内氏と関係を深め、石見の有力武士団として活躍した。一方、同じ御神本一族の三隅氏・福屋氏・周布氏や、津和野の吉見氏とは、しばしば対立することもあったが、時には盟約を結ぶなどして領主連合が形成され、次第に益田氏がその盟主としての地位を得ることになった。

15 代兼堯は、父兼理と兄の死によって幼くして家督を継いだ。当時の益田氏は東の三隅氏、西の吉見氏との関係が悪く、また兼理の代になんからの内紛があったようで、応永 33 (1426)年に大草・波田・符・乙吉・山道といった庶子家を追放するなど、内憂外患の状態にあった。永享 7 (1435)年に、寺戸禅幸ら 106 名の一族・家臣が、兼堯を惣領として忠誠を尽くすと誓った。ここには兼理が追放した大草・波田・符氏らも見え、過去の遺恨を捨て一族・家臣が結束して益田氏の危機にあたろうとしたと考えられる。その後、兼堯は室町幕府から益田氏領の安堵(保証)を受け、幕府および石見守護山名氏の周旋により三隅氏・吉見氏との関係改善も進めるなど、幕府・守護との関係を深めることで、益田氏の安泰を図ろうとした。そのかわり、兼堯は幕府のための合戦に何度も出陣している。一方で、阿須那(邑南町)を本拠とする高橋氏と盟約関係を結んだり、大名大内氏との関係を深めたりするなど、幕府・守護との関係だけにとどまらない動きも見せている。

またこの頃の益田は山口の大内氏の影響を強く受け、15 代兼堯は雪舟を益田に招いた。雪舟は、萬福寺や崇観寺に庭園を築き、兼堯の肖像画を描いた。これにより室町文化が益田に花開いた。

応仁・文明の乱に際して、大内政弘は西軍方の主力として上洛するが、その伯父大内道頓(教幸)が東軍方から大内氏当主として認められ、東軍方として挙兵した。これに対して、政弘方の陶弘護が道頓を攻撃し、道頓が津和野の吉見氏らを頼ると、陶弘護と姻戚関係(兼堯の娘が弘護の妻)にあった益田貞兼は陶弘護と連携して道頓を九州に没落させた。これにより、文明 10(1478)年に益田貞兼は長門国の大井・川島(いずれも萩市)を預けられている。

17 代宗兼は大内氏に従って上洛し、足利義稙(最初は義尹)・大内義興政権を支えた。これにより、「大外様衆」という大名に次ぐ地位として遇され、将軍から子尹兼に偏諱を与えられ、刀剣・小袖などを賜った。京都国立博物館所蔵の重要文化財「太刀銘成高」および東京国立博物館所蔵の重要文化財「白茶地桐竹模様綾小袖」はこの時与えられたものという。また、大内氏は上洛にあたって、石見の領主の関係改善を進め、これにより益田氏は石見領主連合の盟主的な立場を占めるようになった。



重要文化財 益田兼堯像 (益田市所蔵)

#### ●戦国の争乱と海洋領主的性格

戦国時代になると、益田氏は大内氏重臣陶氏との関係をより深め、天文 20(1551)年に陶晴賢(最初は隆房)が主君の大内義隆を滅ぼし、大内氏の実権を握ろうとすると、19 代益田藤兼はこれに積

極的に協力した。天文 22 年、益田氏・陶氏は共に敵対関係にあった吉見氏を攻撃したが、安芸国の 毛利元就が反陶氏の態度を鮮明にすると吉見氏と和睦した。益田藤兼は三隅氏を攻撃し、天文 24 年頃には三隅沿岸部や三隅氏の本拠高城を攻略したと推定される。また、須佐や江崎などにも勢力 を伸ばした。

しかし、弘治元(1555)年の厳島合戦で、陶晴賢が毛利元就に敗れて戦死し、さらに同3年に毛利氏が大内氏を滅ぼして、周防・長門を支配下に収めると、陶氏と関係の深かった益田氏は毛利氏・吉見氏との緊張が高まった。実際に吉見氏は永禄5(1562)年に須佐などを攻略し、田万川を除く長門国阿武郡は吉見氏の支配下となった。このため藤兼は七尾城を大改修して毛利氏にそなえる一方、吉川元春を介して毛利氏との和睦を進め、永禄6年に正式に講和した。

このような益田氏の活動の背景には、豊富な地域資源と交易による経済力があったと思われる。 都茂の丸山鉱山は、その下流に中世に銅精錬場である大年ノ元遺跡が発掘されたことにより、中世 においても稼働していたと考えられる。また天正 6(1578)年に宗像大社が遷宮を行った際、材木が 益田で調達されている。これらのことから、中世の益田は銅や材木といった地域資源に恵まれてお り、これらの地域資源は益田川・高津川・匹見川などを使って川下しされ、河口域の湊から国内外 へと輸出されたと思われる。益田氏はこうした交易に積極的に関わっていたと思われ、益田藤兼は 見島(萩市沖)を領有して朝鮮との交易を行っていた可能性が指摘されており、実際に永禄 11 年に毛 利氏の本拠吉田郡山城(安芸高田市)を藤兼・元祥父子が訪れた際には、毛利氏に朝鮮半島の虎皮を 贈ったり、北方産の昆布・数の子などの料理を振る舞ったりしている。これらのことから、益田氏 はその「海洋領主的性格」が指摘されている。

## ●近世への転換と益田元祥

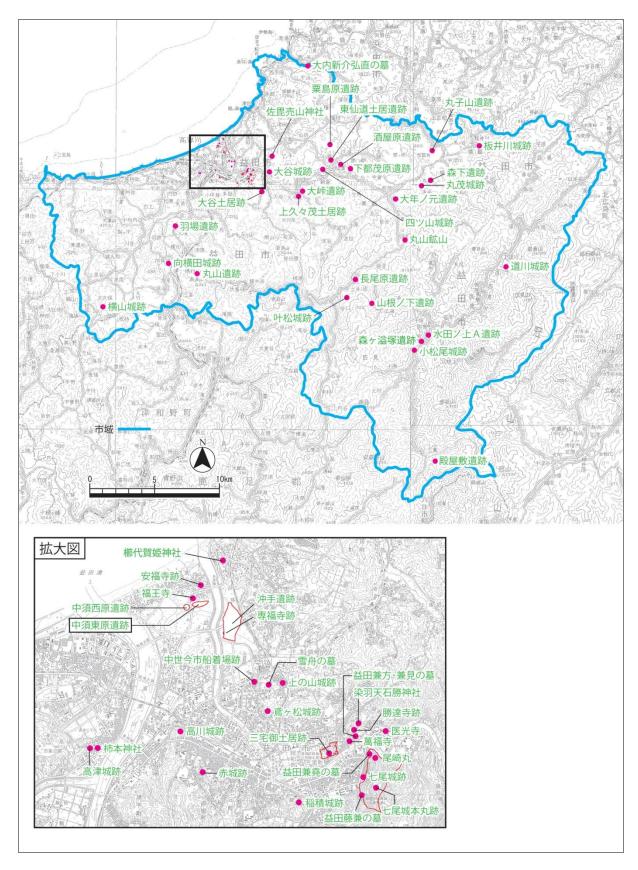
安土桃山時代には、20代益田元祥が中世から近世への移行に積極的に対応しようとした。元祥は天正11(1583)年に三宅御土居の大改修を行い、南北100m、東西190mの敷地の東西両側に土塁を構え、周囲を堀で囲んだ大規模な館を築いた。また豊臣政権下の毛利氏内でも重要な地位を占めるようになった。同8年頃~17年までの10年間、隠居した藤兼は七尾城を改修して居住したという。七尾城二の丸跡の庭園跡は藤兼の隠居所として整備された時のものの可能性がある。

しかし、慶長 5(1600)年の関ヶ原の戦いに敗れた毛利氏が長州藩(周防国・長門国)に減封されると、元祥はこれに従って長門国須佐(現在の萩市須佐)に移り、以後益田氏は萩藩毛利氏の永代家老家となった。益田氏が去ると、益田市域は石見銀山領(幕府直轄領)、津和野藩領、浜田藩領に分割され、中世の終焉とともに城下町としての役割を終え、近世在郷町として発展した。

なお、益田家に伝来した約1万8千点余りの文書「益田家文書」は、 質・量ともに全国屈指の文書群である。特に中世の史料800点余りは、 中世の面影を今も伝える景観や遺跡などとともに、往時を復元できる 貴重な学術研究資料となっている。



重要文化財 益田元祥像 (島根県立石見美術館所蔵)



益田市域の主な中世遺跡

#### 2-2-3. 文化財

日本海に面し、気候風土に恵まれたこの地域では古くから文化が栄え、匹見地域の縄文時代の遺跡、益田平野やその周辺の弥生時代の遺跡や古墳、平安時代に発見された丸山銅山(都茂鉱山)、中世の益田氏城館跡、雪舟の作庭した萬福寺・医光寺庭園等、原始・古代からの数多くの文化財が残っている。これらのうち建造物2件、絵画3件、史跡3件、史跡及び名勝2件、天然記念物1件の計11件が国指定文化財であり、さらに24件の県指定文化財、98件の市指定文化財、5件の国登録文化財を有する。全138件の指定・登録文化財のうち区分別では史跡(52件)が、時代別では中世(47件)の文化財が最も多い。この他に旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律による認定美術品が1件ある。

#### 指定等文化財一覧表

#### <国指定文化財>

No	種別	名称	指定年月日	所 在 地	備	考
1	史跡	中須東原遺跡	平 26. 03. 18	中須町		
2	重文	萬福寺本堂	明 37. 02. 18	東町 25-33		
3	重文	染羽天石勝神社本殿	昭 04.04.06	染羽町 1-60		
4	重文	絹本著色二河白道図	明 37. 02. 18	東町 25-33		
5	重文	紙本著色益田兼堯像	昭 25.08.29	乙吉町(雪舟の郷記念館)		
6	重文	絹本著色益田元祥像	平元. 06. 12	有明町 5-15(島根県立石見美術 館)		
7	史跡	スクモ塚古墳	昭 16.12.13	久城町		
8	史跡	益田氏城館跡	平 16.09.30	七尾町、大谷町、三宅町、東町		
9	史名	萬福寺庭園	昭 03. 03. 28	東町 25-33		
10	史名	医光寺庭園	昭 03. 03. 28	染羽町 4-29		
11	天然	唐音の蛇岩	昭 11.12.16	西平原町		

#### <国認定文化財>

12	重要美 術品	柿本神社御法楽御短冊	昭 18. 10. 01	高津町		
----	-----------	------------	--------------	-----	--	--

## <国登録文化財>

No	種別	名	称	指定年月日	所	在	地	備	考
13	有建	益田市立歴史民俗資料 (旧美濃郡役所)	館	平 08. 12. 26	本町				
14	有建	櫛代賀姫神社本殿		平 25. 06. 21	久城町				
15	有建	豊川発電所本館		平 27. 03. 26	猪木谷町				
16	有建	澄川発電所本館		平 27. 03. 26	匹見町澄川				
17	有建	匹見発電所本館		平 27. 03. 26	匹見町匹見	•			

#### <県指定文化財>

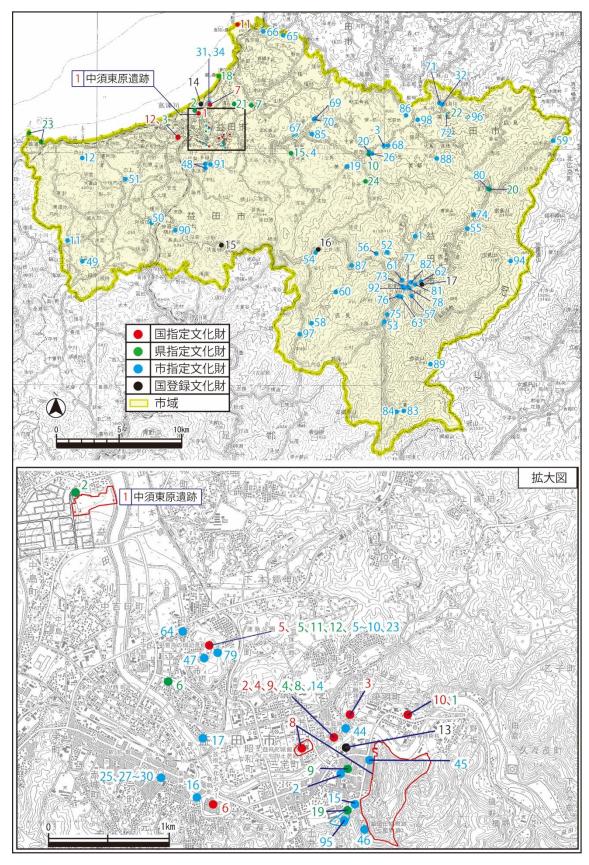
No	種別	名称	指定年月日	所 在 地	備	考
1	有建	医光寺総門	昭 34.09.01	染羽町 4-29		
2	有建	福王寺石造十三重塔	昭 38.07.02	中須町		
3	有建	柿本神社本殿	昭 57.06.18	高津町		
4	絵画	書院襖絵	昭 47.03.31	東町 25-33		
5	絵画	絹本著色釈迦十六善神像	昭 53.05.19	昭和町		
6	彫刻	木造観音菩薩立像	昭 53.05.19	乙吉町イ 1204		
7	彫刻	木造薬師如来坐像	昭 62.04.03	大草町		
8	彫刻	木造阿弥陀如来立像	平 21. 04. 07	東町		
9	彫刻	木造阿弥陀如来立像	平 21. 04. 07	七尾町		
10	有古	紙本墨書原屋家文書	昭 50.08.12	美都町都茂 1682-2		
11	有古	安富家文書	平 20. 12. 02	乙吉町(雪舟の郷記念館)		
12	有古	周布家文書	平 20. 12. 02	乙吉町(雪舟の郷記念館)		

13	有考	陶製経筒	昭 43.06.07	古代出雲歴史博物館	豊田神社所有
14	有民	糸繰り人形の頭および胴 附馬 3 頭 舞台襖 72 枚 遠見 2 枚 立看板 12 枚	昭 45. 10. 27	元町(市民学習センター)	
15	有民	獅子頭	昭 50.08.12	美都町笹倉 414	
16	無民	益田糸操り人形	昭 38.07.02		
17	無民	三葛神楽	昭 50.08.12	匹見町紙祖	
18	史跡	鵜の鼻古墳群	昭 33.08.01	遠田町	
19	史跡	七尾城附妙義寺境内	昭 47.03.31	七尾町	
20	史跡	新槙原遺跡	平 02. 05. 20	匹見町道川	
21	史跡	大元古墳群	平 11. 04. 09	遠田町	
22	名勝	双川峡	平 16. 12. 17	美都町板井川	
23	天然	鑪崎及び松島の磁石石	昭 33.08.01	飯浦町	
24	天然	金谷の城山桜	昭 51.04.30	美都町山本イ846続ノ1	

## <市指定文化財>

<u> </u>	<市指定文化財 >						
No	種別	名称	指定年月日	所 在 地	備考		
1	有建	矢尾の宝篋印塔	平 08. 04. 19	匹見町落合			
2	有建	暁音寺山門及び鐘楼	平 09. 08. 28	七尾町イ 867			
3	有建	笹利山根家長屋門	平 16.01.30	美都町都茂 807			
4	絵画	笹倉八幡宮絵馬	平 16.07.09	美都町笹倉 414			
5	絵画	紙本着色花鳥図	平 21. 08. 19	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
6	絵画	紙本墨画淡彩山水図屏風	平 21. 08. 19	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
7	絵画	紙本墨画達磨、郁山主、政黄牛	平 21. 08. 19	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
8	絵画	紙本墨画秋江帆舟図、雪山行旅図	平 21. 08. 19	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
9	絵画	絹本墨画蓮鷺図	平 21. 08. 19	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
10	絵画	紙本墨画達磨図 雲谷等屋筆	平 27. 06. 23	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
11	彫刻	木造坐像御神体	昭 43.09.21	上黒谷町 1780			
12	彫刻	人麿御童子像と付帯像	昭 53.01.20	戸田町イ 856			
13	彫刻	雪舟禅師像	昭 57. 05. 10	乙吉町(雪舟の郷記念館)	雪舟顕彰会 所有		
14	彫刻	流仏三体像	昭 61.11.10	東町 25-33			
15	彫刻	十一面観音菩薩立像	昭 61.11.10	七尾町 1-40			
16	彫刻	木造薬師如来坐像	平 06.01.21	常盤町 8-13			
17	工芸	藤原清成作 刀	昭 52.08.03	乙吉町イ 345			
18	工芸	三葛神楽木彫面	平 14.03.25	匹見町紙祖			
19	有古	梅津文書	昭 56.03.24	美都町山本口 86			
20	有古	紙本墨書大般若経	平元.03.20	美都町都茂 1817-1			
21	有古	小川家木地屋文書	平 06. 09. 16	匹見町匹見			
22	有古	津島家金屋子文書	平 14.03.25	匹見町道川			
23	有古	吉田家文書	平 19.01.29	乙吉町(雪舟の郷記念館)			
24	有古	土佐本田植哥草紙	平 27. 06. 23	匹見総合支所			
25	有考	非生活用品出土品	平 03. 03. 03	匹見調査室			
26	有考	栗島原遺跡出土品	平 12.05.26	美都総合支所			
27	有考	水田ノ上遺跡出土品	昭 59.03.13	匹見調査室			
28	有考	森ヶ溢塚遺跡の仏像と礫石経	平 16. 10. 01	匹見調査室			
29	有考	山根ノ下遺跡の和鏡	平 16. 10. 01	匹見調査室			
30	有歴	足踏み轆轤一式	平 06. 09. 16	匹見調査室			
31	有民	神楽木彫面	昭 46. 10. 20	久城町 1017-3			
32	有民	板井川新宮神社獅子頭	平 01. 03. 20	美都町板井川 481			
33	無民	向横田節	昭 46.06.21	向横田町			
34	無民	久城神楽舞	昭 46. 10. 20	久城町 1017-3			
35	無民	種神楽舞二題	昭 52.05.23	下種町			
36	無民	志賀団七踊り	昭 52.08.31	匹見町紙祖			
37	無民	三谷神楽	昭 56.03.24	美都町三谷			
38	無民	丸茂神楽	昭 56.03.24	美都町丸茂			
39	無民	藁蛇神事	昭 57.03.25	匹見町石谷			
40	無民	匹見神楽	昭 57.04.07	匹見町匹見			
41	無民	道川囃子田	平 05. 03. 02	匹見町道川			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	ı			

42	無民	内谷囃子田	平 05. 03. 02	匹見町石谷
43	無民	道川神楽	平 12. 09. 21	匹見町道川
44	史跡	益田兼見の墓	昭 46. 06. 21	東町
45	史跡	益田兼堯の墓	昭 46. 06. 21	七尾町
46	史跡	益田藤兼の墓	昭 46. 06. 21	七尾町
47	史跡	雪舟の墓	昭 46. 06. 21	乙吉町イ 1204
48	史跡	岸静江国治の墓及び扇原関門跡	昭 46. 06. 21	多田町
49	史跡	横山城跡	昭 50. 04. 21	柏原町 1810
50	史跡	向横田城跡	昭 50. 04. 21	向横田町 1817 他
51	史跡	白上古墳	昭 50. 08. 21	白上町イ 673-1
52	史跡	碁盤嶽城跡	昭 52. 08. 31	匹見町広瀬
53	史跡	小松尾城跡	昭 52. 08. 31	匹見町紙祖
54	史跡	叶松城跡	昭 52. 08. 31	匹見町澄川
55	史跡	道川城跡	昭 52. 08. 31	匹見町道川
56	史跡	和又出土地(鋤)*和又杜古墳	昭 53. 07. 13	匹見町広瀬
57	史跡	和田古墳	昭 53. 07. 13	匹見町匹見
58	史跡	田原古墳	昭 53. 07. 13	匹見町石谷
59	史跡	本谷山たたら跡	昭 53. 07. 13	匹見町道川
60	史跡	牛首古墳	昭 53. 07. 13	石見町石谷
61	史跡	江田古墳	昭 53. 07. 13	匹見町匹見
62	史跡	和田寺	昭 54. 08. 31	匹見町匹見
63	史跡	清閑院跡	昭 54. 08. 31	匹見町紙祖
64	史跡	中世今市船着場	昭 56. 02. 23	乙吉町
65	史跡	大内新介弘直の墓	昭 56. 02. 23	金山町 566-1
66	史跡	鎌手丸山古墳	昭 56. 02. 23	土田町 476-1
67	史跡	四ツ山城跡	昭 56. 03. 24	美都町仙道、朝倉、小原
68	史跡	丸茂城跡	昭 56. 03. 24	美都町丸茂火明神 3026 外
69	史跡	三谷1号古墳	昭 56. 03. 24	ЭСПР 17 d/20 (7111 ««=«71
-				美都町三谷種地上平35内第1
70	史跡	三谷2号古墳	昭 56.03.24	
71	史跡	夏山墓地	昭 56.03.24	美都町板井川 503
72	史跡	板井川城跡	昭 56.03.24	美都町板井川
73	史跡	神田遺跡	昭 57.03.25	匹見町匹見
74	史跡	上家屋遺跡	昭 59.03.13	匹見町道川
75	史跡	石ヶ坪遺跡	平 02. 12. 17	匹見町紙祖
76	史跡	水田ノ上遺跡	平 03. 03. 03	匹見町紙祖
77	史跡	ヨレ遺跡	平 03. 03. 03	匹見町匹見
78	史跡	イセ遺跡	平 03. 03. 03	匹見町匹見
79	史跡	小丸山古墳	平 06. 01. 21	乙吉町
80	史跡	田中ノ尻遺跡	平 07. 07. 24	匹見町道川
81	史跡	上ノ原遺跡	平 08. 04. 19	匹見町匹見
82	史跡	上ノ山城跡	平 08. 04. 19	匹見町匹見
83	史跡	殿屋敷遺跡と遺物	平 10. 02. 19	匹見町紙祖
84	史跡	中ノ坪遺跡	平 11. 06. 09	匹見町紙祖
85	史跡	品川大膳有縁墓所	平 11. 09. 22	美都町仙道 1777-1 外
86	史跡	養老瀧	平 11. 09. 22	美都町宇津川 1048
87	史跡	広瀬城跡	平 13. 10. 01	匹見町広瀬
88	史跡	大鳥たたら跡	平 16. 01. 30	美都町宇津川大鳥
89	史名	大神ヶ嶽	昭 57. 11. 18	匹見町紙祖 四見町紙祖
90	天然	丸山の樫	昭 46. 10. 20	隅村町 4 円 町 100 4
91	天然	多田の椋の木	昭 51. 05. 13	多田町 429-4
92	天然	八幡宮の夫婦榧	昭 53. 07. 13	匹見町匹見
93	天然	栃原の高野槇	昭 57. 11. 18	匹見町石谷
94	天然	三本栃	昭 59. 03. 13	匹見町匹見
95	天然	妙義寺境内裏山のシイ林	昭 62. 02. 03	七尾町 2627
96	天然	若杉天然杉	平元. 03. 20	美都町板井川 1202-1 外
97	天然	若宮神社の銀杏	平 08. 04. 19	匹見町石谷
98	天然	宇津川新宮神社のイチョウ	平 16.01.30	美都町宇津川 33



指定等文化財分布図

## 2-2-4. 史跡中須東原遺跡周辺の遺跡等

#### ①港湾遺跡

約6,000年前の縄文時代前期に、久城丘陵から中須、大塚にかけての海岸に砂州が形成され始め、 次第に砂丘帯へと発達して、外海と隔てられた潟湖を形成する。その後潟湖は、河川上流からの土 砂の流入などにより、次第に規模を狭め、陸地・平野化していくが、一方で益田平野内の高津川・ 益田川の流路は複雑に蛇行・分流し、氾濫にともなって河道の位置はしばしば変化したと考えられ る。

そして中世になると、河川やそこにつながる入江地形といった潟湖的水域の縁辺部などに港湾集落が相次いで出現した。

港湾集落の中でいち早く成立した沖手遺跡は、11世紀後半に成立し、12世紀にかけて繁栄したが、13世紀以降は衰退した。中須東原遺跡は12世紀中頃には成立して、沖手遺跡との併存期を経て、14世紀後半から中須西原遺跡を含めて再整備され、15世紀末~16世紀中頃に最盛期を迎えた。16世紀後半に入ると中須東原遺跡・中須西原遺跡は衰退を始めるが、これに代わって、16世紀初頭に益田川の上流に新たに中世今市遺跡が成立し、16世紀の最末期に最も繁栄した。

#### ●沖手遺跡

沖手遺跡の南側に接する今市川は河川改修(昭和10年代)以前の益田川本来の河道である。立地と発掘調査の成果からは、高津川・益田川の上流域と国内外の遠隔地とを結ぶ流通拠点として中世初期の11世紀後半から12世紀にかけて成立・発展した集落と考えられる。道路建設事業に伴い、平成16~18年度にかけて約19,000㎡の発掘調査が行われた結果、両側に側溝状の窪みをもって全体が皿状に浅く掘り窪められた幅4~6mの道路によって直線状または方形に集落が区画され、おおむねこの区画に沿って掘立柱建物140棟、井戸18基、墓92基などの遺構が検出されている。成立段階から一定の規格性を持って、道路を骨格とした集落全体の地割が行われていたことが窺える。南~南西域では11世紀後半~12世紀後半の貿易陶磁器が多く出土し、それが減少する時期から17世紀前半にかけては東端域で多くの遺物が確認されるため、集落の中心部が南あるいは南西から東~移動したと考えられる。なお、これまで行われた調査では、舟着場の遺構は確認されていない。

#### 申中須東原遺跡・中須西原遺跡

現在の益田川河口部の左岸、海岸部に形成された砂丘の内陸側に位置する。潟湖的水域に面する立地を活かし、国内外の物資の集散地として機能していた。

集落は12世紀中頃以降に形成され始め、12世紀後半には、水辺からやや内陸に入った現在の福 王寺周辺に中心地域があったことが推定される。その後、14世紀には中心を東に移し、14世紀後半 以降中心をやや南に変えて再開発が進み、16世紀初頭まで汀線沿いへ徐々に整備・拡充が進められ、 最盛期を迎える。

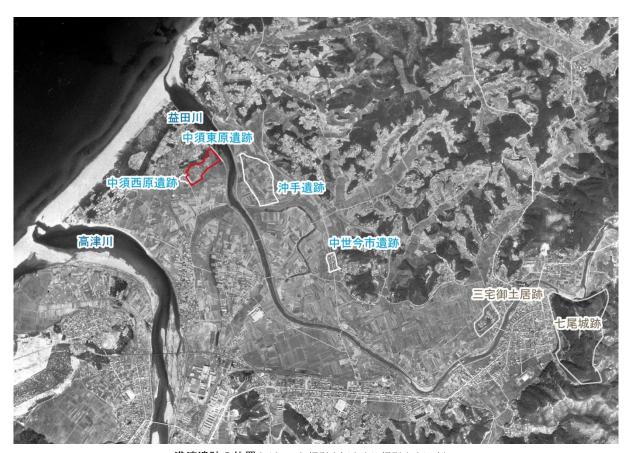
道路によって方形の街区が形成され、最盛期には南面の旧河道あるいは潟湖的な広がりを持った 水域に沿って舟着場・荷揚げ場と考えられる礫敷きが築かれた。多数の鍛冶関連遺構のほか、町屋 や倉庫の跡と思われる建物の柱穴が多数検出された。

現在では潟湖は消滅して陸化しているが、遺跡の背後に広がる砂丘や南側の低湿地が当時の名残りをとどめる地形として残っている。河川等による堆積作用の進行や江戸時代の城下町の建設によって、全国的に中世の湊やその周辺景観が大きく変貌し、または消失した中、現在の高津川・益田

川河口域は、遺構とともに中世的景観の痕跡が極めてよく残るまれな事例である。中須東原遺跡は 西日本海を通じた国内外の遠隔地と益田本郷・三宅御土居・七尾城、さらに内陸の丸山銅山や匹見 の山間地域などと繋がる結節点として、沖手遺跡、中世今市遺跡とともに中世の益田地域における 人々の活動と繁栄を支えた重要な遺跡である。

#### ●中世今市遺跡

潟湖の干陸化や14世紀後半の海退(海水面が現在より1.0m以上低くなったといわれる)の影響も受けて、16世紀に入ると、中須東原・西原遺跡の港湾としての機能の大部分は、沖手遺跡の約600m上流に位置する今市に移ったと考えられる。舟着場と市場の機能を備え、益田氏の戦費や軍事物資を調達するために特権商人が居住したと推定されている。



港湾遺跡の位置(昭和22年撮影米極東空軍撮影空中写真)

#### ②歴史文化的資源

益田市には、中須東原遺跡の他にも中世の歴史文化的資源が数多く残されている。ここでは、 その中から中須東原遺跡に関連すると考えられる歴史文化的資源を、ア)益田平野の下流域、 イ)益田氏城館域、ウ)高津川・益田川の上流域に分けて示しておく。

## ア) 益田平野の下流域 (中須東原遺跡)

かつての高津川・益田川の河口域にあたる当地には、中須東原遺跡をはじめとする複数の港湾遺跡や、古い歴史や伝承を伝える寺社、中世の名残を留める景観などが多く残されている(位置は P26 図参照)。

福王寺	計画地に隣接する浄土宗寺院。かつての高津川・益田川下流域にあったと伝
	承される五福寺(専福寺・安福寺・福王寺・妙福寺・蔵福寺)のひとつ。これ
	ら五寺院は万寿3(1026)年の地震・大津波で流失したという。福王寺はその後
	復興されたといわれ、現在の本堂は安政 4(1857)年の再建。境内には鎌倉時代
	後期の石造十三重塔(県指定有形文化財)や元徳 2(1330)年の年号が彫られた
	五輪塔の地輪など中世石塔が多く残る。
安福寺跡	万寿 3(1026)年の地震・大津波で流失したと伝承される五福寺のひとつで、中
	須にあったといわれる。跡地に小庵が再建されたというが、その後の応安
	7(1374)年に、益田本郷(現在の益田地区)に移転され、寺名を萬福寺に改めて
	再建された。
	享保 14(1729)年の大洪水の際に、中須浜崎の寺屋敷と呼ばれる寺跡推定地か
	ら、十一重の石塔(本来は十三重)が掘り出され、現在は福王寺境内に安置さ
	れている。
西浜遺跡	福王寺周辺に広がる中世遺物の散布地。
厳島神社	江戸時代に浜田組七浦大年寄を務めた中須村大賀家の鎮守社であったものを
	中須村の氏神としたという。
恵毘須神社	厳島神社境内に祀られている。一般的に漁業・商業をはじめ、広く生業の守
	護神として、信仰を集める。
沖手遺跡	11 世紀後半から 12 世紀にかけて成立発展した、推定範囲 86,000 ㎡の大規模
	な港湾集落跡。
中世今市遺跡	16世紀に入って衰退し始めた中須東原・西原遺跡に代わって築かれた湊町。
	舟着場と市場の機能を備え、益田氏の戦費や軍事物資を調達するために特権
	商人が居住したと推定される。石垣の一部が市指定史跡。
櫛代賀姫神社	中須一帯を見下ろす益田川右岸の久城丘陵上にある式内社。神社由緒による
(真如坊跡)	と天平 5(733)年に大浜浦に創建され、その後、久城の緒継浜へ移り、さらに
	万寿3(1026)年の大津波で社殿が流失したため現在地に移転したと伝わる。中
	世には益田氏の庇護を受けた。本殿は国の登録有形文化財。
	神社の南方には明治初年に廃絶した別当寺真如坊跡がある。
中須集会所所蔵文書	益田市の中須地区の自治会に伝わった文書群で、江戸時代初期以降の古文書
	と、明治以降の文書・絵図など、150点程度が現存する。近世から近代にかけ
	ての同地区の歴史を現代に伝える史料である。絵図が充実していることも特

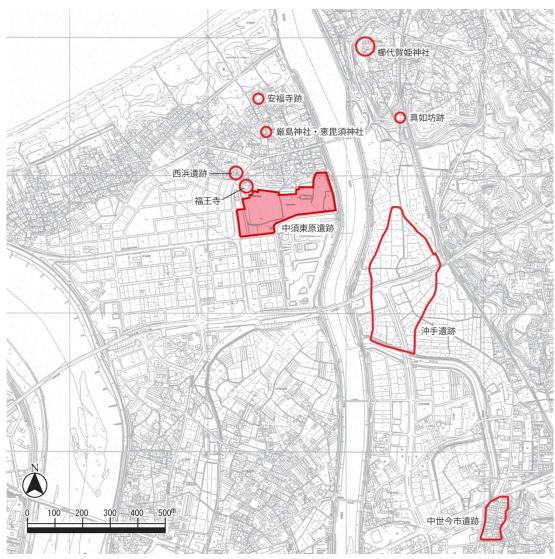
徴的である。

江戸時代の古文書の内容は大きくわけると、同地区の新田開発に関わるもの、 益田浦の支配に関わるもの、益田浦の経営に関わるものがある。湊町として の同地区の性格などを考察する上での貴重な史料である。

また江戸時代後期作成と思われる、高角(益田市須子町)から荒磯(益田市西平原町)までの約 10 kmの沿岸の絵図も含まれ、同時期の益田沿岸部の様子を知る上で興味深い。

## 中世以来の景観を残す地割や土地利用

中須は江戸時代には中須村に属し、安永 6(1777)年の村明細帳(右田家文書)では家数 77、人口 307 とある。明治初期の中須村地引図(P28 参照 広島大学図書館所蔵)が残されているが、地引図と昭和 20 年代の土地利用図(P28 図参照)を比較しても、里道や田畑の区画等が近年まで引き継がれていたことがわかる。現在でも中須東原遺跡付近をみると、砂丘を貫く里道が北方の集落と連絡するなど、道路としての機能をそのまま受けついでいる。また地下遺構の溝状遺構の一部はこれら里道にも継承されたようで、中世以来の地割や景観を今に遺す貴重な地であるといえる。



中須東原遺跡周辺の歴史文化的資源



県指定有形文化財 福王寺十三重塔



厳島神社



恵毘須神社



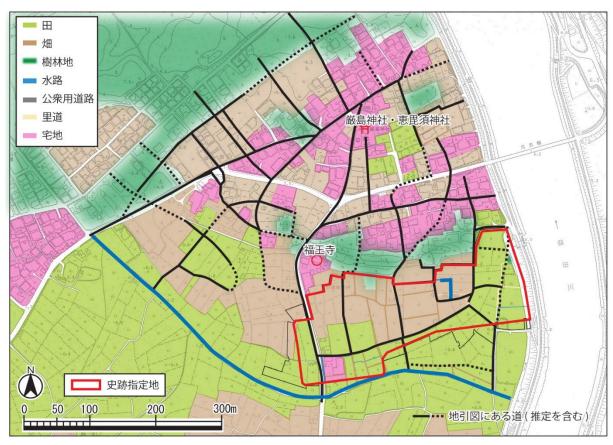
沖手遺跡



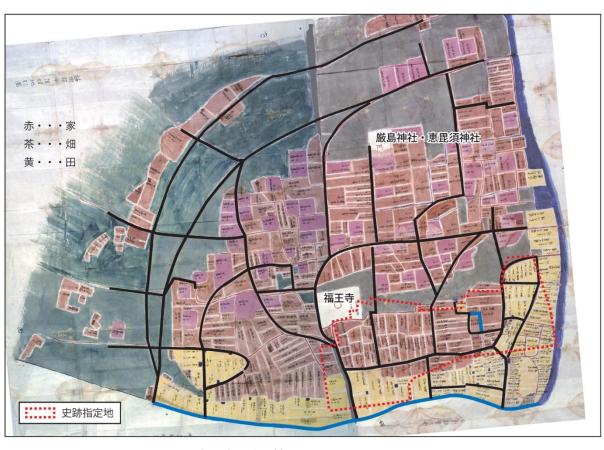
市指定史跡 中世今市船着場



国登録有形文化財 櫛代賀姫神社本殿



昭和22年当時の土地利用(米極東空軍撮影写真より)



明治 10 年 中須村地引図(広島大学図書館所蔵) ※寺社の名称、道の黒線(原本は赤線)、計画地の赤点線は加筆

#### イ) 益田氏城館域 - 益田地区(益田本郷)

石見国を代表する有力武士団益田氏が本拠とした益田本郷地域(現在の益田地区)には、益田氏城館跡を中心に中世の遺跡や寺社、石造物、地割・地名などが集中して残されている。益田氏が拠点とした三宅御土居跡、七尾城跡はともに発掘調査の成果と文献史料の研究成果が一致し、遺構の遺存状態も極めて良好であることが確認され、益田氏城館跡として国史跡に指定されている。城館の成立とともに形成・発展した城下町はその後の大きな改変が加えられなかったために、中世に由来する短冊状の地割や鍵曲りの道筋、「犬ノ馬場」「上市・中市・下市」などの地名が残る。また益田氏歴代の墓や妙義寺、萬福寺、医光寺、染羽天石勝神社などの中世以来の寺社群も点在し、中世の歴史文化が色濃く残る歴史的な地区である。

#### 益田氏城館域の関連する歴史文化的資源

遺跡名	種別	時期	遺 跡 の 概 要 等
三宅御土居跡	館跡	12C~16C	<ul> <li>◎遺構/堀、掘立柱建物、礎石建物、木組井戸、石積井戸、盛土、土手状高まり、溝</li> <li>・益田氏の居館跡。</li> <li>・荘園益田荘の政所から益田氏の居館へと変遷か。</li> <li>・館内は、東側から西側に向けて段階的に拡充されたか。</li> <li>・陶晴賢の戦死(1555)、大内氏の滅亡(1557)による毛利氏・吉見氏との緊張関係により、三宅御土居から七尾城に本拠を移したと推定されている。</li> <li>・天正11(1583)年に益田元祥が七尾城から三宅御土居に本拠を戻し、翌12年に大規模に改修したという。</li> <li>・関ヶ原の戦い後、益田元祥の長門国須佐移住に伴い廃絶。</li> <li>・遺構を保護する工法で、都市計画道路「沖田七尾線」が整備され、広場にはガイダンス施設のほか、遺構の平面表示が施されている。</li> <li>◆国指定史跡「益田氏城館跡」平成16年9月30日指定。</li> </ul>
七尾城跡	城跡	14C~16C 後	<ul> <li>◎遺構/礎石建物、礎石列(塀跡)、集石遺構、庭園遺構、石積井戸、畝状空 堀群</li> <li>・益田氏の居城跡。</li> <li>・南北朝期の延元元(1336)年に三隅氏が北尾崎木戸を急襲(「閥関録」)。</li> <li>・明徳 4(1393)年以前の数年間、大内氏に占領され、益田氏への返還に際して、破壊された可能性がある。</li> <li>・陶晴賢の戦死(1555)、大内氏の滅亡(1557)による毛利氏・吉見氏との緊張関係により、三宅御土居から七尾城に本拠を移したと推定されている。</li> <li>・礎石建物等検出遺構に伴う遺物の大半は16世紀前〜第3四半期過ぎに限定。</li> <li>・天正11(1583)年に益田元祥が下城し、三宅御土居へ再び拠点を移したという。</li> <li>・同8年頃藤兼の隠居所として整備され、藤兼は天正17年までの10年間居住する。</li> <li>◆国指定史跡「益田氏城館跡」平成16年9月30日指定。</li> </ul>
中世七尾城下町遺跡	城下町		<ul> <li>◎遺構/未調査のため不詳</li> <li>・中世城下町を区画していた道路と、道路に面して短冊状の中世地割が残る。</li> <li>・三宅御土居跡と七尾城跡を結ぶ道路沿線の暁音寺周辺には、鍵曲り状の道筋が残されており、「沖田七尾線」整備において、歴史的景観を考慮した整備がなされた。</li> <li>・「犬ノ馬場」「上市・中市・下市」などの中世に起因する地名が残る。</li> <li>◇市指定建造物「暁音寺山門及び鐘楼」平成9年8月28日指定。</li> </ul>





国史跡 益田氏城館跡 三宅御土居跡(左) と七尾城跡(右)

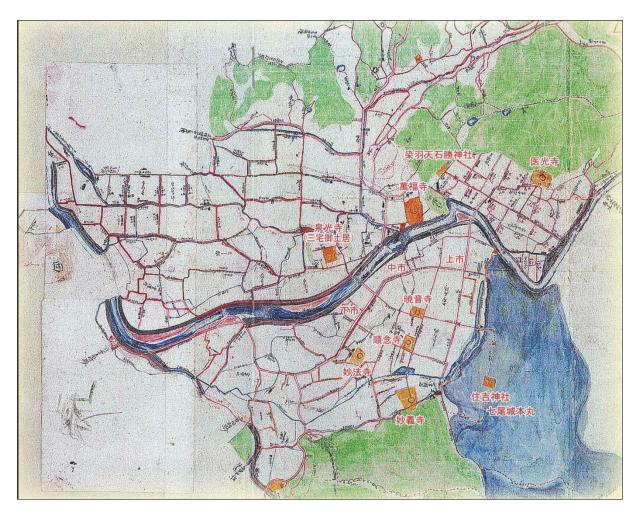


国史跡及び名勝 医光寺庭園

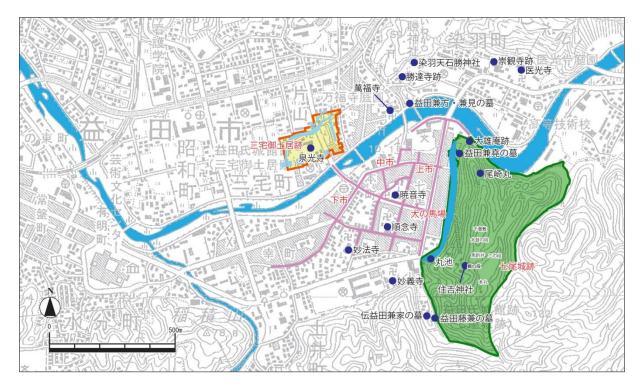


国重要文化財 萬福寺本堂

医光寺	臨済宗東福寺派の寺院。もとは天台宗崇観寺の塔頭として、応安元(1368)				
	年に創建されたといわれる。				
	火災後に、益田氏 17 代宗兼が再建。				
	雪舟作といわれる庭園は、池泉鑑賞半回遊式庭園で、昭和3年3月28日に				
	国史跡及び名勝に指定。				
萬福寺	時宗寺院。中須にあった安福寺が、応安 7(1374)年に、益田本郷(現在の益				
	田地区)に移転され、寺名を萬福寺に改めて再建されたといわれる。				
	寄棟造りの本堂は、鎌倉時代の手法を残した南北朝時代の建物として、所蔵				
	される「絹本著色二河白道図」と併せて明治37年2月18日に国重要文化財				
	に指定。				
	雪舟作といわれる庭園は、池泉鑑賞兼回遊式庭園で、昭和3年3月28日に				
	国史跡及び名勝に指定。				



明治 10 年頃の美濃郡上本郷村道水路図



益田氏城館跡及び周辺の関連文化財等

# ウ)高津川・益田川上流域

これまでの発掘調査等で確認されている以下の遺跡群は、史跡中須東原遺跡とのネットワーク化を図りながら一体的な保存と活用が望まれる重要な益田氏関連遺跡群である。

高津川・益田川上流域の関連歴史文化的資源

	高津川・益田川上流域の関連歴史文化的資源								
遺跡名	種別	時期	遺跡の概要等						
大年ノ元遺跡	集落跡	14C ~15C	<ul> <li>○遺構/掘立柱建物、堅穴状建物・14~15 世紀の銅精錬工房跡。</li> <li>・『日本三代実録』に記された丸山銅山の下流約3.5km に立地。</li> <li>・周辺に「古市」「鍛冶や」などの地名が残る。</li> </ul>						
都茂丸山鉱山跡	鉱山跡	881 ~1986	<ul> <li>◎遺構/未調査のため不詳</li> <li>・天慶 5(881)年に「都茂郷丸山」で銅が採れたとして、中央から役人が派遣されたという(『日本三代実録』)。</li> <li>・14~15 世紀にかけて丸山銅山の技術者が石見銀山の初期の開発に関与か。</li> <li>・1602年に天領となる。1898~1901年の間、津和野の堀氏が経営。</li> </ul>						
仙道地域中世遺跡群	墓所落跡集落跡	13C ~15C 初	仙道地域は、少なくとも鎌倉後期の益田氏が本拠を置いていた地域であり、益田氏の歴史上で重要な位置を占める。 東仙道土居遺跡 ③遺構/集石墓 ・付近に館跡が推定される。 ・13~15 世紀の在地領主の館。 ・蔵骨器として褐釉四耳壺や常滑系壺が出土。 栗島原遺跡 ③遺構/土坑墓 ・12 世紀末~13 世紀初の小領主の墓。 ・同安窯青磁、白磁、湖州鏡などの副葬品。 ◇市指定考古資料「栗島原遺跡出土品」平成12年5月26日指定。 酒屋原遺跡 ③遺構/道路、柱穴 ・8 世紀後~9 世紀初の役所跡から11~14 世紀の在地領主の拠点集落へ変化。 ・円面硯などが出土。 下都茂原遺跡 ③遺構/掘立柱建物、井戸、土坑 ・緑釉陶器、黒色土器などが出土。 ・9 世紀末~13 世紀の役人の居住集落。  四ツ山城跡 ・未調査のため遺構は不詳。 ・仙道氏の拠城か、 ◇市指定史跡「四ツ山城跡」昭和56年3月24日指定。						
山根ノ下遺跡	館跡	14C ~15C 前	<ul><li>◎遺構/柱穴群、土坑</li><li>・益田氏勢力下の在地領主の館か。</li><li>・青白磁梅瓶や朝鮮陶磁碗などが出土。</li><li>◇市指定考古資料「山根ノ下遺跡の和鏡」平成16年10月1日指定。</li></ul>						
<b>殿屋敷遺跡</b>	館跡	14C 中 ~16C	<ul> <li>◎遺構/柱穴群、土坑</li> <li>・ 石見、安芸、周防に接する。</li> <li>・ 当地を支配したとされる在地領主の居館と推定される。</li> <li>・ 朝鮮陶磁碗や東南アジア産瓶、豆板銀などが出土。</li> <li>◇市指定史跡「殿屋敷遺跡と遺物」平成10年2月19日指定。</li> </ul>						

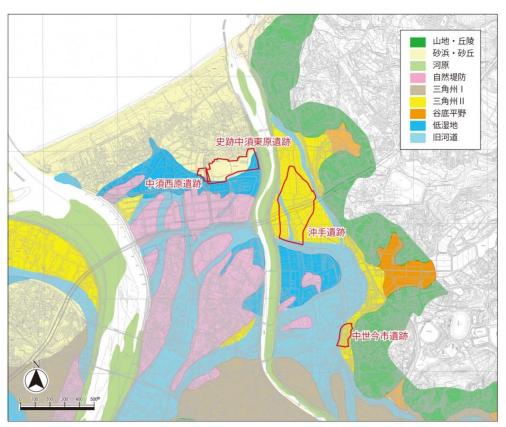
# 2-2-5. 遺跡の周辺環境の変遷

縄文時代早~前期(6,000年前頃)の急速な海面上昇に伴い、益田平野一帯には海水が流入していたが、海岸部に発達した砂嘴または海岸砂州が形成されたことにより、外海から隔てられて潟湖の内水面が形成された。

縄文時代後~晩期(3,000年前頃)には、高津川と益田川によって運ばれる土砂の堆積により、三角州の形成が海岸砂州まで達し、中須東原・西原遺跡、沖手遺跡の一帯はかなり陸地化が進み、平野の原形が完成したものとみられる。ただし、氾濫等に伴って河道の位置はしばしば変化し、低湿で潟湖的な広がりを持つ水域が存在した時期もあったと推定される。

下図は、現在の益田平野の地形を分類したもので、開発等によって不明瞭になった地形も表示している。このうち中島・中吉田付近に数多くみられる河道の痕跡は、中世〜近世(900〜400 年前)のものとみられる。この間河道は一定しておらず、流路はしばしば変化して、中須西東原・西原遺跡の近くを益田川が西に曲流していた時期や、その流れに高津川が合流していた時期もあったようである。そのような流れの変化や海退の影響、土砂堆積による陸地化に応じて、湊としての拠点機能も移動したとみられている。

益田平野の地形復元については、微地形や河道跡、絵図などに基づいて幾つかの試みがある<sup>(1)</sup>。 それぞれの時点では資料やデータに乏しく、湖岸線や川の位置、幅などにかなりの推測が加えられたものとなっているが、その際に参考とされた近世期の絵図を P34~P35 に図示しておく。



益田平野及び周辺の地形分類図と中世港湾遺跡

林正久「益田平野の古地理の変遷」『中世今市船着場跡文化財調査報告書』2000 年益田市教育委員会をもとに作成

<sup>(1)</sup> 林正久「益田平野の古地理の変遷」『中世今市船着場跡文化財調査報告書』益田市教育委員会、2000 年 林正久「益田平野の成り立ちと沖手遺跡」『沖手遺跡—1 区の調査成果— 一般国道 9 号(益田道路) 建設予定地内埋蔵文化財 発掘調査報告書 3』島根県教育委員会、2006 年 中村唯史「中須西原遺跡の層序からみた益田平野の形成史」(おおだ web ミュージアム)

なお、瀬戸浩二・渡辺正巳によって、中須東原遺跡の発掘に関連して掘削されたボーリングコア とトレンチを用い、地球科学的・堆積学的手法によって益田平野の形成史が検討されている。その 要旨は以下のとおりである。

- ①「古益田湖」の存在の証拠は見当たらず、縄文海進の時代は、汽水湖というより、海水域の干潟 もしくは浅い内湾、ファンデルタのデルタフロントであった。
- ②それ以降も中部礫層の存在により、「古益田湖」の存在は限定的であり、縄文海進以降は、存在したとしても非常に浅い水域で、むしろ河川の一部と考えた方が良い。
- ③河口付近が閉鎖されていたとすれば、「古益田湖」の存在を考えざるを得ないが、その場合も非常に浅い低鹹汽水湖が推定される。
  - ※ 瀬戸浩二・渡辺正巳「島根県益田平野における中期~後期完新世の古環境変遷史」(『島根県古代文化センター研究論集 第15集 日本海沿岸の潟湖における景観と生業の変遷の研究』島根県古代文化センター、2015年)

(2)

1



石見国図(部分)、戦国時代末か (宮城県図書館)

Commence of the control of the contr

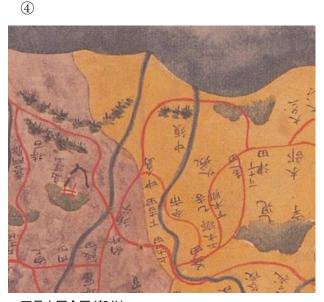
元和年間石見国絵図(紙本著色石見国絵図)(部分)、 1615~1624年

(浜田市教育委員会、島根県指定文化財)

3

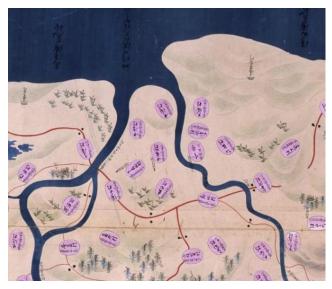


正保石見国絵図(石見国絵図)(部分)、1644~1648 年 (国立国会図書館) (国立国会図書館ホームページ・デジ タルコレクションより転載)



石見之国全図(部分) (山口県文書館 毛利文庫、正保縮写図)

6



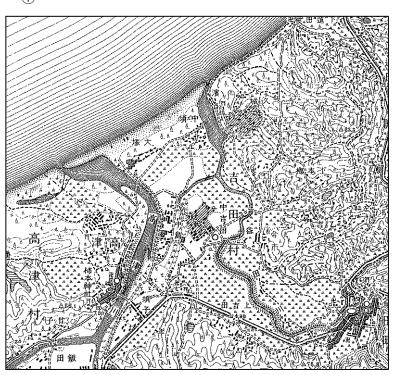
天保国絵図 石見国 (紅葉山文庫旧蔵本)(部分)、天保 9(1838) 年 (国立公文書館、国指定重要文化財)



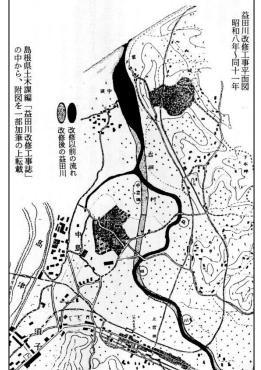
国土地理院蔵 伊能大図(米国) 彩色図 文化3 (1806) 年測量

8

7



大日本帝国陸地測量図 明治 32 (1899) 年測量 (国土地理院旧版地図 5 万分の 1 地形図(益田) を使用)



益田川改修工事平面図 昭和8(1933)年頃 (『中吉田のあゆみ』より転載)

# 2-3. 自然環境

## 2-3-1. 益田市域の地勢

島根県の最西端にある益田市は、北は日本海に臨み、南は中国山地に連なっている。市域の南東から南西にかけての広島県との県境に沿って、島根県最高峰の恐羅漢山(1346m)をはじめとして、寂地山(1337m)、安蔵寺山(1268m)など中国山地の脊梁部を形成する標高 1000m級の山々に囲まれている。中国山地を源流とする一級河川高津川及び二級河川益田川が市北部の益田平野を流れて日本海に注ぐ。この平野は2本の河川の三角州及び扇状地と、砂丘に覆われた海岸砂州で構成された沖積平野で、石見地域で最大の平野である。高津川河口付近の左岸には標高 50~60mの丘陵地が広がり、蟠竜湖は海岸からの飛砂がたまって形成された砂丘が谷の出口を塞いだことによってできた堰止湖である。益田平野前面の海岸部は海岸砂州からなる白砂青松の海岸線が続き、東部の海岸部は磯海岸となっている。



地形水系図

# 2-3-2. 気象

益田市は日本海を流れる対馬暖流の影響を受けて温和な気候で、冬でも最低気温が 0℃を下回ることは少ない。山間部についても暖冬の傾向があり、積雪量は少なくなってきている。平成 26(2014) 年の年間平均気温は 15.5℃、年間降水量は 1,518.5 mmで、最も降水量の多い 7月に全体の 2割の雨が降っている。

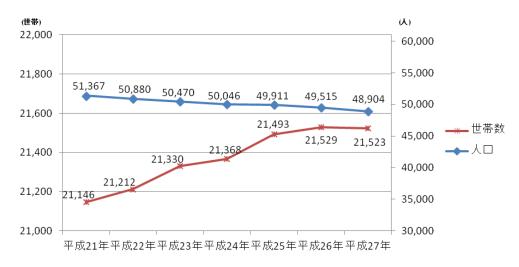


平成 26 (2014) 年気温、降水量グラフ (松江地方気象台データ)

# 2-4. 社会環境

# 2-4-1. 人口

平成 28(2016)年1月末日現在の益田市の人口は48,572人、世帯数は21,507世帯である。人口は近年減少を続けており、特に美都地区・匹見地区においては減少率が高い。これに対して世帯数の減少率は緩やかで、世帯人口の減少を示している。年齢別にみると60代の人口が最も多く、65歳以上の老年人口は全体の3割を超える一方で、15歳未満の年少人口が1割余りと少子高齢化が顕著である。



人口・世帯数グラフ(各年3月末現在) (資料:住民基本台帳)

# 2-4-2. 産業

産業別就業者数(平成24年7月1日現在)では、第3次産業の事業所数・従業者数が最も多く、全体の80%近くを占め、次いで第2次産業(約20%)で、第1次産業である農林漁業の従事者数は全体の2%に満たない。業種別の従業者数を見ると、第3次産業の卸売業・小売業4,474人が最も多く、医療・福祉3,829人、製造業2,659人、建設業2,102人と続く。

なお、益田市では豊かな自然等地域資源を活かした第1次~第3次にわたる多様な産業の連携、 付加価値を付けた益田ブランドの確立等による産業の振興に取り組んでいる。

	第1次~第3	第1次産業	第2次産業					
	次産業総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業			
事業所数	2, 685	47	8	259	143			
従業者数	23, 555	467	56	2, 102	2, 659			

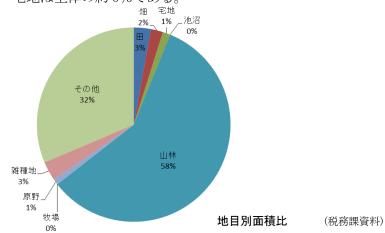
産業大分類別事業所数及び従業者数表

		第3次産業											
	電気・ガス・熱供給・水道		運輸業 ・郵便業	卸売業・小売業	金融業 ・保険業	不動産 業・物品 賃貸業	宿泊業 ・飲食サ ービス 業	医療・福祉	教育学習支援	複合サ ービス 業	学術研 究・専門 ・技術サ ービス	生活関 連サー ビス業 ・娯楽業	サービ ス業
事業所数	3	15	55	729	59	116	329	202	71	53	109	280	207
従業者数	128	89	974	4, 474	449	261	1, 701	3, 829	442	378	545	939	1, 392

(総務省「平成24年経済センサス―活動調査」)

# 2-4-3. 土地利用

益田市の総面積は 733.19km² で島根県の総面積の約1割を占める。面積の大半が林野からなり、特に美都地域、匹見地域では 90%近くを山林が占めている。平成 27(2015)年の地目別面積をみると、主に平地に展開する田・畑・宅地は全体の約6%である。



地目別総評価面積

(単位:km²)

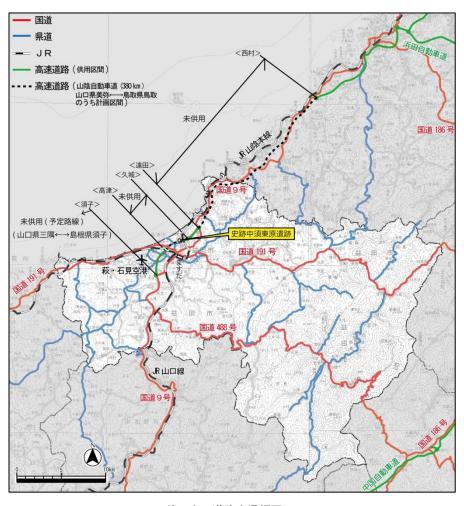
										_ ′
平成 27 年 1	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
月1日現在	733.19	21.10	14.62	9.26	0.10	427.53	0.00	7.20	23.50	229.88

# 2-4-4. 道路•交通

益田市域の道路網は、主要幹線道として山陰地方を東西に結ぶ国道9号をはじめとして、山口県下関市から広島県広島市に至る国道191号、益田市内で国道9号から分岐し匹見川に沿って広島県廿日市市方面に連絡する国道488号があり、これら国道に地域幹線道である県道や市内各所を結ぶ市道が接続している。

また周辺諸都市間の時間短縮や交通拠点へのアクセス強化等による地域間の連携強化、交流の推進を目的として整備が進められている山陰道(高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路)では、益田市域では三隅・益田道路(三隅 IC-遠田 IC)、益田道路(遠田 IC-須子 IC)が国道9号のバイパスとして整備が進んでおり、益田道路の遠田 IC-久城 IC 及び高津 IC-須子 IC 間が開通し、益田道路の未開通区間の久城 IC と高津 IC 間は県道久城インター線が整備されている。なお、全長380kmにおよぶ山陰道の整備は、一部区間で事業未着手区間等もあり全体としては完成に至っていない。特に山陰の東西を結ぶ唯一の幹線道路である国道9号は代替路となる幹線道路が無く、渋滞や緊急時の輸送道路確保等が課題とされており、早期の高規格道路の整備・完成が待たれている。

鉄道は市内中心部にある JR 益田駅が山陰本線と山口線の乗り換え駅となっている。山口線は山陽本線・山陽新幹線駅である新山口駅方面と連絡する路線で、津和野一山口間を走る SL やまぐち号がよく知られている。益田駅を通る特急列車は、新山口方面が1日3往復、米子方面が1日4往復運行している。



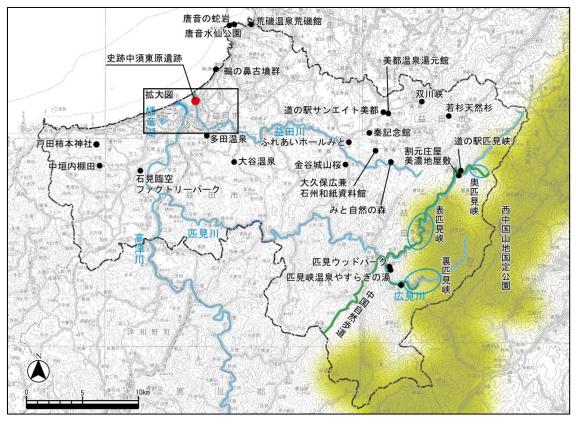
益田市の道路交通網図

# 2-4-5. 観光レクリエーション

益田市は豊かな自然に恵まれ、島根県で最も高い標高 1,346mの恐羅漢山等県境に連なる山々や匹見峡の景勝地は西中国山地国定公園に指定され、キャンプ場や温泉などがある。吉賀町野原を水源とし、本市を流れて日本海に注ぐ高津川は国交省の水質調査で平成 22(2010)年から 4 年連続水質日本一、平成 18 年度からは 6 回の日本一に輝いた清流で、特に特産の鮎は「数よし味よし姿よし」といわれ、全国から多くの釣り人が集まる。また変化に富んだ海岸線は岬も多く、年間通して釣りを楽しめる。唐音水仙公園では市花である水仙 100 万球が日本海を背景に咲き乱れるのを見ることが出来る。

中世には地方豪族益田氏の本拠地として栄えた当地には益田氏ゆかりの史跡が多く、益田氏城館跡(七尾城跡、三宅御土居跡)や、益田氏の招きによってこの地で晩年を過ごした室町中期の画聖雪舟の作といわれ庭園(医光寺、萬福寺)等が残る。また万葉集の歌人柿本人麿の生誕・終焉地とされ、人麿を祀る高津柿本神社や生誕の地と古くから語り継がれる戸田柿本神社がある。これら益田にゆかりの人物を顕彰・記念する県立万葉公園や雪舟の郷記念館などが整備されている。蟠竜湖県立自然公園は砂丘によって形成された堰止湖を利用した公園で、万葉公園と一体的に利用されている。また、28万枚の石州瓦で覆われた島根県芸術文化センター・グラントワは、島根県立石見美術館と島根県立いわみ芸術劇場の複合施設で、アートや各種観劇、イベントなど多様で質の高い芸術文化鑑賞の機会を提供している。

「平成26年島根県観光動態調査」による平成26年の観光客数は約96万人で、主要な施設としては島根県芸術文化センター・グラントワが約37万人、万葉公園が約26万人、美都温泉が約10万人などとなっている。周辺市町では浜田市が約176万人、津和野町が114万人で、前



観光レクリエーション施設分布図(市域)

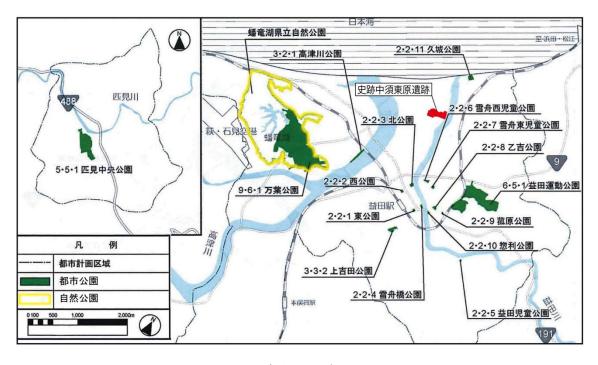
者には石見海浜公園(約58万人)、後者には太鼓谷稲荷神社(約54万人)などの集客施設があり、益田市より多くの来訪者がある。益田市は広範な市域に点在する観光資源のネットワークや、新たな資源の掘り起こし等が課題となっている。



観光レクリエーション施設分布図(拡大図)

# 2-4-6. 公園緑地

益田市の都市計画公園の整備は全て完了しており、レクリエーションやスポーツ活動、憩いの場として利用されている。高津町にある県立万葉公園は、益田とゆかりが深い柿本人麿にちなんで、万葉のロマンを広く伝え、石見神楽などの郷土芸能に接する知的レクリエーションの場として整備され、万葉植物園や人麻呂展望広場など様々な施設がある。地域制公園では市域の南東部の山地が西中国山地国定公園に、万葉公園を含む海岸部の蟠竜湖一帯が蟠竜湖県立自然公園に指定されている。



都市公園分布図

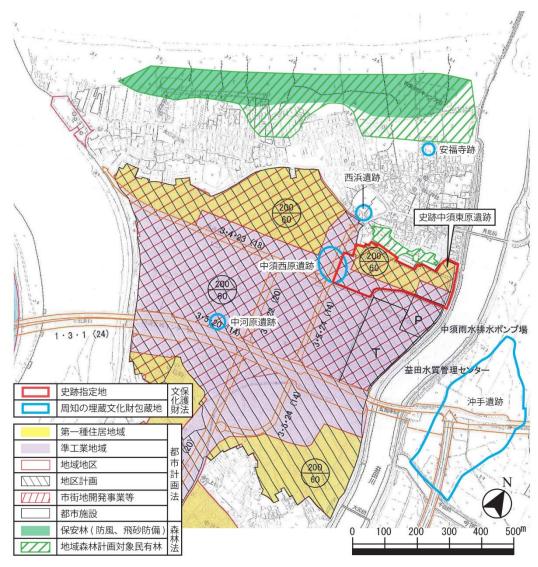
# 2-5. 法的規制の状況

中須東原遺跡及び周辺にかかる主な法的規制には以下のようなものがある。

- <文化財保護法>
- 史跡指定地(中須東原遺跡)
- ・周知の遺跡(中須東原遺跡隣接地:西浜遺跡)
- <都市計画法:区域区分が定められていない都市計画区域(市街化区域・市街化調整区域の非線引き 区域)>
- ・地域地区指定:用途地域(第1種住居地域、準工業地域:建ペい率60%、容積率200%)
- · 市街地開発事業: 土地区画整理事業
- ・地区計画:方針のみで、建築物の用途制限等詳細な規定はなされていない。

# <森林法>

- ・保安林(防風保安林):海岸沿いのクロマツ林
- ・地域森林計画対象民有林:海岸沿い保安林を含む樹林帯、中須東原遺跡北側樹林帯 これら法的な規制の内容を下図および次表に示す。



中須東原遺跡及び周辺の主な法規制図

# 中須東原遺跡及び周辺にかかる主な法規制一覧

区域等※	法令	指定区域	主な規制内容	許可権限者
史跡:中須東原遺跡	文化財保護法	中須東原遺跡一帯	現状変更等の行為	文化庁長官の許可 等
都市計画区域(非 線引き区域)	都市計画法	中須東原遺跡及び周辺 一帯	3000㎡以上の開発行為	知事の許可
用途地域:第1種 住居地域、準工業 地域	都市計画法·建築 基準法	中須東原遺跡及び南側 一帯	地域内の建築物の用途、建ペい率・容積 率の制限 建ペい率60%、容積率200%	
街区公園	都市公園法 益田市都市公園 条例	中須東原遺跡内6号街 区公園 遺跡南側1号街区公園	設置基準:公園施設としての建築物は敷地面積の100分の2を超えてはならない。但し休養施設、運動施設、教養施設(復元建物含む)、災害対応施設等は100分の10 行為の禁止等:竹木の伐採・植物の採取、公園の損傷・汚損、土石・竹木等の物件の堆積等	市長等の許可
土地区画整理事 業(益田川左岸北 部地区土地区画 整理事業)	土地区画整理法	中須東原遺跡及び周辺 土地区画整理地	(換地処分の公告までの規制)事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物・工作物の新・増・改築、移動の容易でない物件の設置若しくは堆積	
景観計画区域	景観法 益田市景観まちづ くり基本条例	益田市全域	大規模行為:一定の規模以上の建築物・ 工作物の新・増・改築、色彩の変更等。 一定の規模以上の開発行為、屋外にお ける土石等の堆積、土地の形質の変更、 水面の埋立干拓	市長に届出
広告物禁止地域 (史跡指定地)	島根県屋外広告 物条例	史跡中須東原遺跡指定 地	(禁止地域の適用除外:公共的目的の広告物 屋外広告物提示に際しての表示面積、 高さ等の規制)	市長の許可
市道	道路法	中須東原遺跡内6号街 区公園前面道路	工作物・物件・施設等の設置、継続的な 道路使用行為	市長の許可
周知の遺跡(埋蔵 文化財包蔵地)	文化財保護法	中須西原遺跡 西浜遺跡 安福寺跡	土木工事等	文化庁長官に届出
地域森林計画対 象民有林	森林法	中須東原遺跡北側砂丘 樹林 及び北部海岸砂丘樹林	立木の伐採及び伐採後の造林	市長に届出
保安林(飛砂防備 保安林、防風保安 林)	森林法	中須東原遺跡北部海岸 砂丘樹林	立木の伐採、土地の形質の変更、伐採跡地への植栽	知事の許可(間伐 及び人工林の択抜 は届出)

※網かけは中須東原遺跡の土地に直接係わるもの、その他は遺跡の隣接地

# 用途地域による建築物の要素制限の概要

田越崎崎ヶ江陽野の場合神段				heles	hip;	如	MA	505	hops;	Mr	15	n'z:	366	7	т.	
(P.S. 井田田下の東部所のの地位であった。)  「お、井田田下の東部所のの地位であった。)  「お、田田下の東部所のの地位であった。)  「お、田田下の東部所の地であった。)  「お、田田下の東部所のの地であった。)  「お、田田下の東部所の地であった。)  「お、田田下の東部所の地であった。)  「お、田田下の東部の地であった。)  「お、田田下の東部のは、田田下		THALLAND STANDARD		一種		-				佳居	隣面	業地	工業	棄地	業専	
(P.S. 井田田下の東部所のの地位であった。)  「お、井田田下の東部所のの地位であった。)  「お、田田下の東部所のの地位であった。)  「お、田田下の東部所の地であった。)  「お、田田下の東部所のの地であった。)  「お、田田下の東部所の地であった。)  「お、田田下の東部所の地であった。)  「お、田田下の東部の地であった。)  「お、田田下の東部のは、田田下				屬	層	嵩	里高	层	居	地域	業地	琙	墁	蚁	出地	
(中医、共甲原子の **)				住居	篖	層	層住	地域	地域		域				域	備考
でき、非常研究、発育後、下音   一切			non temperatura et	専用	専用	量	居事		1000							
でき、非常研究、発育後、下音   一切		①、②、③、④、▲ 面積、階数等	等の制限あり。	地域	地域	用地										
####に対している。	住				200			0	0	0	0	0	0	0	×	
Bio 2 分の 1 末端の上の				- 3		8	- 1							. 0		
直接等の場面能が50mを超え、1,50m以下のもの	2010/201		38 10-201-00-00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	非住宅部分の用途制限あり
直接等の場面能が50mを超え、1,50m以下のもの		店舗等の床面積が150㎡以下のもの		×	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	4	①、日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及
清部等の病補的内のの心を超えるもの	店	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡」	<b>火下のもの</b>	×	×	2	3	0	0	0	0	0	0	0	4	2階以下。
清部等の病補的内のの心を超えるもの	金田	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500m	が以下のもの	×	×	×	3	0	0	0	0	0	0	0	4	は、損保代理店・銀行の支店・宅地建
清部等の病補的内のの心を超えるもの	OHI 1	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,00	0㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	4	初取月業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下
清部等の病補的内のの心を超えるもの	等	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,0	00㎡以下のもの	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	4	3 と時以下 4 物品販売店舗、飲食店を除く。
		店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	D	×	×	×	×	×	X	×	0	0	0	×	×	
### (	車	事務所等の床面積が150㎡以下のもの		×	×	×	•	0	0	0	0	0	0	0	0	
###	10000	事務所等の床面積が150㎡を超え、500m	が以下のもの	×	×	×	•	0	0	0	0	0	0	0	0	
***		事務所等の床面積が500㎡を超え、1,50	0㎡以下のもの	×	×	×	•	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2階以下
事物等の添加能的。00m社程名ももの	2000000	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,	000㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	
ボーリング場、スケート場、方泳場、ゴルフ酸四場、バッティ	7	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるも	の	×	×	×	×	×	0	0	0	0	$\circ$	0	0	
大学	ホラ	テル、旅館		×	×	×	×	▲	0	0	0	0	0	×	×	▲3,000㎡以下
藤龍屋、バテンコ屋、雑郎場、馬参・車券を持行等	遊		ゴルフ練習場、バッティ	×	×	×	×	▲	0	0	0	0	0	0	×	▲3,000mi以下
藤龍屋、バテンコ屋、雑郎場、馬参・車券を持行等	麗			×	×	×	×	×	•	_	$\cap$	0	0	_	•	▲10 000m²lV下
翻馬、映画館、海辺場、観燈場	•	PERMIT SEED OF SURVEYING		1000			200	Н			0.00				200	
が開風、小学校、中学校、高等学校	震	V 01 0 0 000 0 000000 0 0 00000		55000		-	0.000						-			
新龍園、小学校、中学校、高等学校	體	MANAGES NEWS 2017/CANAGES CONTROL SESSION CONTROL SESSION CONTROL CONT		400			10/07									5700000 2000 500000
大学、高等専門学校、専修学校等       × × × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ×         adamatics       ※ × × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				2410	-	4000	9000			-		-				一位王门门"勿行"之际(6
図書館等		ACRES CARE AND		700	75	100	18.5%			300	200					
遊館   一部	公		AND CONTROL OF THE SECOND CONTROL OF THE SEC			-				1000			_		-	
研化、特別、教会等	<b>兵</b> 施														-	
接続	設・				-	1000	920			11.00	20011	100.000			-	
交換音響   診療所、保育所等	病院												-	_		
老人福祉センター、児童写生施設等		公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	1000	0	0	0	0	
自動車教管所	校等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		×	
#独車庫(附属車庫を除く)		老人福祉センター、児童厚生施設等		<b>A</b>	<b>A</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲600mi以下
世紀が採属自動車車車 ①231と 次では、建築物が延べ面積の1/2以下かつ備考 欄に記載の制取 2以下がの備考 ※一団地の敷地 以こ 2以下がして別に制限あり。 ② 3,000m以下 2階以下 ③ 2階以 ※一団地の敷地 以こ 2以下別に制限あり。 ② 3,000m以下 2階以下 音響 (15miを超えるもの) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎		自動車教習所		×	×	×	×	lack	0	0	0	0	0	0	0	▲3,000㎡以下
		単独車庫(附属車庫を除く)		×	×	<b>A</b>	<b>A</b>	▲	<b>A</b>	0	0	0	0	0	0	▲300m以下 2階以下
		建築物的属自動車車庫	4 (01) T1 - ###	1	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	① 600㎡以下1階以下 ③ 2階以下
<ul> <li>畜舎 (15㎡を超えるもの)</li> <li>以 × × × × × 本 へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ 本 3,000㎡以下</li> <li>ポン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転 × 本 本 本 へ へ へ へ の の の の の の の の の の の の の</li></ul>		欄に記載の制限	11/2以下かり帰ち	*	一団	他の第	效地	りに	ひしい	て別り	こ制図	限あり	)。	Г		② 3,000㎡以下2階以下
場 / ベン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転 本 ▲ ▲ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	工	倉庫業倉庫		×	×	X	×	×	×	0	0	0	0	0	0	
#Lifeで作業場の床面積が50㎡以下		畜舎 (15㎡を超えるもの)		×	×	×	×	▲	0	0	0	0	0	0	0	▲3,000㎡以下
・ 危険性や環境を悪化させるおそれが呼流に少ない工場       × × × × × × × × × 2 ② ② ○ ○ ○ 「原動機・作業内容の制限あり。         合し酸性や環境を悪化させるおそれが少ない工場       × × × × × × × × × × × × × ○ ○ ○ 「野助機・作業内容の制限あり。         合し酸性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場       × × × × × × × × × × × × × × × ○ ○ ○ 「50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 ③ 300㎡以下 ③ 300㎡以下 □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	場		5、畳屋、建具屋、自転	×	•	<b>A</b>	<b>A</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	原動機の制限あり。 ▲2階以下
信箋性や環境を悪化させるおそれが少ない工場			シール・ションエ4日		\/	17		0	(1)	0	(3)	(3)			0	百部機,/佐紫山交の生曜日4 b
倉	•		101 102 102 1021	0000			1000		1000	2000	100	2000	0		1000	
信貸性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	۵			0000		1000	5850	100000	7,550	2000	-	1.0-0.0			-	
車       自動車修理工場       × × × × 1 0 0 2 3 3 0 0 0 0 作業場の床面積 2 150ml以下 原動機の制限あり。         等       量が非常に少ない施設 × × × 1 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	启		157 25			-	5.70			10000						TOURNE C TOURNE
等	庫	車		our t					220							作業場の床面積 ① 50㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量       量が少ない施設       × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		自動車修理工場		×	×	×	×	1	1	2	3	3	0	0	0	(2) 150m以下 (3) 300m以下 原動機の制限あり。
蔵・処理の量       量がやや多い施設       × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	等		量が非常に少ない施設	×	×	×	1	2	0	0	0	0	0	0	0	
量が多い施設		火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	① 1,500㎡以下 2階以下
		蔵・処理の量		×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	② 3,000mil/F
銀売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼丸は等   都市計画区域内においては都市計画決定が必要		量が多い施設				×	×						, · ·	0	0	
,	卸	市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、こ	こみ焼出場等	都	市市	刺又	或内心	こおし	いてん	は都に	計計	慙決	定が	漤		

<sup>(</sup>注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

□中須東原遺跡及び周辺の用途地域

# 2-6. 周辺の開発状況

# 2-6-1. 土地区画整理事業及び関連事業

# ①益田川左岸北部地区土地区画整理事業

益田川左岸北部地区土地区画整理事業は、土地利用の高度化や促進化及び広域幹線道路(国道9号 益田道路、島根県道333号久城インター線、市道中吉田久城線)を活かしたまちづくりを目的として、中島町・中須町の一部を対象に平成16(2004)年11月に都市計画決定が行われ、事業計画決定を受けた平成17年6月から施工を開始している。以下に事業の概要を示す。

**目的**: 地区南側を横断する幹線道路の整備に伴い土地利用の変化が見込まれる中、無秩序な開発を 防ぐとともに広域幹線道路を活かした計画的な市街地整備を行い、新たな都市内拠点を形成 するとともに、永続的な暮らしやすさと交流拡大のバランスのとれた「新たな時代に対応し た持続可能なまちづくり」を進める。

事業区域	島根県益田市中島町、中須町の各一部
施工面積	47. 8ha
施工期間	平成 17 年 6 月 24 日~平成 33 年 3 月
平均減歩率	28. 98%
総事業費	46 億円
計画人口	1,400人

事業の概要

事業対象地の大半は農地であったが、土地区画整理完了後は宅地として利用されるとともに、換地と減歩によって計画的な道路をはじめ、公園・緑地、上下水道施設が新たに整備される。また土地区画整理事業に伴う新たな分譲地(保留地)は 6.6ha を予定し、完成物件から随時分譲している。

当該地は幹線道路沿道を含むため、住宅をはじめとして事務所・小売店舗、軽工業、運輸業、飲食店の立地等を想定している(用途地域は準工業地域、第1種住居地域)。

Ē	十曲	10)	概	安

	т –	施コ	前	施工後		
	地 目	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
	道路・水路	4. 8	10.0	9. 3	19. 5	
公共施設	公園・緑地	0	-	1. 4	2. 9	
施設	河川	0	-	1.1	2. 3	
	計	4. 8	10.0	11.8	24. 7	
	民有地	41. 3	86. 4	29. 4	61.5	
宅地	保留地	0	-	6. 6	13. 8	
	計	41. 3	86. 4	36. 0	75. 3	
	測量増減	1. 7	3. 6	0	_	
	合計	47. 8	100.0	47. 8	100.0	



中須東原遺跡周辺の開発状況図



広域幹線道路の整備に伴い各種開発が進む計画地周辺(赤い線で囲まれた区域は土地区画整理事業地)

# ②下水道事業

益田市では平成12(2000)年3月に中心市街地の1,113haを対象とした公共下水道の全体計画を策定した。平成16年4月には、このうちの高津川と益田川に挟まれた484haの都市計画決定がなされ、事業認可を受けた155haについて同年9月から事業に着手し、平成21年4月から一部供用を開始している。

益田市の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式下水道」方式によって整備しており、これらの処理施設が史跡中須東原遺跡の南側隣接地に整備されている。

## <益田水質管理センター(汚水関連施設整備事業)>

史跡中須東原遺跡の南側(P46·P48 図参照)に、汚水を処理する益田水質管理センターが整備され、 平成21年4月に運転を開始している。現在は、中島町、中須町、中吉田町、あけぼの西町、あけぼ の本町、あけぼの東町を処理区域として、最大汚水処理量17,000㎡/日の処理能力で、分流式の排 除方式で稼働している。今後は下水道整備区域の拡張にあわせて敷地内において施設の整備が進め られる予定である。



手前が紫外線最終沈殿池、奥左が管理棟、右が機械棟



紫外線滅菌池(地下施設)

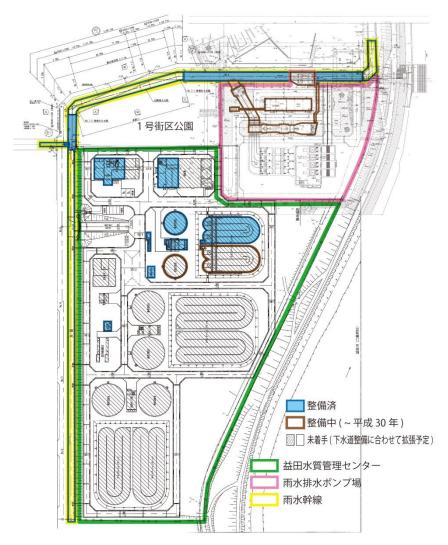
## <雨水排水ポンプ場、雨水幹線(雨水排除施設整備事業)>

益田市では浸水対策として雨水ポンプ場の整備や雨水幹線の布設を進めているが、現在は、須子中島第1排水区を対象に事業を行っている。須子中島第1排水区では総延長約3,120mの雨水幹線

と、当該排水区を集水区域とする雨水排水ポンプ場を益田水質管理センター隣接地(P46·P48 図参照)に整備中である。雨水ポンプ場は第1期事業として平成25年度~27年度の完成を予定しているが、その後の事業については段階的に整備を行う予定である。



雨水排水ポンプ場整備イメージ図



水質管理センター・雨水排水ポンプ場・雨水幹線整備計画図

# ③街区公園整備

区画整理事業に伴い、史跡中須東原遺跡南側隣接地(P46 図参照)で約4,100 m2の街区公園(1 号街

区公園)の整備が予定されている。 計画では公園エントランスは史跡 に隣接した北側で、東屋、トイレ 等の施設の整備が計画されている。



1号街区公園整備計画図

# 2-6-2. 道路整備事業

益田市域においては、国号9号の渋滞緩和等を目的として高規格幹線道路(一般国道自動車専用道路)である一般国道9号益田道路が整備中である。国道9号益田道路は国道9号、国道191号等を補完し、市街地の渋滞緩和等の役割を果たしつつ、現在事業中の三隅・益田道路と連結してスムーズな地域間交通を実現し、沿道地域の活性化に役立つことが期待されている。

○一般国道 9 号益田道路

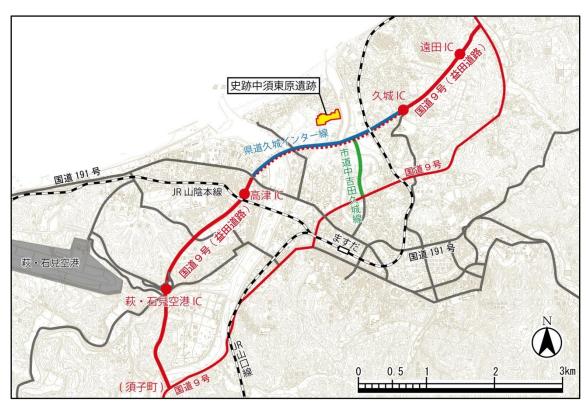
延長 : 7.8 km

開通区間 : 高津 IC-益田市須子町(3.3 km)平成 19 年 3 月

遠田 IC-久城 IC(1.7 km) 平成 22 年 3 月

未開通区間: 久城 IC-高津 IC(2.5 km) 開通時期未定

中須東原遺跡の周辺では、国道 9 号益田道路の整備にあわせて、益田道路のインターチェンジへのアクセス道路となる島根県道 333 号久城インター線、広域幹線道路と既存市街地を結ぶ市道中吉田久城線が整備された。益田道路の久城 IC-高津 IC 間は未開通だが、平成 22(2010)年 3 月にこの区間と並行する県道久城インター線が開通し、またこれと国道 9 号を結ぶ市道中吉田久城線の 4 車線化が完了したことで、国道 9 号の益田市街地を迂回する道路ネットワークが形成された。



国道益田道と周辺道路整備状況図

# 2-7. 上位 · 関連計画

# 2-7-1. 『第 5 次益田市総合振興計画』 平成 23(2011) 年 3 月 益田市

益田市は、平成13(2001)年3月に第4次益田市総合振興計画を策定し、自立と自律を基調としたまちづくりを進めてきたが、その目標年次である平成22年度を迎え、益田市が目指すまちの将来像を実現するための今後10年のまちづくりの指針となる計画である。

#### <目指すまちづくりの将来像>

市民・地域が躍動し、希望に輝く益田

# <方針>

- ①自分と郷土に誇りを持つ人が育つ環境をつくります
- ②暮らしたくなる美しく、魅力あふれる郷土をつくります
- ③郷土の資源を活かし、感動を呼ぶ「もの・サービス」をつくります

これらの方針に基づき7つの基本目標を掲げ、さらに基本目標ごとの基本施策と具体施策に取り 組むことによって市民・地域が躍動し、希望に輝く益田の実現を目指すものである。以下、本計画 と関連する基本目標・基本施策・具体施策を抜粋する。

# ○基本目標Ⅱ 豊かな心を育み、歴史・文化を誇れるまち

基本施策1 次代を担う人を育てる教育の充実を図ります

具体施策④ ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育てる教育の推進

基本施策 4 歴史・文化の保存・活用や芸術活動を推進します

具体施策① 豊かな歴史・文化資源を保存・活用したまちづくりの推進

※目標 ・益田氏城館跡整備構想の策定

- 歴史文化基本構想の策定
- ・国史跡中須東原遺跡の公有化と、益田氏城館跡との一体的な整備活用

(平成27年度施政方針より)

# ○基本目標Ⅲ 地域資源を活かした産業が息づくまち

基本施策1 観光・交流を促進します

具体施策① 地域特性を活かした観光開発

※目標 ・観光入込み客数 1,100 千人(現状は889 千人)

具体施策② 地域の観光資源のネットワークづくり

# ○基本目標IV 地域間の連携や交流を促す基盤が整備されたまち

基本施策1 市内外のアクセスを確保する道路網を整備します

具体施策③ 高速道路網の整備促進

基本施策3 魅力ある市街地を形成します

具体施策③ 区画整理及び地籍地積調査の推進

※目標 · 益田川左岸地区土地区画整理事業進捗率 100% (平成 32 年度)

・益田川左岸地区内人口 2,000 人(平成 16 年度現在は 141 人)

# ○基本目標V 豊かな自然環境や快適な生活環境で暮らすまち

基本施策1 暮らしやすい住環境を創出します

具体施策② 公園や親水空間等の日常生活の憩いの場の整備

※目標 ・ 便益施設バリアフリー化率 81.8% (現状 57.1%)

# 2-7-2. 『益田市都市計画マスタープラン』 平成 24(2012) 年 3 月 益田市

## <まちづくりの基本理念とテーマ>

自然・文化・景観を育み のびやかに人が輝く都市 益田

# くまちづくりの基本方針>

- 1. 市町が合併を契機とした一体的なまちづくり
- 2. 新たな時代に対応した持続可能なまちづく
- 3. 資源を活かしたまちづくり
- 4. 市民との協働によるまちづくり

1市2町が合併して初めての益田市都市計画マスタープラン見直しであることを踏まえ、対象地域を益田市全域とする全体構想、対象地域を都市計画区域とする都市計画区域内構想、都市計画区域をさらに4地区に区分した地域別構想を定めている。土地利用・道路・景観等多岐にわたるまちづくりに関わる分野について地域や項目毎に方針が定められているため、特に本計画と関連する箇所を以下に抜粋する。

## 【全体構想】

#### 土地利用の方針

○地域特性に応じた適正な土地利用の促進

中心市街地から郊外の山間地域に至るまで、地域ごとに異なる成り立ちや特性、役割などに応じ、地域特性 を活かした適正な土地利用を促進します。

# 交通施設の整備方針

○都市間連携を強化する広域交通体系の確立

益田市が浜田市等と共に島根県西部の中心都市としての役割を果たすために、主要な拠点都市との連携を強化する陸路や空路の広域な交通施設のネットワーク化とその高速化を促進し、人・モノ・情報の交流・連携を支える総合的な広域交通体系の確立を図ります。

○益田道路、三隅・益田道路(山陰道)の整備

事業主体である国土交通省中国地方整備局との連携を図り、沿道土地利用も含めた都市の骨格形成を推進します。

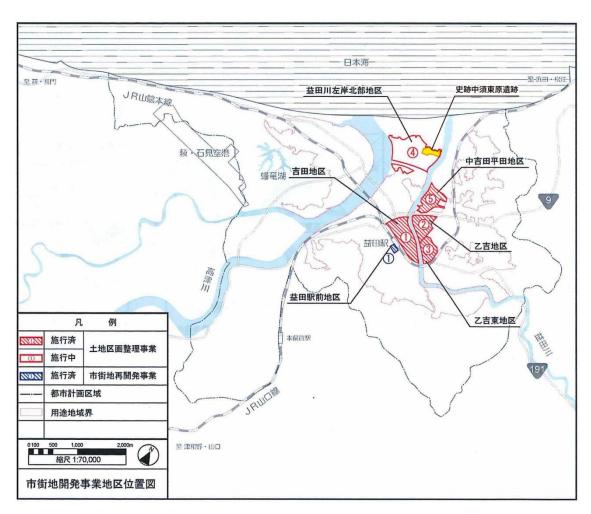
## 市街地整備の方針

○市街地における総合的な市街地整備の推進

# ○地域の特性を活かした市街地整備と住環境の保全

## ○計画的な市街地整備

現在施工中の益田川左岸北部地区と中吉田平田地区\*の土地区画整理事業については、周辺環境と調和した住宅や商業、流通業務機能等の配置による複合的都市機能を有する健全な市街地の形成を図るとともに、JR 益田駅や市役所を包含する中心市街地との機能的役割分担を明確にし、それぞれが共存して市の発展に寄与するように今後の全市的な市街化の動向を見極めながら、きめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ります。 ※中吉田平田地区の土地区画整理事業は平成25年4月竣工



市街地開発事業地区位置図(「都市計画マスタープラン」より 一部加筆)

## 景観形成の方針

#### ○地域資源を活かした景観の保全・形成

高津川、益田川、匹見川の河川沿いでは、水辺を活かした親水空間の整備などにより、水と緑からなる美しい水辺景観の形成を図ります。

## ○公共空間における景観形成

公園や緑地では、地域の特性や周辺の景観に配慮した整備を進めるとともに、適正な維持・管理を行い、美 しい公園・緑地景観の形成を図ります。

## 【都市計画区域内構想】

本計画の対象地は都市計画区域益田地域に位置し、ゆとりの住居ゾーンに位置づけられている。

#### 土地利用の方針

## ○中心市街地周辺部

中心市街地の周辺部については、住居系土地利用を中心としつつ、日常生活の利便に供する小規模な店舗や 事業所等、ある程度用途の混在を許容することで住民の暮らしやすい生活環境を確保していきます。また、 土地区画整理事業により計画的に住宅地として整備された地区については、周辺の農地と調和を図りながら 質の高い住宅地としての環境保全を図ります。

#### ○河川沿いの土地利用と修景

清流高津川や益田川は市街地内を流れ、市民にうるおいを与える身近な資源として重要な役割を果たしています。これら河川沿いの環境を保全し、周辺の市街地環境と調和した住民の憩いの場となるような親水空間の形成を図ります。

また、これらの河川沿いは、水防上の役割のほか、火災・地すべり・地震、その他災害に対する防災帯としての役割も考慮します。

## 自然的環境及び景観形成の方針

#### ○水辺の緑

高津川、益田川の沿岸や海岸部の松林を緑地として位置づけ、植生や生態系の保全を図るとともに、水辺空間を活用したレクリエーション機能を持たせます。

#### ○歴史的資源

歴史的な資源をネットワークで結ぶことにより連続性や回遊性を形成し、都市の魅力を高めていきます。また、特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、風致地区や緑地保全地区等地域地区の指定を検討するなど維持・保全に努めます。

# ○市街地の景観

(中略)歴史的伝統文化を継承・発展させながら新たな都市景観の創出を図っていきます。

## 【地域別構想一吉田地域】

#### 土地利用の方針

地域の東側、久城、下本郷においては緑豊かな住居ゾーンから、益田運動公園や雪舟の郷記念館等の集まるゾーンを通じて益田地区との連続性を持った土地利用とします。

益田川両岸の区画整理によって整備された新しい住宅地は、今後幹線道路沿道における地区計画等を検討するなど適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

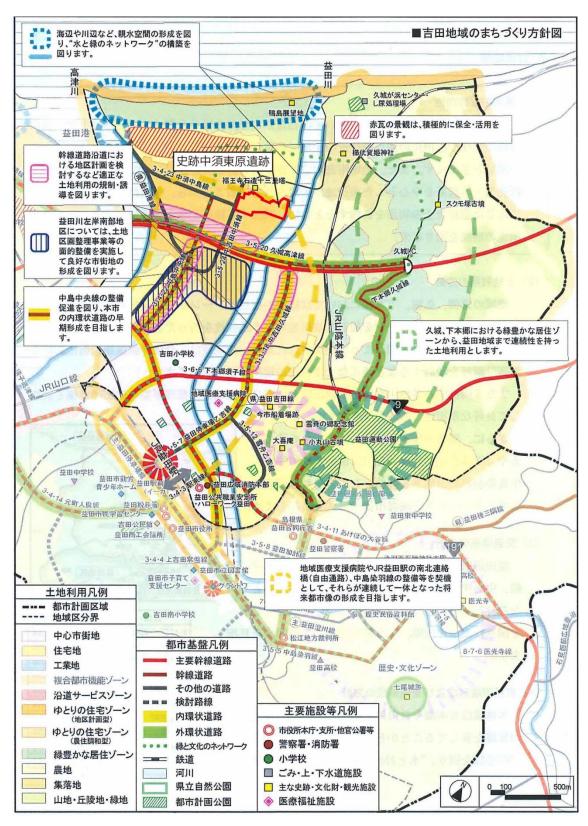
また、隣接する益田川左岸南部地区については、土地区画整理事業等の面的整備を実施して良好な市街地の 形成を図ります。

# 交通体系の方針

益田道路や国道9号など本市の骨格となる幹線道路のうち未整備箇所については整備促進を図り、本市の内環状、外環状道路の早期形成を目指します。

## 自然環境形成及び景観形成の方針

本地域は日本海や益田川、高津川といった良好な水辺の景観を有していることから、これらを保全しつつ親 水空間の形成を図り、水と緑のネットワークの構築を図ります。



吉田地域のまちづくり方針図(「都市計画マスタープラン」より 一部加筆)

# 2-7-3. 『益田市景観計画』 平成 26(2014) 年 12 月 益田市

益田市は平成23年8月1日に景観法(平成16年6月公布)に基づく景観行政団体となり、平成25年3月28日に「益田市景観まちづくり基本条例」を制定した。この条例に基づき、後世へ伝えるべき市の景観を明らかにするとともに、市の景観形成の将来像を示すことで、市民・事業者・行政が協働して、地域の実情に即した景観づくりの実現を図ることを目的として、平成26年12月に「益田市景観計画」を策定した。

以下、中須東原遺跡に関連する「益田市景観計画」の概要を示す。

## □景観形成の基本理念

自然と歴史が調和した"益田らしさ"が感じられる景観を、後世へ伝えるまちづくり

## □景観形成の基本目標

地域の特性を知り、良好な景観への意識を高める

## □地域別分類

景観構造の分類に合わせ、行政 区及び都市計画マスタープランの 地域別構想を基本に整理した地域 別分類において、中須東原遺跡は 益田中央地域の吉田地区に属する。



凡	例
益田中央地域	益田·吉田·高津
益田東部地域	安田・鎌手・種・北仙道・豊川・真砂
益田西部地域	豊田・高城・二条・美濃・小野・中西
美都地域	二川·都茂·東仙道
匹見地域	匹見上·匹見下·道川

## □地区の特徴から見る景観特性と景観形成の方向性



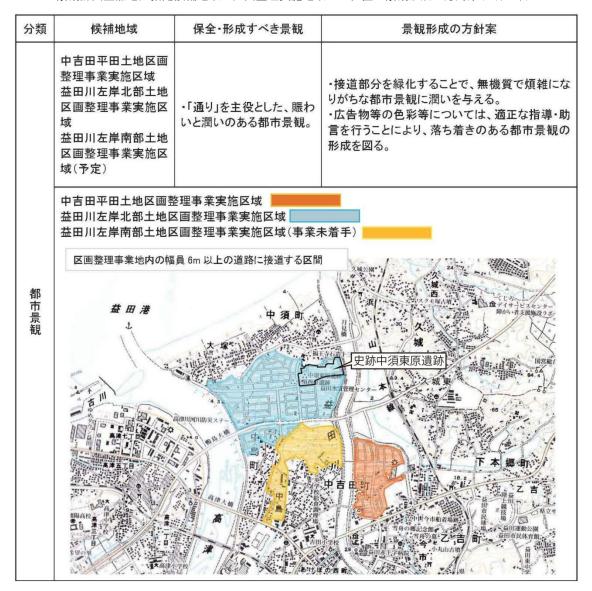
#### 吉田地区

日本海の海岸景観と、益田川や高津川をはじめとした潤いのある河川景観を活か しながら、市街地の背景となる山並み景観と住宅地・商業地との調和を図り、賑わ いの軸となる都市景観を形成する。

## □景観計画重点地区指定候補地域<区画整理実施地域>

特色ある景観や市の顔としての景観を有する地域については重点地区として指定することを検討しており、重点地区の候補地域の一つとして、土地区画整理事業実施地域があげられている。

景観計画重点地区指定候補地域<区画整理実施地域>の位置と景観形成の方針案(一部加筆)



#### 口文化財の保護と景観計画との連携について

景観計画では、今後の良好な景観の保全・形成に向けた取り組みの中で、以下のように文化財保護との関連について言及している。

「中須東原遺跡が国の史跡指定を受け、『史跡中須東原遺跡整備基本計画』が策定される中、当該計画に基づく一定程度の整備により、目に見える史跡の景観としての状況や、周辺関係者の意向などを踏まえ、さらには、歴史を活かしたまちづくりの実現に向けた、まちの将来像である『歴史文化基本構想』などの策定状況を参酌した上で、文化財行政と連携し、必要に応じ景観計画へ反映させることとします。」としている。

# 口良好な景観形成のための行為の制限

益田らしい景観の保全・形成のために、以下に示す一定の規模以上の行為(大規模行為)については、市長への届け出が必要となっている。行為の対象地は景観計画重点地区(現在は未設定)を除く、市全域を対象としている。

届出行為一覧表

	行為の種類	左の行為のうち届出の対象となる規模		
حے	を物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更するとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(自己用一建て専用住宅及び農林水産業併用住宅を除く)	高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000 ㎡を超えるもの		
工作物	垣(生垣を除く)・さく・塀・擁壁等	高さ 5mを超えるもの		
の新設、増築、	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さが 13m又は築造面積が 1,000 ㎡を超える もの (注 1、2)		
改築若しくは移転、外	応修、記念併等     観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等     太陽光発電施設(同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)等	注 1: 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが 5mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが 13mを超えるもの		
、観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	コンクリートプラント、アスファルトプラント、 クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又 は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	注2:太陽光発電施設にあっては、設置面積 の合計が1,000㎡を超えるもの		
なる修繕	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ 13m又は築造面積 500 ㎡を超えるもの (注 3:注 1 に同じ)		
若しくは模様替	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等(これらの支持物を含む)	高さ 20mを超えるもの(支持物が建築物と一体と なって設置される場合は、支持物の高さが 10mを 超え、かつ、支持物の上端までの高さが 20mを超えるもの)		
又は色彩(	橋梁(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く。)	全て		
変更	広告板、広告塔、装飾塔等	高さ 13m又は表示面積 25 ㎡を超えるもの (注 4:注1に同じ)		
	計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令 める行為	面積が 10,000 ㎡(都市計画区域にあっては 3,000 ㎡)を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ 5m及び 10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの		
屋外	における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが 5m又は面積が 1,000 ㎡を超えるもので、 堆積期間が 90 日を超えるもの		
土地の変	の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質 更	面積が 10,000 ㎡(都市計画区域にあっては 3,000 ㎡)を超えるもの、又は高さ及び長さがそ		
水面	の埋立て又は干拓	れぞれ 5m及び 10mを超える法面若しくは 壁を生じるもの		

# 2-7-4. 『史跡中須東原遺跡整備基本計画』 平成 26 (2014) 年 益田市・益田市教育委員会

本保存活用計画に先立ち策定されたもので、土地区画整理事業に伴う遺跡発見、保存の決定、史跡指定の流れの中で、保存後の中須東原遺跡の整備・活用に係わる基本方針等を示すために策定されたものである。内容は整備基本構想と基本計画からなるが、ここでは、基本構想の概略を示し、基本計画については、第5章の整備・活用でその内容を取りまとめるものとする。

#### <整備テーマと整備目標>

#### 〇 整備テーマ

構想の対象範囲を『"中世文化の薫るまち益田"益田氏関連遺跡群フィールドミュージアム』の 拠点施設の一つとして位置づけ

# 東アジアに開かれた中世港湾都市・中須東原

づくりを目指す。

# 〇 整備目標

# ① 遺構の保存を大前提とする

中須東原遺跡では、舟着場跡、道路と考えられる溝状遺構、鍛冶関連遺構、掘立柱建物跡等様々な遺構が確認されているが、整備にあたってはこれら遺構の状況に応じて覆土等により適正に遺構の保存を図るものとする。

② 遺跡の価値がより理解できるように、遺構の表示や復元等の整備を行い、往時の景観を再現 する

来訪者が遺跡を知り、学ぶことができるよう、遺構の性格・内容・規模等に応じてわかりやすい遺構の表示・復元・露出展示等の整備を行い、遺跡の内容や価値を伝えるとともに、往時の港湾集落の景観を再現する。

#### ③ 学習施設としての説明板やガイダンス施設等を整備する

益田氏関連遺跡群に関する中核的なガイダンス施設や、長期的な展望に立った歴史系博物館の設置(『益田市活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申』『史跡益田氏城館跡保存管理計画』等)が求められている。これらガイダンス施設等の全体的な計画の必要性を念頭に、先行するものとして、中須東原遺跡を中心とした流通・交流関連遺跡の資料等を見学・学習できるガイダンス施設等を整備する。また整備された個々の遺構等についての説明板、名称板等を充実させるとともにパンフレットやバーチャルリアリティ等を活用した疑似体験ソフトを確立する。

#### ④ 来訪者のための休養・便益施設を整備する

良好な歴史的文化的景観や学習施設を満喫し、快適な時間を過ごしてもらうため、来訪者のための休養施設(アズマヤ・ベンチ等)や便益施設(便所・水飲み・駐車場等)を整備する。

# ⑤ 良好な歴史的・文化的環境空間としての修景整備を図る

まとまりのある良好な歴史的・文化的景観形成のため、必要に応じた景観木や遮蔽植栽の配植 等によって、周辺眺望に対する修景整備を図る。

# ⑥ 安全施設や運営管理施設を整備する

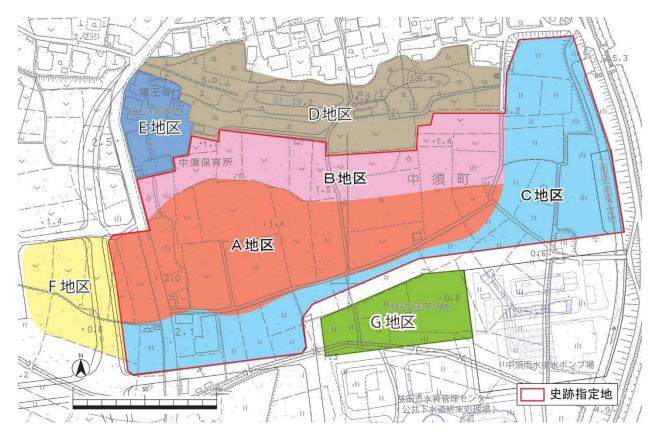
来訪者の安全を確保するための安全施設(照明灯・柵等)を適宜整備する。ガイダンス施設にはボランティアルーム等必要な管理運営機能をもたせる。また、史跡にアクセスする適所にはエントランス広場を整備し、案内等のためのインフォメーションセンターの機能を設ける。

# <地区区分と地区別整備>

# 〇 地区区分

構想の対象範囲を遺構の分布状況、土地利用、土地所有等により以下のように地区区分する。

区分	地区名	地区の概要
	A 地区	舟着場跡や街区等の港湾関連遺構が集中して分布する地区
史跡指定地内	B地区	港湾集落等の後背地にあたり、道路等の遺構が確認されている 地区
	C 地区	かつての潟湖や旧河道の地区 土地区画整理事業により 6 号街区公園の整備が行われる地区を 含む
	D 地区	砂丘が形成されて大半が樹林地となっている地区
	E地区	中須東原遺跡に隣接する福王寺境内地
史跡指定地外	F地区	中須東原遺跡と本来一体の港湾集落の遺跡である中須西原遺跡 が存在した地区 土地区画整理事業により宅地化が見込まれる地区
	G 地区	土地区画整理事業により1号街区公園の整備が行われる地区



地区区分図

# 〇 地区別整備の方向

各地区の特性等により、地区毎の整備を以下のように進める。

区分	地区名	整備の概要			
	A 地区	発掘調査及びその他の各種調査の成果をふまえ、それぞれの遺構			
		の性格に応じた遺構の表示・復元等整備を行い、地区全体におい			
		て往時の港湾集落の景観を再現する。			
	B 地区	発掘調査等の成果をふまえ、遺構 A 地区とともに遺構の表示等整			
		備を行う。平坦地や土地区画整理事業によって整備される道路を			
		活かし、各種イベントの開催や野外での学習や体験が可能な広場			
		として整備する。			
史		また、史跡指定地外との連絡道路沿いの適所にエントランス広場			
跡指宮(計画		(西・北)を設置し、来訪者のための便所等便益施設・休息施設を			
史跡指定地)		整備する。			
内	C地区	水面らしい空間の再現や湿地等をイメージできる湿生植物を配			
		し、史跡指定地の南側には遮蔽植栽を施すなど全体として修景整			
		備を図る。主要アクセス道路沿いに史跡案内や発掘情報等を提供			
		するインフォメーション機能を持たせたエントランス広場(南)を			
		設置し、地域住民をはじめとした来訪者のためのガイダンス施設、			
		便所等便益施設・休息施設等の配置を検討し、整備する。			
		ただし、地区内の街区公園については、土地区画整理事業の完了			
		に併せて事業目的に沿った内容で整備する。			
	D地区	地権者等の理解と協力を得て、今後とも現況の地形や植生が保全			
計		されるよう努める			
. 面	E地区	関係者等の理解と協力を得て、史跡指定地との連絡通路を確保す			
史跡指宮		るなど一体的な利用を図る。			
史跡指定地外	F地区	中須東原遺跡と一体的な中須西原遺跡が存在した地区であること			
- 25		を周知するために、適所に説明板を設置する。			
地	G 地区	土地区画整理事業により街区公園を整備する。			

# 2-7-5. 文化·教育行政関連

# ①歴史を活かしたまちづくり等文化行政

# 1) 歴史を活かしたまちづくり計画の策定とその後の経過

益田市では昭和58年の豪雨災害後の防災道路建設(沖田七尾線)に際して、計画路線が県指定史跡の三宅御土居跡を貫くことからその保存の是非が問われ、平成6年に解決策として三宅御土居跡を中心にしたまちづくり計画「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」が関係者をはじめ市民の合意を得て策定された。

この計画では、市域全体をフィールドミュージアムとして捉え、文化的・歴史的遺産の総合的整備、歴史性をテーマとした街路の整備などを核として、文化的環境を整えていくことを目指している。この目標を達成するために、市内の文化的・歴史的遺産をその特色を引き出す形で中核拠点を重点的に整備することとしている。中核拠点地区は三宅御土居跡のある益田地区とし、その中心となる三宅御土居跡と七尾城跡はセットでサイトミュージアム(遺跡博物館)を目指して復元的整備を行っていくこととしている。(P63・64 参照)

計画策定後、沖田七尾線の三宅御土居跡通過箇所における地下遺構の保護対策と、沿道周辺の遺構表示や広場等の整備を実施し、あわせて暁音寺鍵曲りの保全も行い、平成14年3月に沖田七尾線全線が歴史の道「七尾城通り」として完成した。さらに、益田地区の文化財を結ぶ道筋を歴史の道筋として整備するとともに、三宅御土居跡では将来的な復元整備を目指して計画的な調査や公有化事業を行っている。なお、三宅御土居跡と七尾城跡は平成16年9月に「益田氏城館跡」として国の史跡に指定された。益田市では史跡の保護を確実なものとするために平成19年3月に「史跡益田氏城館跡保存管理計画」を策定している。この他普及啓発活動として、市域の文化遺産等についての講演会、歴史講座なども定期的に継続して実施している(P62参照)。

# 2)「歴史文化基本構想」策定に向けて

「歴史文化基本構想」は地方公共団体が策定する文化財保護に関するマスタープランで、地域に 存在する文化財を指定・未指定に関わらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境も含 めて総合的に保存・活用していくための構想である。現在、文化庁がその普及促進を目指して構想 策定のための策定技術指針を示すとともに、平成23年度からは、地方公共団体が行う文化財調査や 文化財データベースの作成、普及啓発のためのワークショップ、シンポジウムの開催、文化財の適 切な管理を行うための研修の実施等に対する補助事業(「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化 事業」)を設けている。この「歴史文化基本構想」の考え方は、益田市がこれまで唱えてきた歴史を 活かしたまちづくりにも通じるものであり、平成23年3月策定の第5次益田市総合振興計画の中で も、市民、地域、行政が連携し、地域の歴史文化の魅力や価値を今後のまちづくりに活かすため、 文化庁が提唱する「歴史文化基本構想」の策定を行い、「地域における歴史的風致の維持及び向上に 関する法律(通称:歴史まちづくり法)」(以下「歴史まちづくり法」という)との連携を図りながら、 まちづくりの将来像や多彩な交流を生み出すための具体策を明らかにすると位置づけている。この ことから益田市では、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を視野に入れながら、当 面は市内全域の文化財を総合的に把握し、そこから歴史文化の特性と保存活用策を明らかにしてい くための「歴史文化基本構想」の策定を目指し、平成23年度から「文化遺産を活かした観光振興・ 地域活性化事業」の採択を受け、文化財を総合的に把握するための調査研究と普及啓発、情報発信 等の事業を実施している(P65参照)。

# 歴史を活かしたまちづくりの経過、その後の文化財行政の取り組み

実施年	取り組み内容等
昭和45年10月27日	三宅御土居跡が県史跡に指定される
昭和47年3月31日	七尾城跡が県史跡に指定される
昭和58年	7月の山陰豪雨災害により大きな被害を受けたため、防災道路として都市計画道路沖田七尾線が都市計画決 定される
平成2·3年度	三宅御土居跡範囲確認調査
平成4~11年	七尾城跡発掘調査
平成4~13年度	三宅御土居跡発掘調査
平成5年9月	「益田市歴史を活かしたまちづくり研究会」(専門家、行政担当等)による三宅御土居跡を中心にしたまちづくりの協議・検討
平成6年6月	「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」を策定
平成10年1月	古文書(周布家文書5点、吉田家文書8点)購入
平成12年	萬福寺参道整備(歴みち事業)
平成13年	医光寺参道整備(歴みち事業)
平成14年3月	沖田七尾線が歴史の道「七尾城通り」として完成(都市計画道路沖田七尾線街路整備事業-歴みち事業)
平成16年9月30日	益田氏城館跡が国史跡に指定される
平成17年3月	古文書(安富家文書15点)の購入
平成17年度	土地区画整理事業出合工区の試掘調査で中須西原・東原遺跡が発見される
平成18~23年度	中須西原遺跡・東原遺跡の発掘調査
平成20年3月	益田氏城館跡の三宅御土居跡内にあった泉光寺が移転
平成20年度	広報資料カラーパンフレット「古代の益田を歩いてみよう」「中世の益田を歩いてみよう」作成
平成20~27年度	三宅御土居跡の学術調査
平成21年度	広報資料カラーパンフレット「益田氏城館跡」作成配布
平成21~27年度	三宅御土居跡公有地化の第二段階として7ヶ年計画で全墓地移転と底地取得
平成22年度	広報資料カラーパンフレット「原始の益田を歩いてみよう」作成、平成20年度作成「中世の益田を歩いてみよう」 改訂版の作成
平成22年度~	歴史文化基本構想の策定に向けて文化財の総合的把握調査に着手
平成22年度~	東京大学史料編纂所所蔵益田家文書以外の中世益田地域関係史料の調査研究に着手
平成23年度~	平成21年度作成広報資料カラーパンフレット「益田の歴史古代編」増刷配布
平成23年度	歴史文化基本構想策定に向けて文化財総合的把握調査に着手(文化庁:地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業)
平成24年4月2日	益田市歴史文化研究センタ—開所 (H22年5月29日「益田市の活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申」における市に実施を期待する重点的施策の提言を受けて)
平成24年度	「中須東原遺跡の保存に係る益田市としての方針」決定、地権者への方針説明、史跡指定同意書の取得開始、広報資料カラーパンフレット「中須東原遺跡」作成、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会による中須東原遺跡整備基本計画の検討開始
平成25年度	中須東原遺跡史跡指定意見具申·答申、中須東原遺跡史跡指定シンポジウム、史跡益田氏城館遺跡群整備 検討委員会(中須東原遺跡整備検討委員会)より答申
平成26年3月18日	中須東原遺跡が国史跡に指定される
平成26年度	県・市・東京大学史料編纂所による共同研究開始、中須東原遺跡整備基本計画策定、山陰史跡整備ネットワーク会議(島根・鳥取)第31回会議益田市で開催、益田家文書里帰り展、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会に中須東原遺跡保存管理計画検討部会設置、城館跡活用ワークショップ、子供向け広報資料カラーパンフレット「益田の歴史発見!中須東原遺跡」作成

# 歴史を活かしたまちづくり等文化財関連計画等

	<u>=</u> ⊥	<b>歩</b> 中	<b>左</b> 亡 <b>左</b> ₩ 88	歴史を活かしたまちつくり寺又化射		二字体上尺叶 上尺块叶尺 专物性
	計画等	策定年	策定等機関	目的、内容 昭和58年の山陰豪雨災害の復旧に伴い計画された都市計画道路と県指定史跡である三	ガイダンス施設・博物館等について	三宅御土居跡・七尾城跡保存整備
歴史を活かしたまちづくり計画関連	益田市歴史を活かしたまちづくり 計画	平成6年6月	益田市·益田市 教育委員会	宅御土居跡の保護の両立を図り、三宅御土居跡を含めた益田地区を中心に、市域に点在する歴史的遺産を活かしたまちづくりを目指すための計画 〇基本方針 1古代・中世・近世の3時代を基軸とし、歴史特性を街づくりに活かしていく 2市域全体をフィールドミュージアムとして捉え、街づくりを図っていく  <基本方針>  「まもる」  保存・継承	○博物館整備計画 ・中核地区・益田地区整備の考え方として旧益田地に中核拠点としての歴史博物館を建設することが望まれる ・展示教育機能・研究機能・収蔵機能の他に、歴史を活かした街づくりセンターとして機能させる	○旧益田地区におけるまちづくり目標 「歴史を活かし、自然と生活が調和するまちづくり」 七尾城跡 ―三宅御土居跡 ―医光寺の3つの拠点を結びつける「トライアングル構造」を意識した街路整備や拠点整備等を検討する  ○個別整備概要 三宅御土居跡・・・復元的整備、益田のシンボルの創造 七尾城跡・・・本丸建物・大手道・堀・搦手の復元、防災及び修景  ○三宅御土居跡整備計画 ・七尾城跡・とワンセットとして整備をはかっていく ・残存遺構の保存を第一義とする ・最終的にはサイトミュージアムをめざし、復元的整備を行っていく ・段階的な整備を行っていく ・復元時期は発掘成果による(最盛期または七尾城の整備時期に合わせる) ・復元建物をガイダンス施設として使用する ○スケジュール 第1期(今後5ヶ年以内)・・・発掘と遺跡の範囲確定 第2期(20年以内)・・・・遺跡全体の復元
	益田市文化財総合整備計画〜 中世文化の薫るまち〜 指定文化財整備計画編	平成7年3月	益田市・益田市 教育委員会	歴史を活かしたまちづくりの第一歩として、野外博物館の観点から、歴史や文化遺産、自然を対象とした文化財整備計画を立案  〇総合計画 ・益田地区、高津地区、今市地区、沿岸地区を整備エリアとし、各エリアの文化財整備計画、ネットワーク整備計画を立案 〇中核となる文化財整備計画 ・中核的な七尾城跡及び三宅御土居跡の保存整備基本計画の立案	○歴史博物館の整備 益田地区に、展示、収蔵、調査・研究、体験学習、公演、管理の 各機能をもつ博物館を整備し、歴史を活かしたまちづくりセンター を併設(規模約3500㎡) ○まちづくりの管理運営組織 「フィールドミュージアムセンター」を設立し、管理企画部門・整備 部門・調査、研究部門を置く ○七尾城跡、三宅御土居跡のガイダンス施設の整備 七尾城跡:2箇所 ・大手口尾崎丸北の大雄庵の復元にあわせてガイダンス施設 (小資料館、駐車場、ミュージアムショップ等)を設置 ・厩の段の遺構復元により内部をガイダンス施設(七尾城の構成 等の説明)、トイレ等便益施設の設置	○中核的整備ゾーンとしての益田地区の整備計画 ・中世の配置構造を活かした計画 ・眺望点の整備 ・ルート整備と街路・参道・緑道の整備 ・町並み整備 ・斜面林の保全 ○遺跡博物館(サイトミュージアム)としての整備
	益田市文化財総合整備計画~ 中世文化の薫るまち~	平成8年3月	一位四川 一位四川	中核拠点は平成6年度策定の三宅御土居跡と、七尾城跡整備基本構想に示した七尾城第	(位置・規模等言及無し) ・設置後は歴史系展示施設の機能分担の見直しを実施。歴史民	○三宅御土居跡・七尾城跡をセットで遺跡博物館(サイトミュージアム)として保存整備する。
史跡益	田氏城館跡保存管理計画	平成19年3月	教育委員会	史跡益田氏城館跡を保存し、次世代へと確実に継承するために、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準を明確化 保存管理とともに整備活用、管理運営及び体制の考え方も提示		○遺構の保護・整備 ・地上遺構(土塁等)の保護・修復・復元 ・三宅御土居跡の調査に基づく建物跡・井戸跡・川・堀などの遺構整備 ・七尾城跡の調査に基づく曲輪・大手道・堀跡等長期的段階的な整備の検討 ○動線整備 ・三宅御土居跡・七尾城跡の周遊道路や登山道等の整備 ・周辺道路とのネットワーク形成、駐車場の整備 ・沖田七尾線の付け替えの検討 ○その他景観形成、サインの整備、トイレ等便益施設の整備 ○地域資源の再認識と周遊ネットワークづくり等による歴史を活かしたまちづくりの推進
益田市将来像	活力ある文化施設の目指すべき に関する答申	平成22年5月29日		の設直による合権事業、企画立条、字校連携寺への一元的取り組み 〇文化施設(ミュージアム)の目的、目標の明確化と、機能の充実 〇文化施設の機能、「調本、研究」「明集、保管、「展票」、公理、「教育、兼及」「標和発信」「本	<ul> <li>○中長期         <ul> <li>・新たな核となる文化施設(ミュージアム)の設置の検討</li> <li>・そのための体制整備の必要性</li> <li>○当面</li> <li>・現有4館の一元的な運営等の取り組み、調査・研究機能を備え、地域活性化の拠点となる「益田圏域歴史文化研究センター」の設置の提言</li> </ul> </li> </ul>	

# <歴史文化基本構想関連事業>

益田市では平成23年度から文化庁の補助事業「地域の文化遺産を活かした地域活性化事業」を実施している。事務局を益田市文化財課と観光交流課、事業実施者として「益田市の文化遺産を未来につなぐ実行委員会」を立ち上げている。事業の内容は、地域の文化遺産にかかる1)情報発信・人材育成事業、2)普及啓発事業、3)継承事業、4)記録作成・調査研究事業からなり、「地域のたから文化遺産」の再発見の調査研究、益田らしさを未来につなぐために歴史文化基本構想の策定を目指している。

これまでの取り組みの内容、経過

実施年	実施内容	事業名
	地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業(文化庁補助事業) 採択	
	実行委員会ホームページ制作	
	文化財総合的把握調査研修会(5回)	普及啓発事業
_ 8	文化財総合的把握調査成果発表会(1回)	普及啓発事業
平成23年度	講演会(2回)	普及啓発事業
	文化遺産普及啓発のためのワークショップ(4回)	普及啓発事業
	文化財総合的把握調査	記録作成・調査研究事業
	特定分野(植物、地形·地質、巨樹·巨木、建造物)調査	記録作成・調査研究事業
	実行委員会facebookの開設	
	文化遺産紹介ボランティア育成のための研修会(9回,美都地区)	人材育成
	講演会	普及啓発事業
	ワークショップ(8回: AKARIプロジェクト他)	普及啓発事業
亚芹04年度	石見神楽記録DVD制作	継承事業
平成24年度	文化財総合的把握調査(益田地区、美都地区)	記録作成・調査研究事業
	特定分野(建造物)調査	記録作成・調査研究事業
	文化財総合的把握調査研修会(2回)	記録作成・調査研究事業
	文化財総合的把握調査成果発表会(2回)	記録作成・調査研究事業
	文化財総合的把握調査	記録作成・調査研究事業
	特定分野(建造物、民俗文化財等)調査	記録作成・調査研究事業
	文化遺産紹介ボランティア育成のための研修会(4回、美都地区、匹見地区)	記録作成・調査研究事業
	体験型研修会の実施(1回)	記録作成・調査研究事業
	文化財総合的把握調査研修会(古文書に親しむ)(2回)	
平成25年度	文化財総合的把握調査成果発表会(2回)	記録作成・調査研究事業
	講演会(2回)	普及啓発事業
	ワークショップ(4回: AKARIプロジェクト他)	普及啓発事業
	伝統文化体験親子教室	
	扇原関門跡の整備	
	歴史ウォーク山陰道を踏破する 第1弾	普及啓発事業
	文化遺産紹介ボランティア育成のための研修会(美都地区6回、匹見地区2回)	
	美都の語りべ養成講座「身近なやきもののはなし」	普及啓発事業
	文化財総合的把握調査	
平成26年度	ワークショップ「中世の灯りを再現しよう」	
	ワークショップ「地域の宝を探し、つないでみよう~小野地区」	普及啓発事業
	文化財総合的把握調査研修会(写真絵葉書の発掘と再発信)	記録作成・調査研究事業
	講演会	
		普及啓発事業

# 3) 文化施設と調査研究体制

## <文化施設の現状>

平成6年度に策定した「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」(P63·64参照)では、既存の文化施設では、歴史の豊かな益田市を紹介し、研究するには不十分だとして、長期目標として展示教育機能・研究機能・収蔵機能等を持つ歴史博物館の整備の必要性を唱えている。

益田市における文化施設は下表に示すとおりであり、益田市の豊かな歴史や貴重な考古資料等を展示する施設等の整備が十分とはいえない状況である。この他「島根県立石見美術館」と「島根県立いわみ芸術劇場」の複合施設である「島根県芸術文化センター・グラントワ」が市内中心部に平成17(2005)年に開館している。

#### 益田市の文化施設の概要

	T			1
施設名	益田市立 歴史民俗資料館	益田市立 雪舟の郷記念館	益田市立 秦記念館	益田市立 旧割元庄屋·美濃地屋敷
開館	昭和 58 年 5 月	平成2年10月	平成6年7月	平成 17 年 4 月
設置目的、内容等	中世益田市関連資料(七尾城跡・三宅御土居跡の出土品)、 民俗資料(明治〜昭和の生活 用具)、郷土の偉人(岩本薫和、田畑修一郎、徳川夢声)の 資料等の収集・保管・展示	歴史資料の収集・保管・展示		
施設	大正 10(1921)年建築の美濃郡 役所を利用(国登録有形文化 財)		生家笹利山根家の隣接地に 建設	旧割元庄屋(大庄屋)
その他	年間 6~7 回の企画展 街角ウォーク等イベント 小学校 4 年生が授業で利用、 中学生が総合学習で利用、そ の他出前授業 雪舟の郷記念館と共同イベン トあり(わが家の宝もの展)	企画展、講座開催、企画展に合わせたイベントの開催 雪舟の郷記念館と共同イベントあり(わが家の宝もの展)	地域の人々と協働で管理・利 用されている	地域の人々と協働で管理・利 用されている 美濃地邸食、手打ちそば体 験
入館料/ 休館日	一般 200 円、高校生以下無料、団体 160円(20名以上) 火・水曜日(祝日を除く)、祝日の翌平日(土・日・祝日を除く)、 年末年始	団体 2 割引(20 名以上)	一般 200 円・中高生 100 円・ 小学生 50 円、団体 2 割引(15 名以上) 月曜日(祝日を除く)、祝日の 翌平日、年末年始	無料 月曜日(祝日を除く)、祝日の 翌平日、年末年始
優待	4 施設利用年間パスポート: 歴館・医光寺雪舟庭園・萬福寺雪 同伴者 4 名まで団体料金、その 5 施設散策チケット(3 日間有効 上記施設に島根県立石見美術	舟庭園の 4 施設で 2,000 円。 )他割引等あり )1,300 円		
入館者数	H20 年度 3,804 人 H24 年度 4,141 人 H25 年度 3,432 人 H26 年度 3,137 人	H20 年度 4,227 人 H24 年度 4,808 人 H25 年度 3,710 人 H26 年度 3,725 人	H20 年度 980 人 H24 年度 448 人 H25 年度 205 人 H26 年度 339 人	H20 年度 8,400 人 H24 年度 5,613 人 H25 年度 5,482 人 H26 年度 4,409 人
管理運営	直営	直営	直営	直営

# < 『益田市活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申』と、益田市歴史文化センターの設立>

益田市では現有する 4 つの文化施設 (P66 参照) についての課題や目指すべき方向等の調査・審議を「益田市活力ある文化施設の将来像検討委員会」に諮問し、平成 22 (2010) 年 5 月 29 日に『益田市活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申』が出された。答申では文化施設のめざすべき将来像として以下の表に示すような提言を行っている。

文化施設(ミュージアム)に求められるもの

目的	〇将来の地域創造を担う子供達が、確かな知識と現代的課題に基づいた情報を学ぶ教育の場となること。 〇魅力ある地域の情報を全国に発信して多くの交流人口を確保し、都市づくりの中核として地域の活性化に寄与すること。		
	①調査・研究	・特に益田市域の歴史・文化を特徴づけている中世遺跡や文化財を な対象とする	
	②収集・保管	・不足している歴史資料の収集 ・発掘された遺物の積極的活用をにらんだ保管体制の整備 ・資料の保管に適した収蔵機能の拡充	
松台	③展示・公開	・益田市域の歴史・文化の総合的な展示・公開	
機能	④教育・普及	・地域学習 ・学校との連携 ・地域史と列島史との関係を身近な素材で解説する教材の開発	
	⑤情報発信	・地域情報発信のセンター的役割とそれを支える体制	
	⑥市民の生きがいの創出	・ボランティアとの協働体制の確立 ・地域貢献に参加できる市民の生きがい	

また答申では、現有の4館が新時代のまちづくりの中核となるべき文化施設としては、機能を十分発揮できないという現状をふまえ、長期的な展望に立って、まず調査・研究機能を備え、地域活性化の拠点となる「益田圏域歴史文化研究センター」の設置の提案を受けた。この提案を受けて、益田市では平成24年4月2日に「益田市歴史文化センター」を設置した。

#### 益田市歴史文化センターの概要

設置経緯、目的	H22 年 5 月 29 日「益田市の活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申」における市に実施を期待する重点的施策として提言されたことを受けて、H24 年 4 月 2 日に設置(文化財課内)
	主な業務内容 1. 益田の歴史文化に関する情報の収集及び発信 2. 益田の歴史文化に関する調査研究の推進
主な業務内容/当面の業務	当面の業務 ・中須東原遺跡等歴史文化に関する情報の収集・発信 ・益田氏・益田地域関係史料等の研究 ・「歴史文化基本構想」の策定を目指した文化財総合的把握調査 ・県・市・東京大学史料編纂所による共同研究

- ②学校教育・生涯学習における地域学習、地域活動
- 1) ふるさと読本等の作成、配布とふるさと再発見事業

### ●ふるさと読本『益田ふるさと物語』

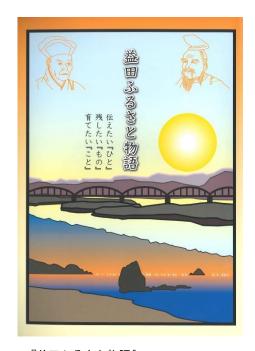
益田市教育委員会では、ふるさと教育の推進を重点施策のひとつに掲げ、取り組んでいる。その一環として、平成22年度に『益田ふるさと物語』(ふるさと読本)を作成し、平成23年度から小学校4年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒に配布し、様々な学習で活用されている。また、一般販売も行い、広く市民が益田のよさを再発見できるきっかけとなることも期待されている。さらに、『益田ふるさと物語』とあわせて、児童・生徒が現地に出向いて歴史文化遺産や農林水産業牧畜窯業等を見学・体験する「ふるさと体験プログラム」も作成している。

### ●ふるさと再発見事業

- ・『益田ふるさと物語』や「ふるさと体験プログラム」、 以前からの文化財解説書『ふるさと発見パスポート in ますだ』を活用して各学校が見学や体験を実施する際 には輸送手段の補助がある(平成23年度から)。
- ・「益田ふるさと検定」は小中学生(必須)、高校生・一般を対象とし、『ますだふるさと物語』から出題され、初級編・中級編・上級編がある(平成24年度から)。



平成 24 年から始まった益田ふるさと検定 初級・中級は『益田ふるさと物語』から出題され る



『益田ふるさと物語』 社会・文化編、理科・自然編、地域・文化編、資料編の49のテーマが紹介されている



代表的な指定文化財の ポケット版解説書

### 2) 学校教育への活用に向けての取り組み

益田市ではふるさと教育を推進しているが、特に近年は子どもの頃から地域の歴史に親しみをもってもらう取り組みを推進している。

### ●教員対象のワークショップ

中須東原遺跡等の地域の文化財を学校教育に取り入れるための取り組みとして、平成 26 年 8 月に市内の小中学校の教員を対象に「史跡中須東原遺跡活用ワークショップ」を実施した。約 30 名の教員の参加があり、中須東原遺跡の見学と、遺跡を題材にした授業案を作成するワークショップを行った。

### ●地域の歴史を教材とした授業

平成27年2月には、上記ワークショップに参加した教員によって、中須東原遺跡や益田氏を取り上げながら中世を学ぶ社会科の授業が益田中学校で行われた(P70·71参照)。

### ●子ども向け文化財パンフレットの作成、出前講座

益田市ではこのような取り組みの一貫として、市内の文化財に関する出前講座を継続的に行うとともに、平成26年度には中須東原遺跡をテーマにして中世の益田をわかりやすく解説した子ども向けのパンフレットを刊行した。



子ども向けの文化財パンフレット

### 古里治めた中世の豪族

いたことが分かり、地域の歴史 めていた益田氏が勢力を持って 活用して繁栄したことを理解し が日本海から東南アジアにか をもっと知りたくなった」と話 近生教諭(45)から学習。益田氏 市木佑侍君(13)は ての海洋交易ネットワークを

「地元を治

てほしい」と望んだ。

校にも広がり、生徒たちが古里

に誇りや愛着を持つ機会になっ

町)の出土品や益田家文書の記述から、益田氏が海洋交易で栄えたこと 年生28人が、昨年3月に国史跡に指定された中須東原遺跡(益田市中須 を学び、古里の中世の歴史に興味を深めた。 を素材にした社会科の授業が13日、同市栄町の益田中学校であった。1 中世に現在の益田市一帯を治めた豪族・益田氏ゆかりの史跡や古文書

# 益田中で独自の社会科授業

半島からトラの皮や蝦夷地(現 当主の益田元祥が交易で朝鮮 出土したことや、益田氏第20代 の陶器やベトナム産の磁器が 毛利元就へ贈ったことを、山本 在の北海道)の昆布を入手して 生徒たちは、同遺跡でタイ産 どが同遺跡を生かした学習方法 び、授業内容を練り上げた。 や益田家文書展などにも足を運 市内であった関連シンポジウム かれたワークショップに参加。 を検討するため、昨年8月に開 を推進している市教育委員会な ん(34)は「同様の授業が他の学 山本教諭は、「ふるさと教育 市教委文化財課の中司健一さ

中須東原遺跡や益田 氏を素材にした山本 悦生教諭(中央奥) の授業を受ける生徒 たち

Mun 5 1 - F 2 T | [ ] 25

地域の歴史を教材とした授業の様子

(山陰中央新報 2015 年 2 月 14 日)

## 28 1 年 人生 父易の実態学ぶ

### れるなど、各地と交易し 朝鮮半島の虎皮も手に入 県)で手に入れたほか、 道)の昆布を小浜(福井 た。蝦夷地(現在の北海 だったことが分かりまし いますが、この経済力の 大きさは交易によるもの 氏に多額の贈り物をして とがすごいなと思いまし てたんだなあと思いまし の中を生き抜いていたこ 配下に加わっていて、そ 大内氏、陶氏、毛利氏と、 益田氏はいろんな武将の た。特に戦国時代は下克・ごいなと思いました。対 いんだな」って思いまし、あったということも、す て、「益田って実はすご一域の人たちとつながりが 一の世の中だったので、 そして、益田氏は毛利 益田氏について学習し 経済力で戦国時代生き抜く 関係を保っていました る豪族大内氏とは良好な が分かりました。 と関係を持っていたことで、益田氏が毛利氏へ服 氏とのつながりをさらにこた。 のつながりを経て、毛利 2時間で初めて知りまし 益田氏がさまざまな地域 氏について学習しまし た。中世の戦国時代に、 戸(同)の松浦氏などと一歴史があることを、この 馬(長崎県)の宗氏や平・実際にはとてもすてきな 特に山口を本拠地とす 益田氏がさまざまな地 社会科の時間に、益田 交易で財力を蓄え生き残る 2年 佐々井祥太 益 ## 中 投稿を募っています。投稿希望の学校さんの作品です。学校、学級単位での古んの作品です。学校、学級単位でのあるコーナー「ヤングこだま」欄です。 は「ヤングこだま」係・電話0852 学生まで、若い人たちの意見を特集す小・中・高校生から専門学校生、大 (32)3305までご連絡ください。 語の贈り物を贈り、毛利 ます。こういう状況の中 利氏に滅ぼされてしまい、性がありました。また、 氏は陶氏に討たれてしま。馬の宗氏などと交流する。ことも初めて知ることが :が、下克上によって大内: 虎皮は朝鮮半島から、対 に残っています。 い、その陶氏もやがて毛中で手に入れている可能できたのでよかったで 属したことがとても印象:浜へと運ばれ、益田氏も か」って思っていたけど、 あまりないんじゃない。口の戦国大名・大内氏に 強くしていました。 益田氏は、毛利氏へ多 一益田って歴史とかが 虎皮や昆布を贈ったこと。ただろうなと思いまし たようでした。 昆布は蝦夷地から十三湊 この小浜で手に入れてい りました。 滅ぼされるとピンチにな 従っていましたが、大内 (青森県)、さらには小 はすごいと思いました。 氏の配下になりますが、 き物を毛利氏に贈ること は陶氏と親せきだったた れてしまいます。益田氏 め、後に陶氏が毛利氏に く知ることができまし たけど、今回学習してよ 氏は家臣の陶晴賢に討た は考えたこともなかっ しかし、さまざまな責 そんなにすごい贈り物 益田氏はもともとは山 益田の歴史とか、最初 懸命に生き残り策練り活路 う少し歴史が変わってい ました。 す。益田はすごいと思い して、木材や銅があった た。益田からの交易品と で、益田氏はその後を生 戦っていたとしたら、 を持って、もし毛利氏と こともすごいと思いまし の価値にして現金だけで き残ってきたからすごい か、刀とかも贈っていた それにプラスして馬と 1億円あまりを贈ったこ なと思いました。現在 ともすごいと思ったし、 ただそれくらいの財力 も かったんだと思いまし 力はすごかったと思う し、贈られる毛利氏は強 をするほど、益田氏の実 てくるので、とても興味:みようと思いました。 っている人名や地名が出 ったんだ、と思いました。 ことを知ることができま 2時間ほど中世の豪族益 田のことを全然知らなか 町なのに、これまでは益 てあらためてたくさんの しましたが、益田につい 田氏のことについて学習 した。自分が住んでいるこということを知って、す 授業の中では、時々知 社会科の授業の中で、 益田氏の歴史を学んで 益田ってすごい」と再認識 などに、益田氏のことに ついての本などを借り ごくおもしろいなあと思 いました。 ました。 田ってすごいな」と思い という時代に、こんなに うだと思っていたけど、 なんてない、普通のとこ たくさんのことがあった たように思います。中世 を好きになることができ 今回の学習を通して「益 がわきました。今までは 益田は特にすごいところ また図書館に行った時 そして、前よりも益田

### 地域の歴史を教材とした授業を受けた生徒の感想

(山陰中央新報 2015 年 4 月 19 日)

### 3) 地域活動団体等

### ●文化遺産等関連活動団体

益田市で文化遺産等に関連する活動団体、中須東原遺跡の成立にも深くかかわる高津川や益田川 を活動対象とする団体には以下のような組織がある。

### 文化遺産等関連活動団体

益田観光ガイド友の会	益田市の観光関連ボランティア活動団体 市域全般及び拠点ガイド(医光寺、萬福寺、高津柿本神 社・万葉公園、大喜庵、グラントワ内観光案内所) 文化財総合的把握調査の協力者
石西の文化を学ぶれんげ草の会	歴史文化関連講座、シンポジウム等地域学習
益田歴史を活かしたまちづくりの会	益田地区を中心とした歴史文化の保存継承活動
NPO法人 アンダンテ21	高津川を中心とした活動。 主な取組みとしては、「はまぐりのささやきプロジェクト」 「どんぐりの森づくり事業」「ヒメバイカモ保全支援事業」な ど 具体的活動として、高津川・益田川の清掃活動、中須町 海岸等ハマグリ稚貝調査(地元小学生参加)、ハマグリ 貝アート展(2010年~毎年、グラントワにて)など

### ●総合的な学習の時間の教材としての地域資源の活用

中須東原遺跡がある中須地区が校区に含まれる吉田小学校では、総合的な学習の時間を利用して、 地域資源をテーマにした取り組みを行っている。特に小学校の西、東を流れる高津川と益田川については、経年的な調査や観察、自然保護活動を実施するなど、地域と密着した活動を行っている。 中須及び大塚の海岸林の保全活動にも課外活動として参加している。



地域の身近な資源である河川を総合的な学習の時間の教材としている 吉田小学校の総合的学習の時間のホームページ

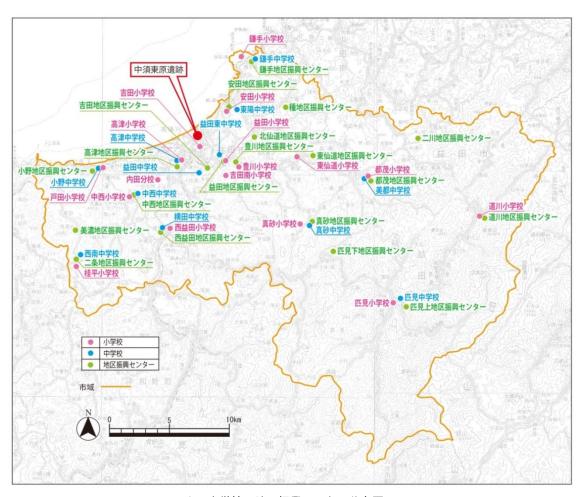
### ●中須東原遺跡周辺地域における住民活動ー地域自治会による海岸林の保全

中須東原遺跡がある中須自治会では 10 年以上にわたり、自主的な海岸林の保全、 再生活動を行っている。マツ枯れによって 海岸沿いの防風林の荒廃が進んだことから、 平成 9 年から地元の有志の方が下草刈り等 を始め、その後多くの地区住民の参加により、平成 19 年にはクロマツ植林 1 万本が達 成された。その後も継続的に下刈り等の保 育作業が自治会を中心に実施されている。 また隣接する大塚自治会でも海岸林の保全 活動を行っている。



中須海岸林の地元住民による植林活動(平成 20 年) (写真提供:島根県西部農林振興センター益田事務所林業普及グループ)

### ●地域活動の拠点となる学校教育・社会教育施設



小・中学校、地区振興センター分布図

### 第3章 史跡中須東原遺跡の概要

### 3-1. 史跡指定に至る経緯

中須東原遺跡は、益田川左岸北部地区土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という)に先立つ試掘調査(平成17年)で、新たに発見された遺跡である。

遺跡の範囲内容確認を目的とした試掘調査は、平成 23 年度まで継続して行なわれ、北側は土地 区画整理事業区域外となる砂丘の裾野まで、西側は中須西原遺跡と接し、東から南側にかけては礫 敷き遺構の外側に広がる河川あるいは湖水面地形を含め、遺跡は 4ha を超える範囲に広がることが 確認された。

範囲・内容確認調査と並行して、事業担当課と遺跡の取り扱いに関し調整を進めたが、土地区画整理事業が既に施工中であり、事業の性質上、事業計画の変更は困難であることから、記録保存の方針で協議は推移した。

この間も、中須東原遺跡が所在する土地区画整理事業出合工区(以下「出合工区」という)の周辺 工区で事業が進められる中で、継続して実施してきた発掘調査において、遺跡の様相が次第に明ら かになってきた。中世港湾遺跡としての価値評価が高まり、益田市では国や県、研究者の助言も考 慮のうえ、関係機関及び地権者等との協議を経て、平成24年2月に中須東原遺跡の全面保存を目指 す方針を決定した。

土地区画整理事業は、換地計画に基づき進められており、既に使用収益が開始された土地においても中須東原遺跡に関わる地権者が存在するなど、出合工区を土地区画整理事業地内から除外することは不可能な状況で、調整は難航したが、事業担当課の協力のもと、地権者との交渉を進め、土地区画整理事業計画の変更及び中須東原遺跡の史跡指定への同意が得られたことから、平成25年7月25日に史跡指定意見具申書を提出した。なお、この意見具申における史跡指定範囲は、土地区画整理事業の完了を優先させるため、事業地外に広がる遺跡の北側は除くこととし、土地区画整理事業地内に係る遺跡の範囲とした。

その後、平成 25 年 11 月 15 日の国文化審議会から文部科学大臣への史跡指定答申を経て、平成 26 年 3 月 18 日付の官報告示で国の史跡に指定された。

### 3-2. 史跡指定の状況

1. 名 称 : 中須東原遺跡

2. 所 在 地 : 島根県益田市中須町 26 街区 1 画地外

3. 指定年月日 : 平成 26 年(2014) 3 月 18 日 (官報 号外第 55 号)

4. 指 定 基 準 : 一. 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関

5. 面 積 : 41649.24 m<sup>2</sup>

6. 指定説明

中須東原遺跡は、島根県西部の益田川河口左岸の砂丘後背の低湿地に立地する港湾を中心 に発展した集落遺跡である。この遺跡は、平成 16 年度に都市計画決定された益田川左岸 北部地区土地区画整理事業の施行に先立って益田市教育委員会によって実施された発掘調査によって存在が確認された。以後、平成23年度まで14次にわたって行われた発掘調査により、中世の港湾遺跡が良好な状態で遺存していることが判明したため、益田市は土地区画整理事業計画を変更し、遺跡を現状保存することを決定した。

益田川河口域は、縄文海進に伴って、海岸部から砂洲が成長し、それに伴い広範囲に潟湖が形成され、中須東原遺跡が成立する中世においては、土砂の流入による潟湖の陸地化が進むものの、港湾が立地するのに適した地形が維持されていたと考えられる。遺跡は、海岸部に形成された砂丘の後背地と潟湖の北岸との間に立地し、東西 250m、南北最大 130 mの範囲に及ぶ。発掘調査では、全国的にも類例が少ない船着き場跡と考えられる大規模な礫敷き遺構が、全長約 40m、最大幅約 10mにわたって存在していることが確認された。この遺構は、潟湖の汀線沿いの緩斜面に拳大から人頭大の礫を敷いたものである。この他には、複数の掘立柱建物や鍛冶炉、鉄滓廃棄場、墓、道路等の遺構が検出された。

この遺跡は12世紀中頃に成立し、後半に規模を拡大するが、その後、一旦廃絶し、14世紀になって再び整備され、16世紀まで存続することが、出土遺物から判明している。船着き場をはじめとする検出遺構の多くは、14世紀から16世紀のものであり、近接する中須西原遺跡の発掘調査や、検出された道路遺構の位置と、明治初期の「中須村地引図」との比較から、この時期には長方形の街区が形成されていた可能性が高い。また、出土遺物には貿易陶磁器が目立ち、中でも中国陶磁に次いで、15世紀代の朝鮮半島産の陶磁器やタイ陶器も認められることが注目される。

中須東原遺跡の性格を知るためには、益田に本拠を置いた豪族益田氏の動向に注目する必要がある。益田氏は4代兼高の時代の建久年間(1190~1198)に益田荘に土着してから、関ヶ原の合戦後に20代元祥が長門国須佐に移るまでの約400年間、この地を本拠としていた。

中須東原遺跡の成立時期は、益田氏が益田荘の荘官に任じられる以前で、益田川中流域を本拠としていた時期に相当することから、益田氏以外の勢力によって、整備・経営されたと考えられるが、この遺跡が再整備される 14 世紀は、益田氏が勢力を強め中須地域を益田本郷域に取り込み、三宅御土居を築造する時期に相当することから、益田氏の強い関与が想定される。

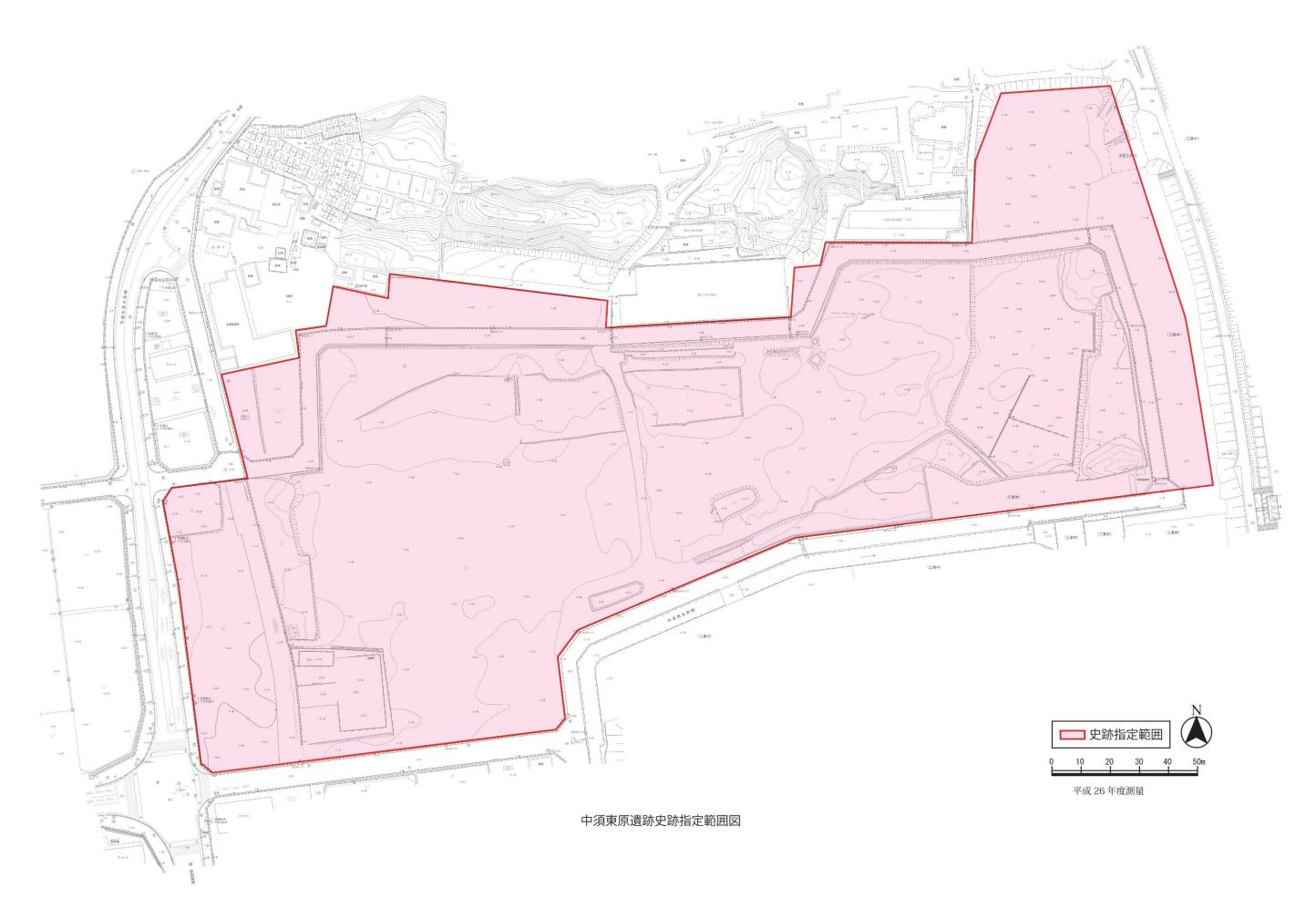
中世の文書だけでも850点にも及ぶ『益田家文書』には、益田氏と中須や海上交易との関係を示す記事が複数、認められている。永和2年(1376)の「益田本郷御年貢并田数目録帳」には大中洲に「鍛冶名」があり、「水衆用途」が徴収されていたとあり、中須東原遺跡で検出された鍛冶炉、鉄滓廃棄場や、舟着き場との関係が想定される。また、永禄11(1568)年に、益田氏が毛利氏に朝鮮産の虎の皮を贈っていることは、多量に出土した朝鮮半島産の陶磁器との関係が想定される。この他にも、天正6(1578)年の宗像大社辺津宮本殿遷宮の際に、益田氏が多量の木材を寄進していることや、大内氏滅亡後に見島を領有すること等、益田氏が水運と深くかかわっていたことがわかる。このように、中須東原遺跡は港を中心に展開した町の街区跡が良好な状態で残る等、中世の港湾の構造が判明する希有な遺跡である。また、「益田家文書」と発掘調査成果を併せ検討することにより、中世の港湾の成立と展開、さらには港湾を利用した交易の内容まで知ることができる重要な遺跡である(『月刊文化財』2014年2月号より転載、一部改変)。

- 7. 管理団体 : 益田市
- 8. 指定地域 : 島根県益田市中須町

国土調査法(昭和26年法律第180号)による第Ⅲ座標系を基準とする1地点(X=-144485.882、

```
Y=-30074.045)、2地点(X=-144486.317、Y=-30080.413)、3地点(X=-144486.903、Y=-
30087.711)、4 地点(X=-144488.438、Y=-30110.510)、5 地点(X=-144505.827、Y=-
30116.974)、6 地点(X=-144512.138、Y=-30119.320)、7 地点(X=-144539.611、Y=-
30120.063)、8 地点(X=-144539.607、Y=-30163.184)、9 地点(X=-144539.606、Y=-
30170.539)、10 地点(X=-144547.075、Y=-30171.979)、11 地点(X=-144548.440、Y=-
30181.343)、12 地点(X=-144555.197、Y=-30181.668)、13 地点(X=-144556.704、Y=-
30181.774)、14 地点(X=-144565.323、Y=-30182.379)、15 地点(X=-144565.900、Y=-
30192.519)、16 地点(X=-144568.705、Y=-30241.838)、17 地点(X=-144568.832、Y=-
30244.069)、18 地点(X=-144568.923、Y=-30245.843)、19 地点(X=-144559.537、Y=-
30245.462)、20 地点(X=-144556.689、Y=-30268.636)、21 地点(X=-144554.355、Y=-
30287.627)、22 地点(X=-144552.837、Y=-30299.985)、23 地点(X=-144552.526、Y=-
30302.515)、24 地点(X=-144552.118、Y=-30306.377)、25 地点(X=-144551.457、Y=-
30312.641)、26 地点(X=-144550.781、Y=-30319.039)、27 地点(X=-144550.643、Y=-
30319.967)、28 地点(X=-144558.925、Y=-30320.736)、29 地点(X=-144556.417、Y=-
30332.117)、30 地点(X=-144554.825、Y=-30339.341)、31 地点(X=-144568.507、Y=-
30341.852)、32 地点(X=-144570.015、Y=-30352.302)、33 地点(X=-144579.367、Y=-
30351.137)、34 地点(X=-144581.275、Y=-30359.859)、35 地点(X=-144583.177、Y=-
30368.759)、36 地点(X=-144585.121、Y=-30377.856)、37 地点(X=-144602.420、Y=-
30373.692)、38 地点(X=-144611.645、Y=-30371.363)、39 地点(X=-144620.748、Y=-
30369.098)、40 地点(X=-144621.699、Y=-30376.492)、41 地点(X=-144624.053、Y=-
30394.801)、42 地点(X=-144628.086、Y=-30397.757)、43 地点(X=-144640.845、Y=-
30395.464)、44 地点(X=-144656.544、Y=-30392.642)、45 地点(X=-144673.901、Y=-
30390.411)、46 地点(X=-144689.674、Y=-30388.382)、47 地点(X=-144696.258、Y=-
30387.535)、48 地点(X=-144718.994、Y=-30384.612)、49 地点(X=-144722.050、Y=-
30380.654)、50 地点(X=-144720.077、Y=-30365.313)、51 地点(X=-144719.688、Y=-
30362.285)、52 地点(X=-144718.091、Y=-30349.867)、53 地点(X=-144716.090、Y=-
30334.310)、54 地点(X=-144715.710、Y=-30331.352)、55 地点(X=-144711.040、Y=-
30295.039)、56 地点(X=-144710.480、Y=-30290.682)、57 地点(X=-144708.469、Y=-
30275.042)、58 地点(X=-144706.875、Y=-30262.658)、59 地点(X=-144702.917、Y=-
30259.602)、60 地点(X=-144697.804、Y=-30260.259)、61 地点(X=-144691.495、Y=-
30261.070)、62 地点(X=-144687.620、Y=-30261.569)、63 地点(X=-144686.551、Y=-
30261.706)、64 地点(X=-144682.455、Y=-30262.233)、65 地点(X=-144681.801、Y=-
30262.316)、66 地点(X=-144672.620、Y=-30255.227)、67 地点(X=-144640.908、Y=-
30180.894)、68 地点(X=-144640.016、Y=-30173.958)、69 地点(X=-144637.471、Y=-
30154.164)、70 地点(X=-144635.804、Y=-30141.199)、71 地点(X=-144633.863、Y=-
30126.103)、72 地点(X=-144632.712、Y=-30117.157)、73 地点(X=-144631.471、Y=-
30107.507)、74 地点(X=-144628.154、Y=-30081.709)、75 地点(X=-144627.690、Y=-
30078.098)、76 地点(X=-144624.554、Y=-30053.718)、77 地点(X=-144622.468、Y=-
30037.487)、78 地点(X=-144573.664、Y=-30045.143)、79 地点(X=-144564.938、Y=-
30046.868)、80 地点(X=-144524.970、Y=-30059.872)、81 地点(X=-144518.381、Y=-
30061.996)、82 地点(X=-144503.451、Y=-30066.823)、83 地点(X=-144485.484、Y=-
30072.654)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲(メートル省略)。
```

備考 地域に関する実測図を島根県教育委員会と益田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。



### 3-3. 遺跡の概要

### 3-3-1. 調査・保存の経過

中須東原・西原遺跡は土地区画整理事業及び都市計画道路中吉田中須線の建設に伴う試掘調査(平成 17 年度)によってその存在が確認された。

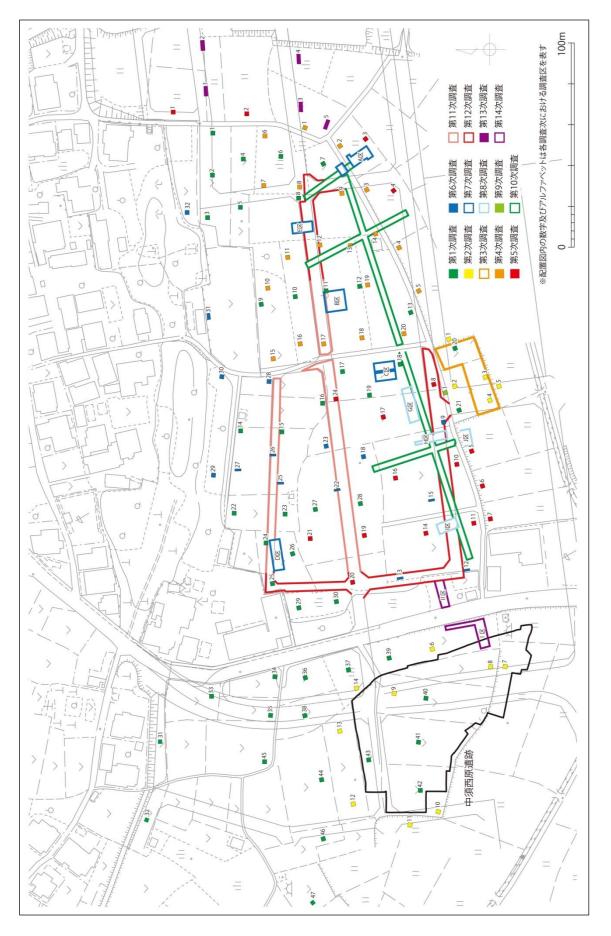
益田市教育委員会では、この結果に基づいて事業担当課と遺跡の取扱いの調整を進めてきたが、 中須西原遺跡については、区画整理事業が既に施工中であることなどから記録保存のための発掘調 査が行われた。一方、中須東原遺跡については、事業地内での範囲・内容確認等の調査の継続とと もに、遺跡の学術的価値が次第に明らかになり、益田市では国や県、研究者の助言も考慮のうえ、 関係機関及び地権者等との協議を経て平成24年に中須東原遺跡の全面保存を目指す方針を決定し た。

中須西原遺跡については平成19年4月~平成20年3月にかけて4,306㎡の発掘調査が実施された。中須東原遺跡では、平成18~21年度にかけて範囲確認調査、平成21年度から22年度上半期で内容確認調査、平成22年度下半期~23年度で区画整理事業による道路予定地の本発掘調査を行い、平成22~23年度に補足的に範囲・内容確認調査を行った。中須東原遺跡に関しては、保存を模索しながら事業担当課と協議が続けられたため、保存目的の調査に準じて、遺構の完掘を避けて遺跡の広がりと基本的な構造を把握することを目的に調査が進められた。最終的には遺跡の全面保存の方針に転じたため、発見された遺構については完掘されていない。そのため重複・未確認の遺構が多数存在し、検出遺構の中には中世遺構とともに近世遺構も多く含まれていると考えられる。

中須東原遺跡・西原遺跡の調査経過一覧

年度	調査内容等	備考
平成 17 年度	第1次調査:遺跡の有無確認のための試掘調査 45 箇所	中須東原·西原遺
		跡の発見
平成 18 年度	第2次調査:遺跡南部の範囲確認調査5箇所	
平成 19 年度	第3次調査:遺跡南部の発掘調査(区画整理/一部550㎡)	
	中須西原遺跡発掘調査(区画整理·都市計画道路/4,300 ㎡)	
	第4次調査:遺跡東部の範囲確認調査20箇所	
平成 20 年度	第 5 次調査:遺跡縁辺部~南西部の範囲確認調査 17 箇所	
平成 21 年度	第6次調査:遺跡南西部〜北部の範囲確認調査15箇所	
	第7次調査:遺跡の性格・内容確認調査(A~E区/362 ㎡)	
	第8次調査:遺跡の性格・内容確認調査(G~J区/221 ㎡)	F区は欠番
平成 22 年度	第9次調査:遺跡南部の範囲確認調査1箇所	
	第 10 次調査:遺跡の性格・内容確認調査/897 ㎡	
	第 11 次調査:区画道路予定地及び遺跡北西部の発掘調査/1,183 ㎡	
平成 23 年度	第 12 次調査:区画道路予定地の発掘調査/1,382 ㎡	
	第 13 次調査:遺跡北東部の範囲確認調査 5 箇所	
	第 14 次調査:遺跡西部の範囲・内容確認調査(Ⅰ~Ⅱ調査区)	

(調査は平成 19 年度中須西原遺跡及び第 11 次・12 次が区画整理事業、その他は国庫補助事業、調査主体は 益田市教育委員会)



### 3-3-2. 中須西原遺跡

中須西原遺跡で確認された遺構は、礫敷き2面、掘立柱建物の柱穴等約3,000基、鍛冶に関連する遺構として炉跡24基、鉄滓廃棄土坑19基、墓8基等である。注目されるのは、南側の汀線沿いでは大規模な2面の礫敷きの舟着場・荷揚げ場の遺構が明瞭に検出されたことである。北側の礫敷きは15世紀前半に整備されたと考えられ、東西の延長25m・南北の幅10mで、舫い杭も見つかっている。南側の礫敷きは北側よりも新しく、15世紀後半以降に河道の変動に対応して南東向きに延長約30m、幅1~3mの規模で築き直されたものと考えられる。礫敷き遺構の背後には区画溝あるいは道路によって街区が形成され、方形竪穴建物を含む掘立柱建物が長期間にわたって繰り返し建て替えられていた。また、鍛冶工房が多く存在し、港と一体化した形で鍛錬鍛冶が行われていたことが判明した。

大量の貿易陶磁器が出土し、そのうちの約87%を中国陶磁器が占め、約12%が朝鮮陶磁器、タイ やベトナムなど東南アジア産陶器も1%含まれる。

南北朝時代の14世紀後半以降に飛躍的に発展した集落であり、河道の変動等環境の変化によって15世紀前半に整備されたと考えられる大規模な礫敷きを15世紀後半以降に破棄して、新たな礫敷きが築き直された。江戸時代以降は湊としての機能の大半は失われていたと考えられる。なお、遺跡の東端部分は史跡中須東原遺跡の指定地に含まれている(下図参照)。



### 3-3-3. 史跡中須東原遺跡

1次から14次におよぶ発掘調査によって、12世紀代から19世紀代に至るかなりの時期幅をもった遺物が出土し、遺構も高密度で検出されることから、長期間にわたって集落が営まれていたことが確認された。

中須東原遺跡は、高津川と益田川が合流して日本海へと繋がる潟湖的水域の縁辺部に位置しており、東西方向に広がる日本海広域交易圏の中継点と内陸へ向かう南北方向の広大な交易圏の結節点にあたる。こうした諸条件によって、12世紀後半に成立し、海運や水運など港湾関係に携わる人々が活動した集落として発展していったものと考えられる。消費地としての機能よりも、日本海広域交易における中継、補給港として、あるいは高津川、益田川水系域に形成された城館や集落への物資を運搬する結節点としての機能が優越した港湾集落と推測され、豊富に出土する多様な貿易陶磁器や荷揚げ場と考えられる大規模な礫敷き遺構という港湾施設の設備面から、益田平野において長期的に機能した拠点湊に位置付けられる。

湊を特徴づける荷揚げ場としての礫敷き遺構は、複数検出されており、河道の変動や湊町の発展 拡充に応じた再構築や新築があったためと考えられる。また、汀線沿いでは敷地造成・拡張の痕跡 も確認されている。

礫敷き遺構背後の町屋部分は、直線状にあるいは方形に巡る浅く掘り窪められた溝状遺構(道路遺構)によって区画されている。これら溝状遺構の中には、現在の土地の地割と重なるものもあり、中世来の地割が現代に踏襲されていることがわかる。建物プランのわかるものは今のところわずかであるが、多くの柱穴が検出されており、倉庫や港湾管理施設の掘立柱建物が建ち並び、長期間にわたって建て替えが繰り返されていたと推測される。

さらに、中須東原遺跡では、多くの鍛冶工房跡が見つかっている。湊町として、造船や船の修理 に必要な釘や鎹などの製作に関わる鍛冶職人も内包していたものと思われ、個々の遺構は小規模で あるが、精錬鍛冶、鍛練鍛冶が盛んに行われており、消費レベルを超えた密集度ともいえ、文献に みられる「大中洲鍛冶名」に結びつくものと考えられる。

貿易陶磁器から見た中須東原遺跡の盛期には、中世前半の12世紀中頃をピークとするものと中世後半の15世紀末~16世紀中頃をピークとするものの、2画期がある。遺跡の成立時期にあたる12世紀中頃は、益田氏が益田荘の荘官に任じられる以前で、益田川中流域を本拠としていた時期に相当することから、益田氏以外の勢力によって、整備・経営されたと考えられるが、貿易陶磁器が急増し始める14世紀後半は、益田氏が荘園領主に変わって益田荘の実権を掌握し、益田本郷を本拠として三宅御土居や七尾城、城下町の整備を進め、中須地域を益田本郷域に取り込み再編成を行った時期に相当し、益田氏の強い関与が想定される。

発掘調査によって、文献の記述から存在が推定されていた湊町が、港湾遺構を伴って良好な状態で確認され、最盛期の15世紀には東アジア規模の交易圏に組み込まれていたことが、遺構と遺物の両面から明らかにされた。日本列島における中世港湾遺跡の代表的事例として注目すべき遺跡であり、三宅御土居跡と七尾城跡の城館とともに、石見国最大の武士団益田氏の動向に直接的に結びつく重要な遺跡と評価される。

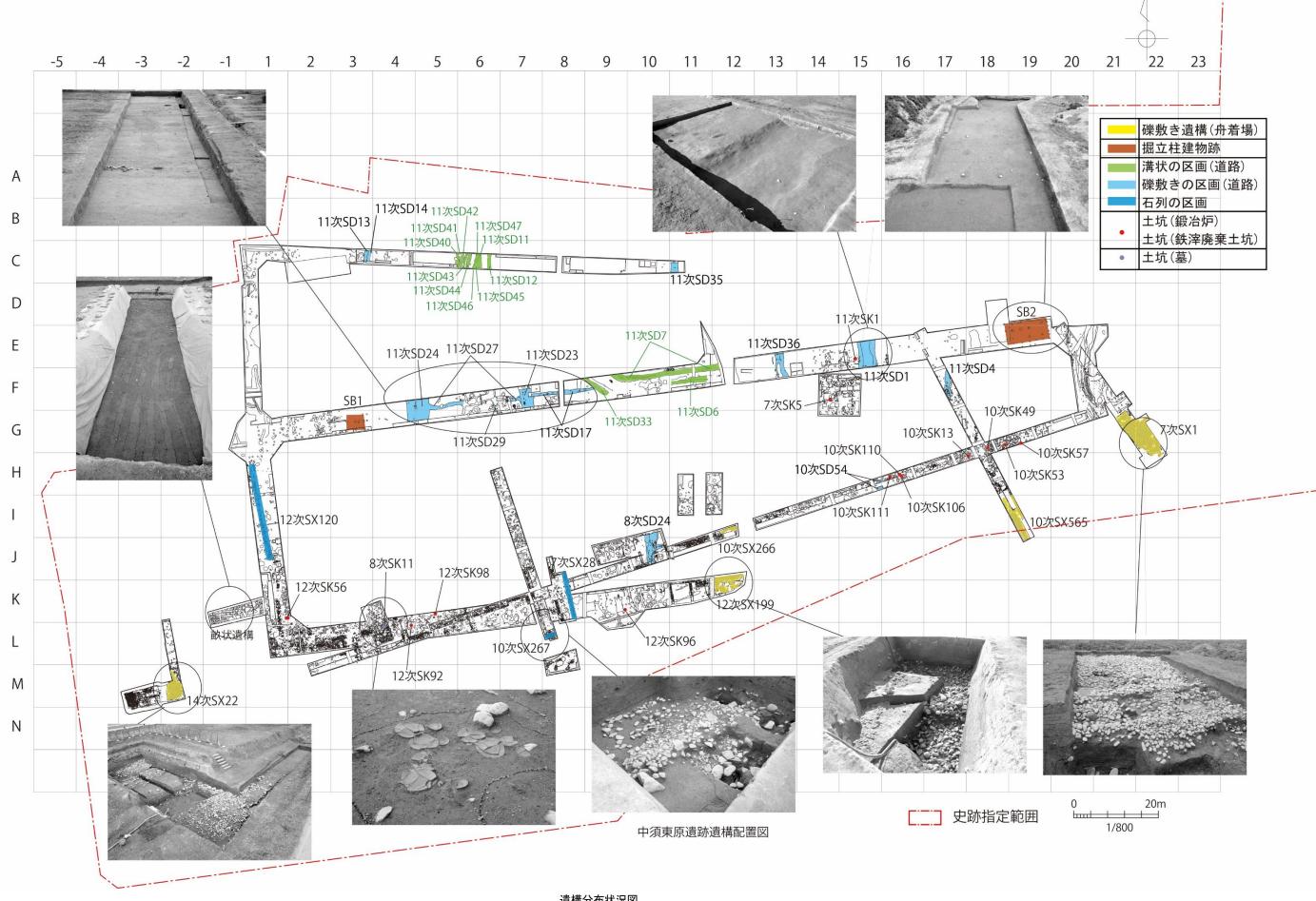
### 中須東原遺跡で確認された遺構

礫敷き(舟着場)	検出地	遺構の時期	時期の理由となる遺物等	形態・規模
7次SX1	東区南東部A 区	15世紀後半 以降	備前焼IVB期に比定される擂鉢	直径3~40cm程の角礫や円礫で構成されるが、15cm前後の円礫が多数を占める。北から南に向かって緩やかに傾斜し、中央部に南に向かう幅1.4mの舌状の張り出しがある。遺構北端から南端までは水平距離で14mを測る
10次SX265	東区南部33G	15世紀後半	遺物無く単独で時期を検討するのは 困難。7次SX1と同一遺構と判断	直径6~10cmの円礫で構成されるが、遺構北端から5.3m付近以南では2~3cmの円礫、玉砂利の割合が増加し、傾斜角30°と急な落ち込みをみせる。北端から5.3m付近までは10°で緩やかな傾斜
10次SX266	西区11G	15世紀中頃 以降	遺物無く単独で時期を検討するのは 困難。周辺の出土遺物から判断	直径8~30cmの円礫、角礫で構成されるが、円礫が大半を占める。東西幅は最大でも8mほど。北から南に向かって緩やかに傾斜する
12次SX119	西区南部K11 ~J12	15世紀中頃 以前	形状から室町時代の製作と推定される五輪塔火輪	直径5~30cmの円礫、角礫で構成される。土橋状石積みを境に、東側では直径10~20cmの円礫が多用され、西側では直径5~15cmの角礫の占める割合が高い。東西長16m、北から南に向かって緩やかに傾斜する
14次SX22	西区南部区	15世紀後半 以前	備前焼IVA期の擂鉢、龍泉窯系青磁 碗D類	直径5~30cmの円礫、角礫で構成されるが10cm前後の円礫が大半を占める。中須西原遺跡の礫敷1と隣接。北から南に向かって緩やかに傾斜し、南側は調査区外へ続く
掘立柱建物跡	検出地	遺構の時期	時期の理由となる遺物等	形態・規模
SB1	西区中部の 西端	12世紀後半 ~13世紀前 半	遺物無く単独で時期を判断するのは 困難。周囲の遺構・出土状況・柱間 が広いという特徴などから判断	建物の東側一辺に庇が付く。母屋の規模は桁行4.1m×梁間3.6mで、2間×2間、面積15㎡。柱間隔は200~210cmと比較的広い。庇の柱穴は母屋から84cm離れ、柱間隔は母屋とほぼ同じ。さらに南へ拡張する可能性もある
SB2	東区北部の東端	15世紀後半 ~16世紀前 半	遺物無く単独で時期を判断するのは 困難。周囲の遺構・出土状況から判 断	建物北側を除く三辺に庇が付く。母屋の規模は桁 行き7.0m×梁間3.6mで、3間×2間、面積25㎡。柱 間隔は170~310cmで、東側が広い。母屋、庇とも に西側と東側で間隔が異なり、3間×2間の東西 棟、あるいは2間四方規模の隣接する2棟の南北 棟、あるいは母屋が北側へ拡張し庇が4面に廻る 可能性もある
溝状の区画(道路)	検出地	遺構の時期	時期の理由となる遺物等	形態・規模
11次SD23	西区中部の 中央	16世紀中頃 以前	瀬戸美濃の稜花皿、土師質土器の 皿、瓦質土器の鍋	南北軸。幅3~4m、深さは南端で0.2m。断面形状は逆蒲鉾状を呈するが、両側がわずかに窪んでいる
11次SD24	西区中部の 中央	14世紀代	時期判断可能な遺物無く単独で時期 を判断するのは困難。11次SD27と切 り合い関係が認められないため一連・ 同一時期と判断	南北軸。幅5~5.2m、深さ0.1~0.15m。断面形状 は平坦部もあるものの、全体的に不整形
11次SD27	西区中部の 中央	14世紀代	越前甕、土師質土器片など	東西軸。幅0.7m~1.9m、深さ及び断面形状は不明
11次SD29	西区中部の 中央	14世紀代	遺物無く単独で時期を判断するのは 困難。11次SD27と接続すると判断	南北軸。幅1m、深さ0.1m。断面は浅く窪んだ形状を呈するが、全体的に不整形で西側の立ち上がりは不明瞭
8次SD24	J11K11	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
10次SD54	I15	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD1	E15	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD4	F17	中世 近世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD6 11次SD7	F11 F9~F12	近世	P143区画遺構分布図より P143区画遺構分布図より	東西軸
11次SD11	C6	不明	不明	南北軸
11次SD12	C6	不明	不明	南北軸
	1		1 * **	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

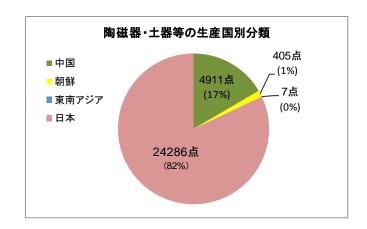
11次SD13	C3	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD13	C3	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD17	F7~F9	中世	P143区画遺構分布図より	東西軸
11次SD33	F9	近世	P143区画遺構分布図より	大口神 
11次SD35	C11	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD36	E13F13	中世	P143区画遺構分布図より	南北軸
11次SD40	C6	不明	不明	南北軸
11次SD41	C6	不明	不明	南北軸
11次SD42	C6	不明	不明	南北軸
11次SD43	C6	不明	不明	南北軸
11次SD44	C6	不明	不明	南北軸
11次SD45	C6	不明	不明	南北軸
11次SD46	C6	不明	不明	南北軸
11次SD47	C6	不明	不明	南北軸
<b>礫敷きの区画(道路)</b>	検出地	遺構の時期	時期の理由となる遺物等	形態・規模
10次SX267	西区南部	16世紀以前	単独で時期を特定出来ず。16世紀代 遺構面の下層に位置する	東西軸。幅0.7m~1.9m、深さ及び断面形状は不明。幅0.5m、検出長2.5mで、東西端は調査区外に続く。長径3~20cmの円礫、角礫で構成されるが、10cm前後の円礫が大半を占める
石列の区画	検出地	遺構の時期	時期の理由となる遺物等	形態・規模
7次SX28	西区南部中 央付近H区	16世紀	周囲の遺構や出土遺物状況から判断	南北軸。検出長7.4m。径10~27cmの円礫、角礫で構成される。1.4~1.5m間隔でピット状に礫が抜けているカ所があり、柱が存在していた可能性がある。築地塀の基礎構造か
12次SX120	西区西部H~ J1	不明	不明	南北軸。築地塀の基礎構造、間垣状の遺構などが 想定される
土坑(鍛冶炉)	検出地	遺構の時期	時期の理由となる遺物等	形態・規模
土坑(鍛冶炉) 7次SK5	検出地 東区北部 B区	遺構の時期 14世紀代	時期の理由となる遺物等 単独で時期を特定出来ず。陶磁器分 布を参考に判断	形態・規模 直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して 別の鍛冶炉の存在が想定される
	東区北部		単独で時期を特定出来ず。陶磁器分	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G	14世紀代	単独で時期を特定出来ず。 陶磁器分布を参考に判断	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部	14世紀代 15世紀代	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G	14世紀代 15世紀代 15世紀代	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53 10次SK57 10次SK106	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53 10次SK57 10次SK106	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 東区南部	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 75世紀代	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53 10次SK57 10次SK106 10次SK110 11次SK1	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 東区南部 15G	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53 10次SK57 10次SK106 10次SK110 11次SK1 12次SK92 12次SK96	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 上4	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明 不明	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53 10次SK57 10次SK106 10次SK110 11次SK1 12次SK92 12次SK96 12次SK98	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 上4 K9	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明明 不明	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明 不明 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して別の鍛冶炉の存在が想定される
7次SK5 10次SK13 10次SK49 10次SK53 10次SK57 10次SK106 10次SK110 11次SK1 12次SK92 12次SK98 土坑(鉄淬廃棄土坑)	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 東区南部 15G 東区南部	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明 不明 不明 、環構の時期	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明 不明 不明 不明 不明 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して
7次SK5  10次SK13  10次SK49  10次SK53  10次SK57  10次SK106  10次SK110  11次SK1  12次SK92  12次SK96  12次SK98  土坑(鉄淬廃棄土坑)  10次SK111	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 上4 K9	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明明 不明	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明 不明 不明 不明 不明 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して別の鍛冶炉の存在が想定される
7次SK5  10次SK13  10次SK49  10次SK53  10次SK57  10次SK106  10次SK110  11次SK1  12次SK92  12次SK96  12次SK98  土坑(鉄滓廃棄土坑)  10次SK111  12次SK56	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 大子 15G E15 L4 K9 K5	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明 不明 不明 不明 不明 不明	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して別の鍛冶炉の存在が想定される
7次SK5  10次SK13  10次SK49  10次SK53  10次SK57  10次SK106  10次SK110  11次SK1  12次SK92  12次SK96  12次SK98  土坑(鉄淬廃棄土坑)  10次SK111	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 上4 K9	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明 不明 不明 、環構の時期	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明 不明 不明 不明 不明 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して別の鍛冶炉の存在が想定される
7次SK5  10次SK13  10次SK49  10次SK53  10次SK57  10次SK106  10次SK110  11次SK1  12次SK92  12次SK96  12次SK98  土坑(鉄滓廃棄土坑)  10次SK111  12次SK56	東区北部 B区 東区南部 17G 東区南部 18G 東区南部 18G 東区南部 15G 東区南部 15G 大子 15G E15 L4 K9 K5	14世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 15世紀代 不明 不明 不明 不明 不明 不明	単独で時期を特定出来ず。陶磁器分布を参考に判断 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 2013報告書P52とP136より 不明	直径0.4m、深さ0.3mの不整円形。北側に隣接して別の鍛冶炉の存在が想定される

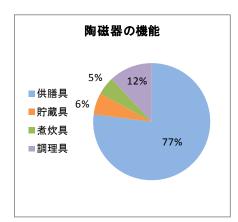
<sup>※</sup>上記は遺構の性格が確認できたもの。

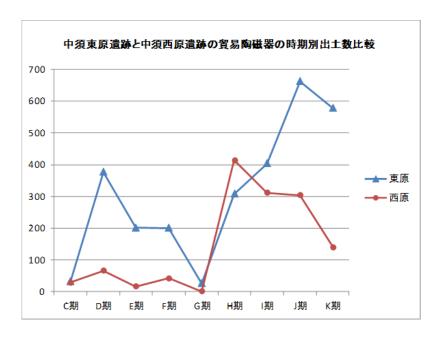
<sup>※</sup>表中の色分けは、P85・86の図と対応する。



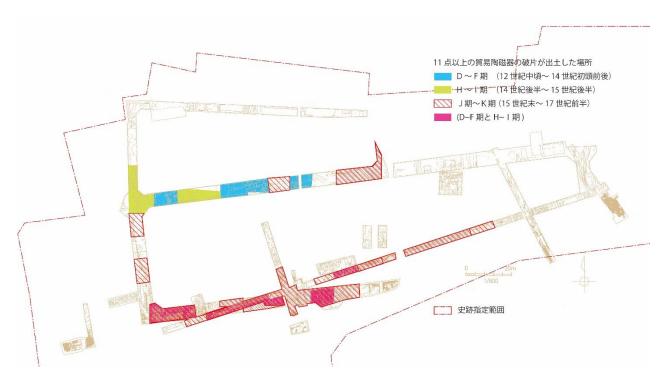
遺構分布状況図







C期	11 世紀後半~12 世紀前半
D期	12世紀中頃~12世紀後半
E期	13世紀初頭前後~13世紀前半
F期	13世紀中頃~14世紀初頭前後
G期	14世紀初頭~14世紀中頃
H期	14世紀後半~15世紀前半
I期	15世紀中頃~15世紀後半
J期	15世紀末~16世紀前半・中頃
K期	16 世紀中頃·後半~17 世紀前半



### 3-4. 遺跡の特徴と価値

史跡中須東原遺跡の特徴と価値は、次のようにまとめることができる。

- ・良好な状態で残る中世港湾都市の遺構
- ・東アジア規模の交易圏を明らかにできる豊富な出土遺物
- ・中世益田氏の海洋領主的性格をより解明できる拠点湊
- ・「益田家文書」や城館跡、景観などの恵まれた関連資料

### ●良好な状態で残る中世港湾都市の遺構

史跡中須東原遺跡は、舟着場や荷揚げ場と考えられる大規模な礫敷き、砂利敷や溝状の道路、掘立柱建物、鍛冶関連遺構、墓等、またこれらによって構成される街区など、湊町を構成する遺構が良好な状態で遺存する、わが国において中世の港湾集落を具体的に復元できる希有な遺跡であり、中世港湾遺跡の代表的事例と言える。

### ●東アジア規模の交易圏を明らかにできる豊富な出土遺物

史跡中須東原遺跡に隣接し、本来一体の湊町の遺跡である中須西原遺跡からの出土遺物も含める と、その良質で豊富な出土遺物からは、国内はもとより東アジア規模の交易圏がすでに展開してい たこと、その中に中世中須の湊が位置付けられていたことが立証できる。

国内については、太平洋側の瀬戸・美濃・常滑焼、瀬戸内地域の東播焼・備前焼、日本海側の珠 洲焼・越前焼や日引石が出土しており、中世前期までの畿内に求心的な流通構造を乗り越えた、活 発な国内流通のあり方がうかがえる。

国外に目を向けると、貿易陶磁器の9割は中国製品が占めるものの、朝鮮半島に近いこともあり、 朝鮮陶磁の占める割合が他地域と比較しても目立って高い。また、東南アジア産の陶磁器など稀少 な遺物も含むという特徴がある。このことから、博多や対馬を介して、大陸や朝鮮半島、さらに東 南アジアにもつながる人々や物の流れが判明し、東アジア規模で展開する交易圏の存在を明らかに することができる。

### ●中世益田氏の海洋領主的性格をより解明できる拠点湊

中須の湊は、中世益田の領主であった益田氏の拠点湊と位置付けられる。益田氏については、その海洋領主的性格がすでに文献史学の立場から指摘されており、史跡中須東原遺跡の考古学的成果はこれをより裏付けるものであった。今後、さらなる解明も期待される。

したがって、史跡中須東原遺跡は中世領主の湊や流通への関与を検討する際にも重要な遺跡である。

### ●「益田家文書」や城館跡、景観などの恵まれた関連資料

中須の湊と密接に関わったと思われる中世益田の領主益田氏については、非常に多くの関連資料が残る。

益田市には、三宅御土居跡(益田氏の館)、七尾城跡(山城)がともに良好に残り、国の史跡に指定されている。館・城の遺跡がともに良好に残る事例は全国的に見ても稀少である。また港湾関連遺

跡として、沖手遺跡や中世今市遺跡も中世港湾の様相解明に重要である。これらに加え、縁の深い時宗萬福寺、臨済宗医光寺、曹洞宗妙義寺といった寺院、式内社でもある櫛代賀姫神社、染羽天石勝神社、佐比売山神社といった神社も残る。

そして、益田氏の城下町であり、神社仏閣や遺跡が集中する旧益田地区、戦国〜織豊期に湊町と して栄えた今市地区などには、中世の地割りや景観がよく残る。

これらを総合すると、益田市域は、中世領主の支配空間を復元する上で、全国的に見ても抜群の条件を備えている。

さらに、中世益田については、文献にも恵まれている。益田家には、中世文書だけでも800点という「益田家文書」が伝わり、その内容も他に例を見ないものも多い。実際に中須や海上交易との関わりを示すものが複数確認されており、特に益田氏が毛利氏に贈った虎皮や、振る舞った料理の材料に使われていた昆布や数の子といった北方の海産物は、その日本海交易の一端をうかがわせるものであり、これらのことから益田氏は先述のとおり、海洋領主的性格が指摘されている。また、「益田家文書」以外にも、萬福寺や妙義寺などに中世文書が残り、これらも中世益田の具体像解明に資するものである。

このように、遺跡、寺社仏閣、景観、古文書などの文献を総合的に活用することにより、益田市域は全国随一の中世を復元できる地域である。史跡中須東原遺跡の調査・研究においても、これらの関連する資料を駆使することができ、この点でも非常に恵まれている。

### 3-5. 史跡中須東原遺跡及び周辺の現状

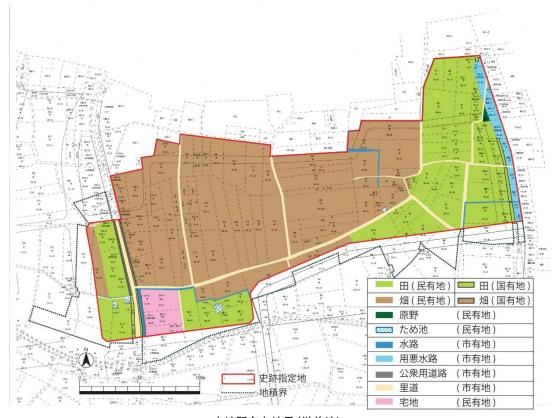
### 3-5-1. 土地利用・土地所有

史跡指定地の面積は約4haの面積を有している。全域が土地区画整理事業対象地に含まれており、 現在は仮換地指定の段階であり、公共用地として整備された道路以外は未利用地である。なお、地 目は大半が農地で、史跡指定地の南端近くを東西に通る里道を境に北が畑地、南が一段低くなり田 となっている。従前の土地利用は、この畑地(露地栽培、ハウス栽培)や田の他、休耕地や事業所(地 目:宅地)であった。

仮換地前後の土地利用、土地所有は以下のとおりである。

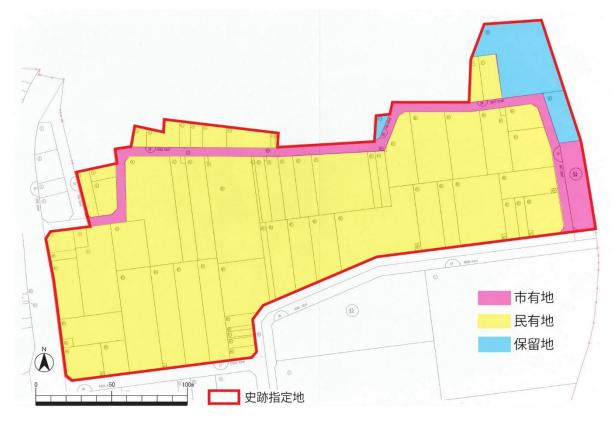
(従前地番)		39, 929. 38 m²	(全 151 筆)、登記上面積
	国 有 地	592. 03 m²	登記上面積
	益田市有地	4, 250. 87 m²	登記上面積
	民 有 地	35, 086. 48 m²	所有者 57 人、登記上面積
(仮換地)			(全 77 画地と道路 2 本)
		41, 649. 24 m²	実測面積
	益田市有地	3, 575. 00 m²	計画面積
		3, 577. 09 <b>m</b> ²	実測面積
	保留地	2, 563. 00 m²	計画面積
	保留地	2, 513. 12 m <sup>2</sup>	実測面積
			所有者 75 人
	民 有 地	35, 461. 00 <b>m</b> ²	計画面積
		35, 559. 03 <b>m</b> ²	実測面積

所有関係の概要



土地所有と地目(従前地)

なお、民有地等(下図参照)については、平成27年度に保留地を、平成28年度に民有地部分を公 有地化する予定である。



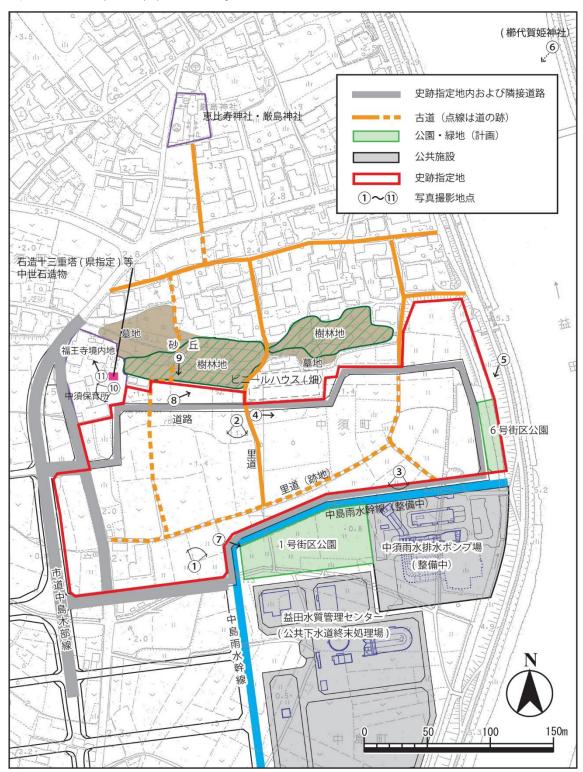
土地所有(仮換地)

### 3-5-2. 地形•景観

史跡指定地の地形はほぼ平坦で、東西約350m、南北約100~150mの東西に長い形状を呈している。現在は計画地が未利用地であることもあって一面草地となっている。敷地の南端近くに里道の痕跡があるが、この里道を境に南側が一段低くなっている。里道の北側の標高が1.5~1.9m、南側が0.6~0.9mで、従前は北側は畑として、南側は田として利用されていた。なお、この里道は東側で北に向きを変えているが、この道のラインが旧河道・潟湖の名残りとみられ、道と道を境にした敷地の高低によってかつての河道の景観を想定することができる。この東西方向の里道に直行する形で史跡指定地のほぼ中央を南北方向に里道が走っており、北の中須集落からの連絡通路として利用されている。区画整理事業に伴う区画道路(一部市道)が史跡指定地を周回する形で整備されている。史跡内には耕作地や宅地として利用されていた頃の名残としてセンダン等の自生木・植栽木が数本点在している。また旧河道・潟湖にあたる低地(湿地)はヨシ群落となり、野鳥の飛来もみられるなど往時を想定できる湿地景観を呈している。

史跡指定地の北側には標高 2~5m、東西約 200m、南北約 50mの砂丘があり、エノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、ネズミモチ等が自生する樹林となっているが、放置された状態で荒れており、特にタケ類の繁茂が顕著である。砂丘内には古い墓石群もある。史跡指定地と砂丘の間は一部農地(ハウス栽培等)として利用されており、砂丘の北側には古くからの中須集落が広がっている。また、史跡指定地の北西は中須保育所と接し、その北側には中世石塔が多く残る浄土宗福王寺境内地がある。東側には益田川が北流している。一帯には旧来からの土地利用がみられる一方で、史跡指定地

の南から西側一帯は土地区画整理事業によって宅地の整備が進み、南東は雨水排水ポンプ場や公共 下水道終末処理場、公園などの公共施設用地となっている。このように、史跡指定地は土地区画整 理事業によって新たに誕生する市街地(宅地)と、砂丘や河道跡などの自然地形や古くからの歴史景 観を留める地との接点に位置している。



史跡指定地及び周辺状況図

(図中の番号は次頁の写真撮影地点)



① 史跡指定地全景(南より)



② 史跡指定地全景(北より)



③ 史跡南端付近から南を見る(②写真の近景)



④ 史跡指定地内を周回する管理用道路、左は史跡指定地北側に隣接するビニールハウス (東方向をみる)



⑤ 史跡内に設定されている6号街区公園用地 (益田川堤防道路より南方向をみる)



⑥ 史跡指定地遠望(櫛代賀姫神社より)



⑦ 史跡指定地南側に隣接する水質管理センター 手前は1号街区公園整備予定地



⑧ 史跡指定地北側に隣接する砂丘と砂丘上の樹林



⑨ 砂丘を横断する南北方向の里道(西側里道)



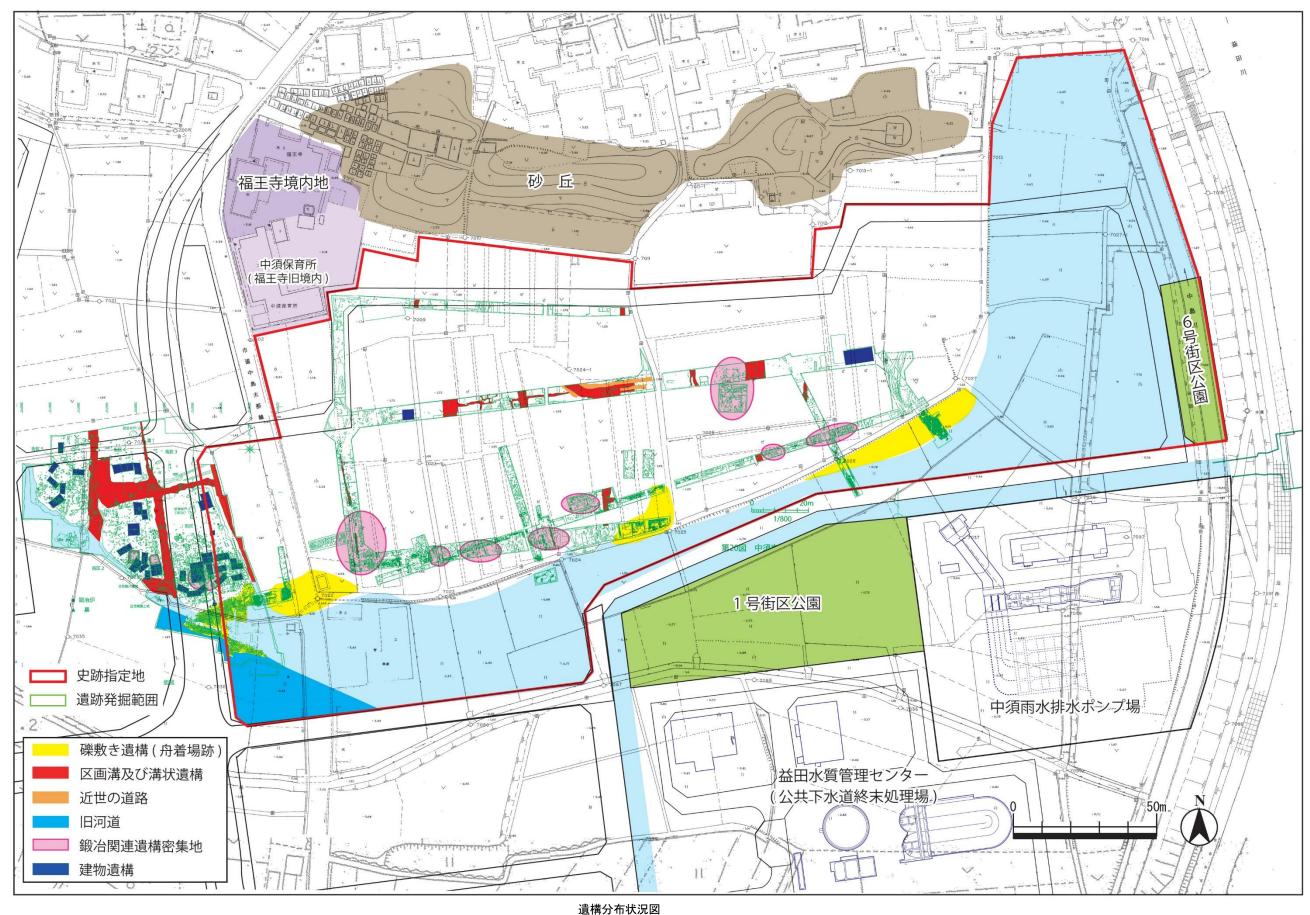
⑩ 史跡指定地北西側に隣接する中須保育所 (福王寺旧境内)



① 史跡指定地北西側に隣接する福王寺本堂と石塔 群

### 3-5-3. 遺構分布状況

史跡指定地及び周辺の現況図に、これまで判明した遺構の分布状況を重ねると以下のようになる。



- 95•96 -

### 第4章 保存管理

### 4-1. 基本的な考え方

史跡中須東原遺跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承するため、保存管理の基本方針と方策 を以下のように設定する。

### 4-1-1. 保存管理の基本方針

### 1. 遺跡の骨格をなす港湾関連遺構の保存~遺跡の本質的価値を構成する要素の保存

- ・ 史跡中須東原遺跡を将来にわたり保存し、その価値を継承するために、計画的な公有地化を行い、地下遺構の厳正な保存を図る。
- ・地下遺構の保存とともに、遺跡の存立する土地・環境を適切に保存管理するため、日常的、定期的な維持管理を行う。
- ・発掘調査等各種調査や整備活用にあたっては地下遺構の保存を大前提とする。
- ・遺構と一体となって遺跡の価値を構成する出土遺物については、良好な環境で保存するととも に、管理台帳の作成や、必要に応じて保存処理等を行う。

### 2. 遺構の解明による守り伝えるべき要素の把握~遺跡の本質的価値の正確な把握

・史跡中須東原遺跡でこれまで実施した発掘調査は、遺跡の性格や内容、範囲を把握するための 試掘やトレンチ調査を中心としたものであり、遺跡の全容の解明には至っていない。そのため、 遺跡の適切な保存管理及び整備活用のために必要な遺跡の発掘調査等を体系的・計画的に実施 し、遺跡の全容解明に努める。

### 3. 遺跡の価値の顕在化と周知~遺跡の整備・活用

- ・発掘調査等の成果を広く情報発信し、遺跡の価値の周知を図る。
- ・遺跡の価値を明らかにするために、現地での遺構の保存を前提としつつ、遺構の内容等を分か りやすく表現するなど、遺跡自体がその価値を発信・表現できるような整備・活用を行う。
- ・史跡中須東原遺跡の性格・内容を理解する上で欠くことのできない出土遺物は、遺跡の整備・ 活用にあわせて有効に公開・活用する。

### 4. 新旧住民の交流拠点となる協働の場づくり~住民参加型の保存管理の推進

- ・史跡中須東原遺跡は古くからの集落と土地区画整理事業によって形成される新しいまちの接点 に位置する。地域住民が遺跡を地域の財産として自覚し、誇りをもって後世に伝える担い手と なるよう、保存管理や整備活用への住民参加による交流拠点として整備する。
- ・市の関連部局や専門家・市民等が協働で遺跡の整備や管理運営、公開活用に参画できる体制や 組織を構築する。

### 5. 遺跡と一体となった周辺の景観形成に向けて~周辺域の要素把握調査の推進と景観形成

・史跡中須東原遺跡の周辺には、遺跡と密接に関わる関連遺跡等の歴史的要素とこれらを包含した人文的要素や益田川河口等の自然要素がある。歴史的要素、人文的要素、自然的要素の調査を計画的に進め、将来的には景観計画と連携して、史跡周辺の良好な景観形成を推進する。

### 4-1-2. 保存管理の方策

### 1. 史跡を構成する諸要素の特定

史跡中須東原遺跡を構成する要素には、後世に保存・継承すべき「史跡の本質的価値を構成する諸要素」と、「史跡の本質的価値とは関わりのない諸要素」がある。これら史跡を構成する諸要素を特定し、適正な保存管理を行うこととする。また、周辺域も史跡指定地と一連の地域として捉えられることから、その「周辺環境を構成する要素」を特定し、史跡指定地と一体となった保存管理を目指す。なお、史跡の整備活用においては、史跡の本質的価値をより顕在化するため、遺構の復元・表示等施設や学習施設などの「史跡の本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」の導入を図るものとする。

### 2. 保存管理方法の提示

史跡中須東原遺跡を構成する諸要素ごとに、適切な保存管理の方法を定めるものとする。また、 史跡指定地の土地の性格・状況等に応じて地区区分を行い、地区の特性に応じた保存管理の方法を 示す。

### 3. 現状変更等に関する取扱基準の明確化の提示

史跡中須東原遺跡において、今後予想される指定地内における各種現状変更等の行為に対しての 取扱方針と具体的な取扱基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や 維持の措置等の内容を明確にする。

### 4. 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全

現状の史跡中須東原遺跡の指定範囲が史跡の本質的価値の保存の上で適切であるかの検討を行い、必要に応じて追加指定等の保存策を検討する。また史跡指定地と一体として捉えられる周辺域の環境保全の方向性や方策を示すため、周辺域においては保存管理指針を定める。

### 5. 本質的価値の保存を前提とした整備活用

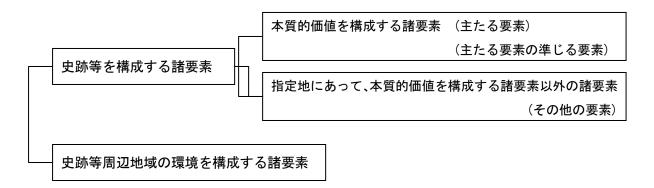
史跡中須東原遺跡の本質的価値の保存と顕在化を前提として、そのために必要な整備活用についての基本的な考え方を示す。

### 6. 管理運営と体制整備

史跡中須東原遺跡における適正な保存管理を推進するため、必要な管理運営のあり方及び必要な 体制整備についての基本的な考え方を示す。

### 4-2. 史跡中須東原遺跡及び周辺を構成する要素の特定

現在の史跡中須東原遺跡には「本質的価値を構成する諸要素」(以下「主たる要素」という)と「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」(以下「その他の要素」という)が分布する。また、史跡指定地周辺には史跡と一体的な保存管理や活用が望まれる構成要素が分布しており、これらを「史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素」とする。



### ① 主たる要素

「主たる要素」には、中世を中心とする礫敷き遺構等の港湾関連遺構と、港湾を中心に発展した 建物跡等集落関連遺構がある。これらは地上遺構としては確認することはできず、すべて地下遺構 である。また、発掘調査ではこれら地下遺構と連続して、当時の地形(潟湖的水域や河辺)が確認さ れている。中須東原遺跡は潟湖的水域の縁辺部に形成された遺跡であり、往時の水際部や川床面等 は、港湾遺構・集落遺構と一体となって存在し、遺跡存立の重要な条件となる要素である。よって、 港湾関連遺構・集落関連遺構とあわせて、往時の地形も「主たる要素」として取り扱うものとする。

### ② 主たる要素に準じる要素

史跡内には、かつての港湾・集落遺跡との係わりが想定される古道(旧里道)がある。区画整理事業着手前まではかつての水辺から内陸部に向かう道や、水辺に沿った道などの複数の古道(旧里道)が残存していた(P92 図参照)。これらの古道は、今後の調査によっては、中世の港湾集落の町割りまでさかのぼる可能性もあり、遺跡と密接な関わりが想定される要素であることから、「主たる要素に準じる要素」として取扱うものとする。

### ③ その他の要素

「その他の要素」には、遺跡に関する説明板等の史跡の保存及び活用のための施設等の遺跡と密接な関係にある要素の他、遺跡に直接関係しない要素がある。

### ④ 史跡等の周辺地域の環境を構成する要素

「史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素」は、主に第1章の1-3.計画策定の対象範囲(P7参照)に分布するものである。史跡の隣接地には、史跡中須東原遺跡関連遺構の広がりや遺跡存立時から変わらない砂丘などの地形、港湾集落としての繁栄を裏付ける石塔群などがある。

これら史跡中須東原遺跡を構成する要素をとりまとめると、以下のようになる。

### <史跡中須東原遺跡を構成する諸要素>

### 【主たる要素】

区分	内 容	備考		
港湾関連	礫敷き遺構(舟着場)	角礫、円礫、土橋状石積 等		
集落関連	道路遺構	溝状の区画、礫敷きの区画、石列の区画(築地塀)		
	掘立柱建物跡			
	鍛冶関連遺構	土坑(鍛冶炉、鉄滓廃棄場)		
	墓遺構	土坑		
港湾が存立した往時の	旧地形	港湾が存立した往時の地形:潟湖的水域、川辺		
地形				

### 【主たる要素に準じる要素】

区分	内 容	備    考
古道	旧里道	古い時代にさかのぼる可能性のある古道やその跡
		地

### 【その他の要素】

区分	内 容	備考
文化財保存活用施設	遺跡説明板等	
道路施設	市道・史跡内道路	アスファルト舗装道路及び側溝等道路付属施設
	現里道(生活道路)	道路として利用されている南北道路:土道
	旧市道	区画整理に伴い市道の認定が解除された道:アス
		ファルト舗装
公園施設	6号街区公園	造成地形、縁石等公園施設
その他工作物	宅地跡地	宅地造成地関連コンクリート構造物、造成盛土等
空地・自然的要素	地形・植物	平坦地、植物:植栽木(サクラ等)、実生木・竹(セ
	耕作跡地(空地等)	ンダン、マダケ等)、雑草群落、湿性植物(ヨシ群
		落)

### <史跡中須東原遺跡の周辺地域の環境を構成する諸要素>

史跡隣接地	区分	細目	内 容
砂丘	自然的要素	地形	砂丘(標高 2~7m) 一部造成
		植物	樹林地(エノキ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ 等)
	人文的要素	道路	里道
		農業用施設、農地	ハウス、小屋、畑
		墓地	墓石、石造物 等
	遺跡	港湾関連遺構	港湾関連遺構分布想定地
福王寺·保育所	自然的要素	地形	平坦地(砂丘造成)
		植物	樹木(イチョウ等境内林)
	人文的要素	宗教施設	本堂、庫裏、石塔(県指定)、石塔 等
		福祉施設	中須保育所(建物、広場、遊具 等)
		その他工作物	柵、標識等
	遺跡	旧境内地	寺院または港湾関連遺構の分布想定地
中須西原遺跡	自然的要素	地形	平坦地、旧地形: 潟湖的水域
	人文的要素	地下遺構	礫敷き遺構(舟着場)、道路遺構、鍛冶関連遺構、 掘立柱建物 等
		宅地、農地	区画整理地内住宅用地、畑 等
		道路	市道 等
		その他工作物	看板 等
1 号街区公園	自然的要素	地形・植栽	旧地形:潟湖的水域 (整備後:公園植栽木等植物)
	人文的要素	公園施設	地形:造成盛土地形 (整備後:園路・広場・アズマヤ・トイレ 等)

### さらに、これら史跡中須東原遺跡及び隣接地をとりまく環境は以下のような諸要素からなる。

その他周辺	その他周辺自然的要素	地形・植栽	平坦地、砂丘、樹林地 等
		河川・海岸	益田川、高津川、日本海
	人文的要素	歴史的資源	恵毘須神社、厳島神社、櫛代賀姫神社 等
		遺跡等	安福寺跡、西浜遺跡、沖手遺跡 等
	住宅等	住宅地(区画整理地、既存集落)、商店、公共施設(中 須雨水排水ポンプ場、益田水質管理センター、中 島雨水幹線 等)	
	道路	市道、益田道路(整備中)、県道久城インター線 等	
	その他工作物	電柱、標識、看板 等	

### <史跡中須東原遺跡を構成する要素:主たる要素の写真>



①中須西原遺跡の礫敷き遺構(舟着場)



②道路遺構





(撮影地点はP104図参照)

<史跡中須東原遺跡を構成する要素:その他の要素の写真>



⑤遺跡説明板(宅地跡に設置)



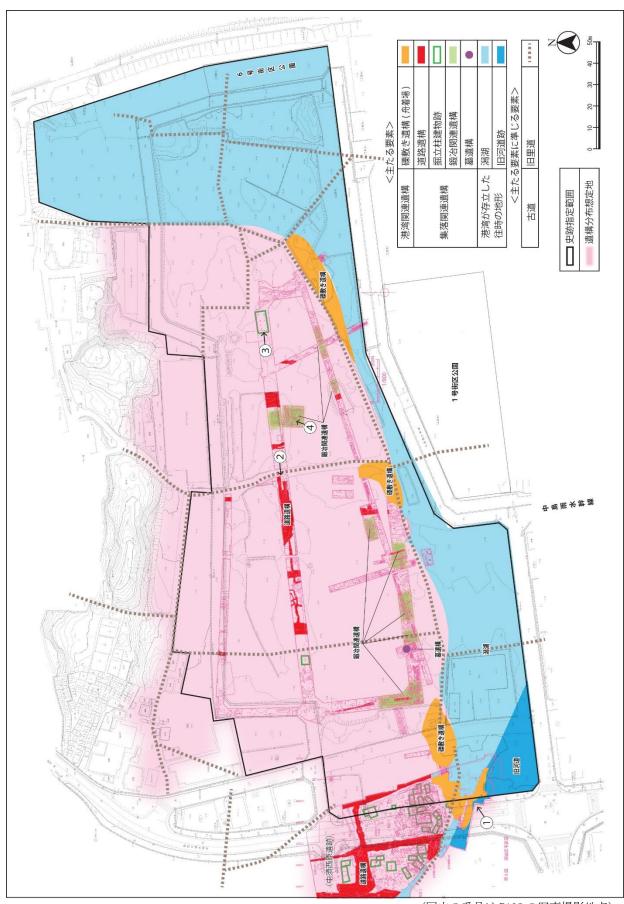
⑥市道·史跡内道路



⑦旧市道と宅地跡(右)

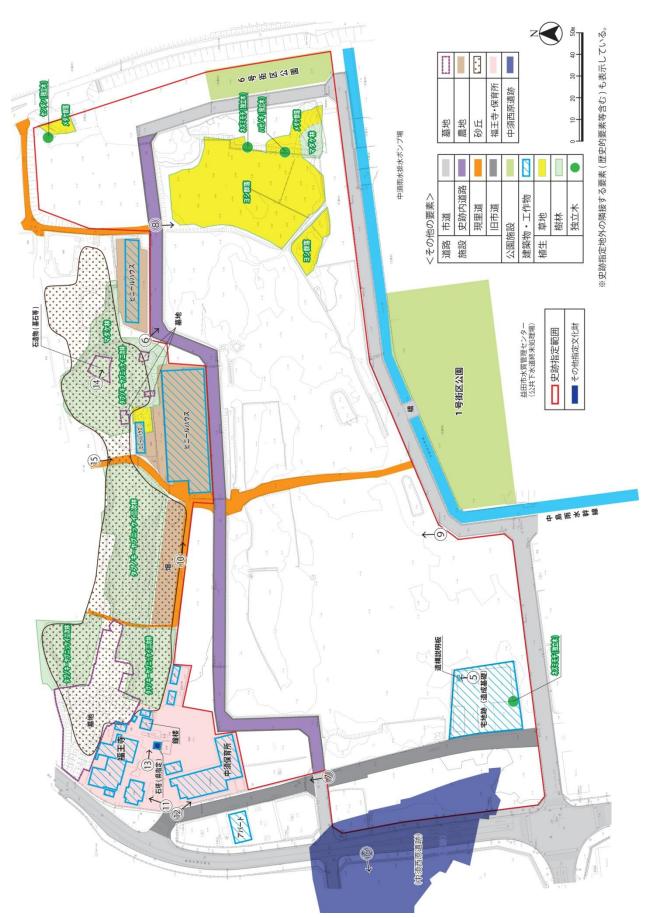


⑧水田跡に自生するヨシ群落



(図中の番号はP102の写真撮影地点)

主たる要素・主たる要素に準じる要素分布状況図



(図中の番号はP102・P105の写真撮影地点)

その他の要素分布状況図

### <史跡中須東原遺跡の周辺地域を構成する要素の写真>



9砂丘(樹林地)



⑩農業用施設(ハウス)、里道



⑪福王寺(本堂、住宅)



12中須保育所



③県指定文化財 福王寺十三重塔及び 周辺の中世石塔群



⑭墓石群(砂丘内)



15砂丘内を通る里道



16中須西原遺跡

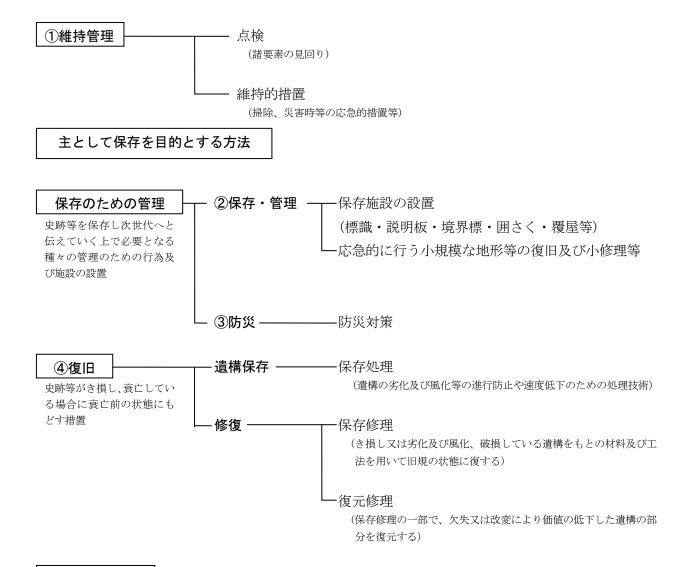
### 4-3. 保存管理の方法

### 4-3-1. 保存管理の内容

**(5**)

来訪者管理

史跡中須東原遺跡において具体的な保存管理の方法としては以下のようなものが想定される。これらの方法を用いてそれぞれの地区や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。



※①~⑤の番号はP107~108の手法別保存管理の内容に対応

- 来訪者の適正なコントロール

# 4-3-2. 手法別保存管理の内容

# ①維持管理

- ・日常的、定期的な点検等によって地下遺構の保存が適切になされているかを確認する。また地下 に文化財を埋蔵する土地が、良好な状態で維持されるよう、自然的要素、人文的要素等の管理を 徹底する。
- ・特に遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構上の樹木の生育状況等については、観察・ 確認に留意する。遺跡の公開が可能な箇所においては、清掃・除草等の維持的措置によって史跡 にふさわしい状態を維持する。
- ・整備された施設については日常的、定期的な点検を行う。施設の破損が判明した場合は、維持措置を取るか、修理が必要かを適切に協議・判断し、対処する。
- ・災害、事故等が発生した場合は、臨時的な見回りを実施し、遺構等のき損状況や文化財保存活用 施設等の破損状況の把握に努め、必要に応じて破損の予防・拡大防止のための応急的措置を行う。

### ②保存•管理

- ・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、必要に応じて標識・説明板・境界標・囲さく・覆屋等の保存施設を適所に設置する。
- ・整備された施設は日常的、定期的な点検によって施設の維持に努め、維持管理の範囲において必要に応じて軽微な補修等を行う。
- ・見回りや点検によって、遺構等本質的価値を構成する要素に軽微なき損や衰亡が見られた際には、 小規模な復旧及び小修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微なき損等以外 の場合は、本格的な復旧策を講じる。

# ③防災

- ・災害、事故等の緊急事態の発生に備え、関係機関・組織間の情報収集・伝達体制の確立、危険性 の高い箇所の定期的な確認、立入り禁止箇所への注意札設置などの予防措置を講じる。また、今 後必要に応じて、安全管理マニュアルの作成を検討する。
- ・遺跡が河川に隣接しているため、水害等自然災害(強風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災等)発生時においては、『益田市地域防災計画』に準じ、被害状況の確認、二次的被害の防止、緊急的・応急的措置など必要な対策を講じる。
- ・人為災害、事故等の発生時には、関係機関に電話等により連絡し、緊急・応急の対応方針等を協議する。

#### 4復旧

- ・復旧は、遺構等本質的価値を構成する要素に、き損や劣化等が見られる場合に、き損等の前の状態に復するために行う。
- ・復旧に際しては、遺構の保存を大前提として、遺構保存や修復等の適切な手法を講じる。
- ・き損等が広範囲に及び、また様々な程度の差が見られる場合は、遺構の重要性やき損の影響の程度、安全性等を考慮して、破損状況調査に基づき計画的に復旧を行う。
- ・復旧は、き損等の前の旧規に戻すことが原則であり、従前の意匠、材料、工法等を用いて原位置 において行うことを基本とする。

・き損等復旧に際しては、き損等の以前の状態に戻す手法(保存修理)に加えて、欠損部を当初の姿に戻す手法(復元修理)も検討する。その際は十分な調査検討をふまえ、遺構の連続性や周辺景観との調和等の整備効果を検討した上で、専門家等の指導のもとに行う。

### ⑤来訪者管理

- ・整備された遺構の表示・復元施設等が人為的に損傷されないよう必要に応じて注意板等のサイン 類を設置する。
- ・整備された遺構の表示・復元施設の見学や諸施設の利用において安全性を確保するために必要な 安全管理施設(車止め、照明灯、転落防止柵等)の設置を検討する。
- ・史跡中須東原遺跡の保存と活用整備に伴い、駐車場等の来訪者のための便益施設の整備が必要となる。しかし駐車場については史跡指定地外に整備することが原則であるため、当面の間は史跡指定地内の多目的スペースの利用にとどめず、段階的な整備の進捗に併せて史跡指定地の周辺での用地確保に努める。なおイベント開催時等多くの来訪者が予測される時期等には、近隣空地の借用や市役所、島根県芸術文化センター・グラントワ等の駐車場を利用したパークアンドライド等の方法を検討する。

# 4-3-3. 段階に応じた保存管理

史跡中須東原遺跡は平成28年度に史跡全域の公有地化を完了する予定である。公有地化後は、整備のための発掘調査とその成果に基づく整備を行うが、史跡全域の整備には長期間を要するため、段階的に調査・整備に取り組む計画である。よって保存管理についても、事業の進捗に応じた保存管理を行うものとする。

#### ○整備着手までの保存管理

- ・史跡指定地の大半は旧農地(水田、畑)であり、市道・管理用道路等を除き大規模な工作物はみられないが、遺跡を構成するその他の要素が保存環境を損なうことがないよう、土地の適切な維持管理を行う。
- ・保存管理の一環として史跡標識や遺跡の説明板等を設置して遺跡の周知に努め、これらの施設の 維持管理を行う。

# ○整備期間中の保存管理

- ・整備に際しては地下遺構の保存に影響を与えない工法等を用いる。
- ・整備に長期間を要すると予想されるため、未整備区域については土地の適切な維持管理を継続的 に行い、可能な箇所については整備完了部分に併せて公開・活用する。
- ・段階的整備や公開を行う際には未整備地の散策等の利用も見込まれるため、公開・非公開区域を 明瞭に区分し、工事区域等の非公開区域における防災・防犯等安全管理の徹底を図る。
- ・場所によっては整備着手までの仮整備・仮公開区間として、期間を限った簡易な広場施設や四季 を彩る草花の導入等も検討する。

#### ○整備後の保存管理

・整備後は、遺構表示施設や管理施設等の日常的、定期的な維持管理を行い、地下遺構の保存に併せて遺跡の保護に必要な機能の維持に努める。

# 4-3-4. 構成要素ごとの保存管理

構成要素ごとの保存管理の方針、内容を以下に示すが、要素によっては整備についても言及しているものがある。

## ①主たる要素

### 1)港湾関連遺構・集落関連遺構

### <保存管理の方針>

- ・港湾を中心に発展した遺跡を構成する要素で、大きくは礫敷き遺構等の港湾関連遺構(史跡指定基準6 P74 参照)と、港湾に関わる人々の生産・流通等活動の痕跡である集落関連遺構(史跡指定基準1 P74 参照)からなる。これらは地下遺構であり、正確な分布範囲や全容は未解明であるが、潟湖的水域の水面下を除く水際部から陸地部分に広範に分布するとみられている。史跡の本質的価値そのものであることから、発掘調査、遺跡の整備以外の行為は認めず、遺構は厳正な保存を図る。
- ・特に全国的にも希少な遺構である礫敷き遺構は、遺構の保存とその適切な公開活用を図る。

#### <保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な点検、維持管理、災害時の臨時的な点検等により、保存状態の確認と現状の 維持・保存を図る。
- ・遺構によっては、遺構面が浅いものもあることから、点検等によって遺構の露出等が確認され た場合は、維持の措置の範囲で盛土等による保護・養生を図る。
- ・遺構上の実生木などについても、地下茎が遺構の破損を引き起こす恐れがあることから、萌芽 段階で除去するなど早期に対応する。
- ・遺構の解明や整備のための発掘調査等、現状変更等を伴う調査に際しては、遺構の保存を前提 として必要箇所の範囲に留めるものとする。また、調査等の成果をふまえた整備活用を行う。
- ・発掘調査後は覆土等による遺構の厳正な保存に努める。なお、遺構の露出展示を行う場合は、 覆屋等の保存施設や遺構保護のための各種設備を設置するなど十分な手だてを講じるものとす る。
- ・特に礫敷き遺構は舟着場・荷揚場とみられ、柱穴等の遺構と比較すると立体的で視覚的効果が 高い遺構であり、中世港湾の象徴的な遺構として適切な保存管理と整備活用を図る。なお、露 出展示については、遺構の残存状況や保存環境、整備後の維持管理等の面から可能性の可否を 慎重に検討する必要がある。
- ・遺構の直上に活用施設等を整備する際には、遺構面に影響を与えないよう遺構保護策を講じる。

#### 2)旧地形

#### <保存管理の方針>

・潟湖的水域の痕跡は、現状では史跡指定地の南東の一角に低地(湿地)としての微地形が確認できるのみであるが、原則として河口域の環境の歴史的な変遷をたどることができる地形として現地形を維持する。その他の後年の盛土造成地は当面は現状を維持し、遺跡の整備に合わせて、往時の地形や景観の再現等を行う。

### <保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な点検、維持管理、災害時の臨時的な点検等により、現状の確認と地形の維持・ 保存を図る。特に低地(湿地)であるため塵芥等が集積しないよう管理を徹底する。
- ・現状はヨシ群落地で、野鳥の飛来、休息地ともなっている。港湾遺跡存立時の環境を彷彿とさ

せる植生でもあり、当面はヨシ群落からなる湿地の地形を維持することとし、必要に応じて定期的刈り取り、清掃等を実施する。

・現時点での整備計画では当該地は調査及び整備に着手するまでに長期間を要することから、バードウォッチング等、現状の地形や植生を生かした場としての活用も考慮して管理する。

# ②主たる要素に準ずる要素

#### 1) 古道(旧里道)

#### <保存管理の方針>

里道の中には古くからの道を引き継ぐものも残ると考えられ、今後の調査によって港湾が存立 した往時の遺構(道、水際等)を継承するもの、または直接関連しないものが明らかになると想定 される。そのような可能性も含めて、一帯の土地利用の歴史を物語る要素として、現状の保存に 努める。

### <保存管理の内容>

- ・里道には現在も地域の人々の生活道路として利用されているもの、耕作放棄等に伴い現在は使われていないが、道としての痕跡が残るもの、造成等によって痕跡を地上にとどめないもの、に分けられる。これらの利用状況、残存状況に応じて適切な保存管理を行うこととし、現存する道については、現状保存を図る(利用されている里道については、その他の要素で言及する)。
- ・利用されていないが里道の痕跡が現存するものは、原則として幅員・線形を維持する。
- ・整備に一定の期間を要する区域に残存する里道については、暫定的な散策道等の動線としての 利用を検討する。
- ・後年の盛土造成等で確認できない里道については、調査、整備の期間までは現状維持を原則と し、必要に応じて連絡動線としての再利用も検討する。

#### ③その他の要素

#### 1) 文化財保存活用施設

### <保存管理の方針>

- ・保存活用のための施設として、適切な維持管理によって現状を維持する。
- ・今後の史跡整備に伴い、地下遺構を地表面で表現する遺構整備施設や史跡の保存管理に必要な 史跡標柱等の管理施設をはじめ、活用上必要な学習施設、休息施設、便益施設、安全管理施設、 広場・園路、植栽等の導入が想定されるが、遺構の保存を前提として、遺跡の景観に配慮した 位置・規模・色彩・形態・意匠により整備する。

### <保存管理の内容>

- ・既設の施設、今後整備される施設については、定期的な点検に基づく補修等維持管理によって 現状を維持し、必要に応じて改修、更新する。
- ・新たに整備されるガイダンス施設、アズマヤ、園路等については、道路遺構や建物跡等の整備 施設との機能の共有を図りつつ、歴史的景観の再現と活用施設の整備を行う。
- ・宅地跡地に設置されている遺跡説明板については、コンクリート構造物等造成地盤の撤去時に 適切な位置に移設する。

### 2) 道路施設

#### <保存管理の方針>

・史跡内には、区画整理事業に関連して整備された市道・史跡内道路、古くから利用されている 道路(里道)、道路新設に伴い機能が移転された旧市道がある。史跡整備によって付替機能を有 する道路が確保される場合は、現道路の機能移転・集約を検討し、遺構の復元等に支障がない ときは、史跡の保存管理や利活用、住民の生活や生業に必要な施設として維持する。

#### <保存管理の内容>

- ・市道・史跡内道路は、当面は、史跡の保存管理や公開活用、住民の生活上必要な施設として定期的な保守点検、維持管理によって道路機能を維持する。遺構表示施設や歴史的な地割に基づいた史跡管理用道路を整備する段階で、順次機能の移転・集約を検討する。
- ・現在も利用されている里道については、地域住民の生活道路として使われてきた経緯もあり、 今後もその維持を図る。当該区間の史跡整備までの期間は、土舗装等現状の道路形態を維持し、 必要な補修等を維持管理の範囲内で行う。
- ・旧市道は史跡整備までの期間は、史跡の保存管理や利活用に供する道路として、必要に応じた 維持管理によって機能の維持を図る。
- ・史跡管理用道路の新設に関しては、歴史的な地割や古道の跡を利用し、遺跡の景観に調和した 舗装材を用いるなど、歴史的景観の再現を考慮して行うものとする。

#### 3) 公園施設

#### <保存管理の方針>

・土地区画整理事業に伴い、史跡指定地内に設定された6号街区公園については、当面必要な街区公園としての基盤整備と周辺の史跡整備の進捗に併せた整備を段階的に行い、史跡と一体的な保存管理と利活用を図る。

# <保存管理の内容>

・整備後は公園施設等の機能の維持を図るために、定期的な点検や草刈等の日常的な維持管理を 適切に行う。

### 4) その他工作物

### <保存管理の方針・内容>

- ・遺跡と直接関連しないその他の工作物については、史跡の整備に併せて撤去する。
- ・宅地跡地のコンクリート基礎構造物上に設置されている遺跡説明板は、当該地の史跡整備まで の間は、見学の安全面から必要な維持管理を行う。

### 5) 空地、自然的要素

# <保存管理の方針>

・施設として現状の史跡の大半を占める要素で、土地の下層には史跡の主たる要素である港湾関連遺構や潟湖的水域の旧地形が埋蔵されている。地上は、耕作跡地として雑草群落やヨシ、タケ類の植生がみられる。地下遺構の保存を前提に、土地の適切な管理と有効な利用を図る。

#### <保存管理の内容>

- ・原則として地下遺構の発掘調査や史跡整備までの期間は、土地の現状を維持する。耕作跡地に 生育する雑草等は定期的に草刈・除草等を行うなど、土地の適切な維持管理を図り、当面は広 場的空間としての環境を維持する。
- ・整備期間までの間は空地を利用しての野外学習や広場としての利用、バードウォッチングなど、

学習や散策、イベント空間としての活用を図る。利活用に際しては地下遺構の保存に影響を与えないことを前提とし、イベント等は史跡空間にふさわしい内容のものとする。特に地下遺構が浅い箇所もあることから、振動を与える行為、重機の搬入等を伴うイベント等は原則行わないものとする。

- ・整備期間までの暫定的な利用として、草花の植栽や簡易な仮設通路の設置、広場等の暫定的な利用も想定されるが、地下遺構の保存と史跡としての景観の調和を前提とする。また暫定的な利用であることを周知し、固定的な施設とならないよう管理の徹底を図る。
- ・植生としては、数本の独立木(植栽木及び実生木)、耕作跡地の雑草群落、湿地に自生するヨシ 群落、タケ類の小群落がみられる。
- ・ヨシ群落については、かつての水辺(潟湖的水域)らしい空間を連想させる植生として、またバードウォッチング等自然生態観察の場としても利用できるよう、定期的な刈り取り等の必要な維持管理を行う。当該地の整備に際しては、水辺らしい空間を再現する整備の範囲や内容の検討にあわせて、整備後の取り扱いを含めて生育範囲の設定を行う。
- ・遺構上の覆土の浅い箇所における樹木は樹根による遺構面の破損を防ぐため伐木する。また実生木 等の萌芽がみられた場合は早期に除去する。広場等の整備に伴い、遺構分布地に修景植栽等を行う 場合は、防根処理や十分な保護層を設けるなど遺構の保護対策を行う。史跡に隣接する道路や大規 模施設の景観的な影響を軽減するため、必要に応じて地域の在来種による遮蔽植栽等を行う。
- ・タケ類(マダケ、メダケ)は、現在は小群落であるが、成長が早くまた競争力も強いため、放置すれば拡大分布することから、継続的な伐採等により根絶を図る。

# 4-3-5. 地区別保存管理の考え方

# ①整備後の地区区分と保存管理の関係

平成26年に策定した『史跡中須東原遺跡整備基本計画』において、遺構の分布状況や土地所有等に基づく地区区分を行い、地区別の整備の考え方を示している(P59・60参照)。またこれに土地区画整理事業に伴い新たに整備される施設や、史跡の保存活用上必要な施設等を加えた基本計画概念図も示している(P124参照)。

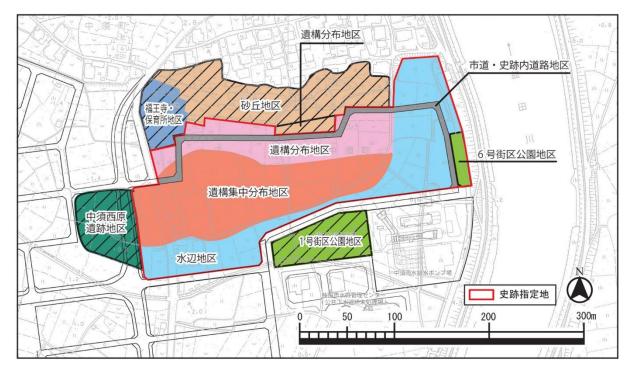
整備後の保存管理については、下記の地区区分により保存管理を図るものとする。

区分	地 区 名	地区の概要	
史跡指定地 地区	遺構集中分布地区	舟着場跡や街区等の港湾関連遺構が集中して分布する 地区	
	遺構分布地区	港湾集落等の後背地にあたり、道路等の遺構が確認されている地区	
	水辺地区	かつての潟湖的水域	
	市道・史跡内道路地区	区画整理事業の完了に併せてアスファルト舗装で整備 された市道と史跡内道路	
	6号街区公園地区	土地区画整理事業に伴い史跡内に設定された街区公園 地区	

一方、史跡指定地の隣接地は先の4-2. 史跡中須東原遺跡及び周辺を構成する要素の特定(P99~P101参照)で示した4地区に区分される。

なお砂丘地区は樹林地の砂丘地区とハウス栽培による営農が行われている地区に細区分される。

史跡指定地 外地区	砂丘地区	砂丘地区	砂丘が形成されて大半が樹林地となっている地区。墓 も分布。森林法上の地域森林計画対象民有林。	
		遺構分布地区	道路等の遺構の分布が想定されるが、ハウス栽培による 営農が行われている地区	
	福王寺・保育所地区		福王寺本堂・石塔等と保育所が存在する地区	
	中須西原遺跡地区		中須東原遺跡と本来一体の港湾集落の遺跡である中須 西原遺跡が存在した地区(記録保存調査完了) 土地区画整理事業により宅地化が見込まれる地区	
	1号街区公園地区		土地区画整理事業により1号街区公園の整備が行われる 地区	



地区区分図

# ②史跡指定地の要素ごとの保存管理と地区別保存管理の関係

史跡整備が行われるまでは、地下遺構以外の地上の諸要素については要素ごとの保存管理に基づく。地区区分のうち遺構集中分布地区・遺構分布地区・水辺地区については、地上部における地区ごとの現況の違いがない。このうち、遺構集中分布地区・遺構分布地区については地下遺構の一体的な保存を基本とする。整備後は遺構の分布等に基づく地割や整備施設に応じた地区ごとの保存管理を行う。以下に地区区分と対応する要素を示す。これら要素の中には整備後は撤去される予定のものあり、また、地区の中には整備の進捗に伴い、代替え施設に移行するもの、周辺と一体的な利用を図る地区などもある。学習施設等文化財保存活用施設については各地区に整備される見込みである。

地 区 名	地区に分布する要素 (要素の位置は P103・104 参照、要素の保存管理内容は前節参照)		
遺構集中分布地区	①主たる要素:港湾関連遺構(港湾関連・集落関連) ②主たる要素に準じる要素:里道(古道) ③その他の要素:文化財保存活用施設、里道(生活道路)		
遺構分布地区	①主たる要素:港湾関連遺構(港湾関連・集落関連) ②主たる要素に準じる要素:里道(古道)		
水辺地区	①主たる要素:旧地形(潟湖的水域) ③その他の要素:空地・自然的要素(実生木、竹、雑草群落、湿性植物)、 道路施設(市道・史跡内道路)		
市道・史跡内道路地区	③その他の要素:道路施設(市道・史跡内道路)		
6 号街区公園地区	③その他の要素:公園施設		

# ③史跡指定地外地区の保存管理指針

史跡周辺については、P114の地区区分に基づき、地区ごとの保存管理指針と地区を構成する要素ごとの保存管理指針を示す。なお、これらの地区については保存管理指針の内容に沿った誘導、規制を行う根拠法令等は現状では十分ではないが、益田市景観まちづくり基本条例による益田市景観計画(大規模行為の景観形成基準等)や森林法による地域計画対象民有林(伐採行為の規制等)等に基づき、史跡と調和した周辺環境の形成に努める。また、周辺域における埋蔵文化財包蔵地の有無及び内容確認調査、周知、開発事業との調整等により関連遺跡の保存と解明に努める。

地区区分		地区の保存管理指針	構成要素	構成要素ごとの保存管理指針
砂	砂丘地区	遺跡存立時の地形を今に	地形・植生	・砂丘地形とその表層を保全する植生が一体
丘		とどめ、遺跡の立地にも関		となって砂丘の景観を形成していること
地		連すると考えられる砂丘		から、地権者の協力のもと今後とも地形及
区		と、港湾遺構の広がりが推		び植生の保全に努める。
		定される砂丘裾部(遺構分		・メダケ等が密生して林床が貧弱となり、害
		布地区)の保存を図る。		虫による被害も散見される。地権者の協力
		地権者や関係者の理解と		のもと、枝木の伐採や間伐等により管理
		協力を得て、地形・植生等		し、良好な林層環境を整える。
		の現状が保全されるよう	道路	・現状維持と保全に努める。
		努める。なお、地権者の同	墓地	・現状維持に努める。
	遺構分布	意が得られれば各種調査	農地	・ハウス・小屋等農業用施設については当面
	地区	を実施し、条件が整えば史	農業用施設	は現状維持に努めるが、将来的に史跡の追
		跡の追加指定も含めて検	地下遺構	加指定、公有地化を図ることができれば、
		討する。		必要な発掘調査を行い、調査成果をふまえ
				た活用整備を行う。
福王	寺・保育所	遺跡に隣接し、密接な関係	地形	・現状維持と保全に努める。
地区		が想定されるため、旧境内	植栽	
		地を埋蔵文化財包蔵地と	宗教施設	・宗教施設・福祉施設・その他工作物につい
		して遺構等の解明に努め	福祉施設	ては現状維持に努める。
		る。	その他工作物	・施設の老朽化等に伴う施設の改修・新築・
		地権者や関係者の理解と	石塔(県指定)	更新等に際しては歴史的文化的環境にふ
		協力を得て、地形・植生等	等歴史的工作	さわしい規模・色彩・形状等とすることに
		の現状が保全されるよう	物	努める。
		努める。なお、地権者の同		・県指定を含む石塔群については歴史的工作
		意が得られれば必要な各		物としての保存管理と、転倒防止対策等の
		種調査を実施し、条件が整		安全管理に努める。
		えば史跡の追加指定も含		
		めて検討する。		
	西原遺跡	中須西原遺跡が存在した	地形	・当面は市道の歩道付近に中須西原遺跡の説
地区		ことの周知に努める。	住宅等	明板の設置を予定し、設置後は適切な維持
		周辺地としての景観形成	工作物	管理に努める。その他の構成要素ごとの指
		については、史跡指定地に	道路	針は現時点では定めない。
		おける景観としての整備		
		の進捗に併せて検討する。		
		整備後は街区公園として	植栽、アズマ	・整備後は植栽やベンチ・便所等公園施設の
地区		適切に管理する。	ヤ、トイレ、ベ	日常的な維持管理を図る。
			ンチ等公園施	
			設	

# 4-4. 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

# 4-4-1. 現状変更等の取扱方針

#### 現状変更等の取扱いの原則

史跡中須東原遺跡を今後とも適正に保存し、後世に継承するために、原則として史跡指定地に おいては、発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理及び整備活用以外の現状変更は認めないも のとする。

# ①現状変更等の許可申請の対象となる行為

文化財保護法(以下「法」という)第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更 し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、現状変更等という)については、文化庁長官の許可 を得る必要がある。また、法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化 庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更行為のうちで軽微なものについては、文化財保 護法施行令第5条第4項の規定に基づき(詳細は118項)、益田市教育委員会がその事務を行う。

提出に際しては事前に益田市教育委員会に相談し、現状変更許可申請内容の確認や、提出書類等 について指示を受けることとする。

#### ②現状変更等の内容

#### 1) 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡中須東原遺跡は平成28年度に公有地化が終了する予定であり、その後は文化財課の所轄のもとに発掘調査等による遺跡の価値の詳細な把握と、その成果を受けた整備を実施する予定である。公有地化については地権者の同意も得ており、公有地化が完了するまでの期間には施設の整備等の現状変更行為は想定されない。また史跡指定地の大半は農地(畑地、水田)で、現在は耕作跡地として空地で保持されており、工作物は道路施設等のみである。4-3-4.要素ごとの保存管理(P109参照)で、史跡を構成する要素の保存管理の方針をあげているが、既存の施設については、史跡の整備に着手するまでの間は、現状維持を基本としている。このようなことから整備までの間は、土地の保存管理(植物の管理を含む)と道路等工作物の維持管理に係る行為が指定地で想定される主な行為である。これらについては、現状変更行為の対象とならないものが大半と想定される。

よって、史跡中須東原遺跡における初期の現状変更行為は、史跡整備に着手する段階での整備に関わる一連の行為と想定される。

史跡中須東原遺跡において想定される現状変更行為には以下のようなものがある。

#### <史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為>

- ア 建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更
- イ 工作物(道路関係構造物、水路等雨水排水関連工作物、防災・防犯施設、その他土木構造物、 柵・説明板等サイン類)の設置、改修、除却、色彩の変更
- ウ 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
- エ 木竹の伐採、植栽
- オ 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存・整備・活用
- <住民生活上・公益上必要な既存施設の改修に係わる行為>
  - ア 道路施設の改修

なお、災害・事故等で史跡や史跡と一体となった土地等の諸要素にき損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」(法第33条)「復旧届」(法第127条)を文化庁長官に届け出ることとなっている。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

### 2) 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史 跡の保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為をいう。

史跡中須東原遺跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、地下遺構等を露出させる等によりその環境を変えること、石材等露出遺構の薬剤処理、地下遺構が浅い土地又は周辺における重量物の積載や通行、多人数の入場、設備機器の設置、振動を与える行為等がある。

## ③現状変更等の許可が不要な行為

法第 125 条に規定する現状変更等の制限については、ただし書きがあり、以下のア〜ウについては、許可不要行為とされている。

#### <法第 125 条のただし書きにある許可不要行為>

### ア 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等 の許可申請に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲が定められている。

- <維持の措置の例>
- ○地下に遺構を埋蔵する土地の地表面に土砂の流亡等が生じ、遺構の礫等が露見した際、 盛土により旧状に復する行為 等

### イ 非常災害のために必要な応急措置

- <非常災害のために必要な応急措置等の例>
- ○遺構または地下に遺構を埋蔵する土地の流出防止のための土のうの設置 等

# ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

見回り等の点検や清掃、除草等の維持的措置は史跡の適正な保存管理のために不可欠な行為である。

- <保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なものの例>
- 史跡の本質的価値を維持し、史跡の存立する土地を一定の状況で維持するために必要な 日常の維持管理行為
  - ・見回り、整備施設の点検、除草等、病害虫予防のための薬剤散布、定期的な樹木の剪 定・危険木や遺構に損傷を与える恐れのある樹木の伐採 等
  - ・史跡整備によって設置された説明板等の工作物の部分的修繕等小規模補修、史跡整備 によって設置された(される予定)のアズマヤ等建築物の屋根や建具等の部分的補修等 小規模修繕
- ○道路の維持管理行為
  - ・ただし既存道路に伴う造成面を超える範囲の掘削を伴わないもの

### ④現状変更等の行為の許可のうち益田市教育委員会が処理する事務

法第 125 条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち軽微なものについては、法施行令第 5 条第 4 項に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は益田市教育委員会が行う。

### ア 小規模建築物の新築・増築・改築・除却

・階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積 120 ㎡以下の もので、3 カ月以内の期間を限って設置されるもの。増築又は改築にあっては、増築又 は改築後の建築面積が 120 ㎡以下。

#### イ 工作物の設置、改修若しくは除却

・改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物に限る。

### ウ 道路の舗装もしくは修繕

・それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。ただ し、地下遺構想定レベルまで達する大規模な掘削を伴う場合は除く。

# エ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

・法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除却。

#### オ 埋設物の改修

・電線、ガス管、水管又は下水道管の改修。ただし、地下遺構想定レベルまで達する大規模な掘削を伴う場合は除く。

# カ 木竹の伐採

・【現状変更等の許可が不要な行為】に該当しない木竹の伐採。但し、面的・大規模な伐採 は除く。

# 4-4-2. 現状変更等の取扱基準

先に示した現状変更等の取扱方針に基づき、現状変更の取扱基準を以下に定める。

### ①現状を変更する行為の取扱基準

現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為及びその取扱基準は、以下のとおりとする。

現状変更行為	取扱い基準		
発掘調査等各種学術調査	史跡整備や遺構確認のために必要な場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留める。		
建築物の新築、増築、改築、 除却、色彩の変更	史跡の保存管理・整備活用上必要なもの、その他既存建築物の改修、 除却以外は認めない。		
工作物の設置、改修、除却、 色彩の変更	史跡の保存管理・整備活用上必要なもの、その他既存道路施設の改修等公益上必要なもの以外は認めない。		
土地掘削、切・盛土等土地 の形状の変更	史跡の保存管理・整備活用上必要なもの、公益上必要なもの以外は 認めない。		
木竹の伐採、植栽、移植	史跡の保存管理・整備活用上必要なもの、公益上必要なもの以外は 認めない。		
地下埋設物の設置、改修	電線・水道管・排水管等史跡の保存管理・整備活用上必要なもの、 公益上必要なもの以外は認めない。		

ただし、これらの行為は整備計画・基本設計・実施設計等に基づくもので、史跡指定地としての 景観に十分配慮したものとする。

# ②保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

先に示した保存に影響を及ぼす行為について、発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為以外については、事前に益田市教育委員会と協議を行うものとする。

# 第5章 整備・活用

# 5-1. 計画の理念

計画の理念は、平成26年度に策定した『史跡中須東原遺跡整備基本計画』における基本構想と中 須東原遺跡の特徴・価値や構想の対象範囲の位置づけをふまえ、益田氏関連遺跡群フィールドミュ ージアムづくりの拠点施設として整備・活用を図ることとする。

#### 中須東原遺跡の特徴・価値

- ・良好な状態で残る中世港湾都市の遺構
- ・東アジア規模の交易圏を明らかにできる豊富な出土遺物
- ・中世益田氏の海洋領主的性格をより解明できる拠点湊
- ・「益田家文書」や城館跡、景観などの恵まれ た関連資料

# 構想の対象範囲の位置づけ

- ・ 貴重な歴史的・文化的遺産を内包する空間
- ・ 地域の歴史や文化を知り、人々の交流が可能 な歴史公園としての空間
- ・ 益田市の目指すまちづくりの実践空間

# 計画の理念

『"中世文化の薫るまち益田"益田氏関連遺跡群フィールドミュージアム』の拠点施設として整備・活用する。

よみがえる 中世港湾都市・中須東原 ~ 東アジアに開かれた湊とにぎわいの再現~

# フィールドミュージアムとは…

野外博物館の一定義を基にしたもので、地域全体を、博物館を構成する要素として捉えるものである。日本では、史跡等をその代表的な要素に位置付け、それを取り巻く関連文化財や生活環境、自然的資源を含めて全体として来訪者に探訪してもらう仕組みとして考えられている。

史跡中須東原遺跡と益田氏城館遺跡群を含めた中世益田をテーマとした場合、三宅御土居跡(益田氏の館)、七尾城跡(山城)、中須東原遺跡(湊)の3つの史跡を中心に、関連する沖手遺跡・中世今市遺跡などの湊町の遺跡、萬福寺・医光寺・妙義寺・大喜庵などの寺院、染羽天石勝神社・櫛代賀姫神社・佐比売山神社・神寶山八幡宮などの神社、これらによって形成される景観などを博物館の展示物に見立て、地形や自然環境を含めた現在の益田の街並み空間をソフト事業も用いてネットワーク化し、総体として博物館として捉える。これにより、かつての中世の益田を構成した城・館・城下町・湊などを現地で体験し、中世の益田を実際の空間で知ることができるような取り組みを行っていくものとする。

また、地域住民も生活の中で地域の歴史を学び、来訪者にガイドをし、そうした交流の中で地域の特性を発見するなど、地域住民・来訪者の相互作用で地域の歴史文化の価値を発見していく仕組みを検討・構築する。

# 5-2. 整備の基本方針

#### 5-2-1. 整備の基本方針

史跡中須東原遺跡は、遺構が良好に遺存し、希有な遺物が出土したわが国における中世港湾遺跡の代表的な事例であり、日本海と繋がり東アジア規模の交易圏に位置する港湾集落を形成し、海洋領主的な性格をもつとされる益田氏の交易・流通の実態を解明できる遺跡として貴重であり、価値も高く、その保存を図るために国の史跡に指定された。

また、先の保存管理の基本方針(P97参照)で示したとおり、史跡中須東原遺跡の整備は「遺跡の本質的価値を構成する要素の保存」、そのための「遺跡の本質的価値の正確な把握」、そして「その価値の顕在化と周知」という適正な保存管理の延長線にあるものであり、また、整備は「住民参加」はもとより「周辺域の良好な景観形成」を念頭に行うべきものである。

具体的には史跡中須東原遺跡の価値を構成する要素の保存・継承と価値の顕在化を目指し、整備の基本方針を以下のように設定する。

### 1. 遺構の保存を確実にするための整備

- ・遺構の現状保存を原則とする。そのために、遺構の解明や整備のための発掘調査は必要最小限度の範囲とし、調査終了後は適正な方法をもって速やかに埋め戻すとともに、遺構上の土地利用等を考慮して十分な厚さの盛土を施すものとする。
- ・遺構の表示・復元等の施設整備や植栽に際しては、整備内容に応じ、遺構面を損傷しないよう 必要な厚さの盛土を行う。

#### 2. 遺構の価値の顕在化のための整備

- ・史跡中須東原遺跡の特徴や価値を分かりやすく理解できるよう、遺構の表示や復元施設については、中世港湾遺跡としての空間的広がり、往時の風景が想起され、再現される整備を行う。
- ・整備された遺構の表示復元等施設については説明板等、学習施設を設置する。

### 3. 価値の周知・活用のための整備

- ・来訪者に「来て・見て・知ってもらう」ため、活用上必要な学習施設(説明板・名称板・ソフトシステム・ガイダンス施設・体験学習広場)、休息施設(アズマヤ、ベンチ等)、便益施設(多目的広場・駐車場・便所等)、安全管理施設(車止め、照明灯、安全柵等)を整備する。
- ・史跡中須東原遺跡において、楽しみながら史跡中須東原遺跡への理解と周知を図るため、イベント等の開催に必要な施設・設備等を整備する。
- ・その他ソフトの整備として、現在も行っている小・中学校の社会科授業での史跡中須東原遺跡 の学習や、住民参加型のフィールドワーク・ワークショップ等を継続的に行い、史跡中須東原 遺跡への理解を深める。
- ・広報資料、教材としてパンフレット等を作成し、配布する。

### 4. 周辺環境の保全と良好な景観形成

- ・史跡中須東原遺跡の北側の砂丘地区について、は今後もその地形・樹林地等の自然環境として の景観を保全する。
- ・史跡中須東原遺跡の西側及び南側の景観形成については、史跡指定地における景観としての整備の進捗に併せて行う予定の、益田市景観計画に基づく重点地区指定を検討する中で方向付けを行う。

### 5-2-2. 整備の基本的考え方

(整備基本計画抜粋)

ここでは、平成 26 年度に策定した『史跡中須東原遺跡整備基本計画』から、整備の基本的な考え 方を示す。

### 1. 前提となる発掘調査等各種調査の実施

計画地では、これまでの発掘調査で舟着場・荷揚げ場と考えられる礫敷き遺構、溝状遺構、鍛冶関連遺構、掘立柱建物跡、墓跡等が確認されているが、部分的な調査であり、遺跡の全容は解明されていない。そのため、継続的な発掘調査等各種調査を実施し、適正な遺構の保存と活用整備のための資料を得るものとする。

### 2. 整備方針

整備のための発掘調査等各種調査の成果をふまえ、また基本構想における整備目標を考慮し、計画地における整備方針を以下のように設定する。

#### ア 遺構保存の方針

遺構面に必要な厚さの覆土等を施し、遺構を保存するものとする。遺構の活用整備において 遺構の露出展示手法を採用する場合においても、遺構の性格・状況等に応じ、適正な保存処置 を施し、遺構を保護する。

#### イ 基盤整備の方針

計画地の整備の基盤となる土造成においては、遺構の保存を前提とし、また可能な範囲において往時の地形の復元を目指すものとする。雨水排水については、造成地形に従うものとするが、洗掘等が予測される箇所については適宜側溝、枡等を設置する。

### ウ 遺構整備の方針

各遺構の性格・状況等に応じた適正な整備手法を採用するものとする。整備手法としては遺構の表示・復元・露出展示等が想定されるが、計画地における全体のバランス等を考慮しつつ、往時の景観の再現を目指す。

### エ 活用上必要な施設整備の方針

活用のために必要な施設として学習施設(説明板、名称板等)、休息施設(アズマヤ、ベンチ等)、 便益施設(駐車場、便所等)、安全管理施設(照明灯、車止め、柵等)を整備する。

また、パンフレット、バーチャルリアリティ等を活用した疑似体験ソフトシステムも構築する。

### オ 動線整備の方針

(※動線整備の方針については『史跡中須東原遺跡整備基本計画』の内容を以下の通り変更した) 計画地内の動線としては、古道(旧里道)や発掘調査で確認された道遺構を整備・活用するもの とする。古道以外の現道路については、史跡整備に際して遺構表示施設や歴史的な地割に基づい た史跡管理用道路を整備する段階で順次機能の移転・集約を検討する。ただし、現道路が発掘調 査等により、遺構の復元等に支障がないと判断される場合は、舗装面の色彩等を景観に配慮した 仕様に変更し、活用する。

### カ 修景整備の方針

計画地における説明板、アズマヤ、ベンチ等構造物については歴史的・文化的環境にふさわ しい形状・色彩・規模とし、必要に応じ景観木・緑陰樹等も配植するものとする。また、計画 地周辺に立地する建築物等に対しては、必要に応じて遮蔽植栽等を配植し、修景を行うものと する。

# 5-3. 活用の基本方針

全国的にみても中世港湾遺跡として貴重な史跡中須東原遺跡は、整備活用が進めば、益田市民をはじめ全国からの来訪者が予測される。史跡中須東原遺跡は適正な保存管理のもと、より幅広い活用を通じ社会的な支持を得、かけがえのない地域の文化財として将来に継承される必要がある。史跡中須東原遺跡は、市民はもとより全国、海外からの来訪者を視野に入れ、遺跡のもつ価値を分かりやすく理解し、体験できるような空間として活用を図る。

#### 1. 体系的調査・研究成果の活用

史跡中須東原遺跡においては、これまでに全体の約12%の発掘調査を行ったにすぎず、今後、体系的な発掘調査等各種調査や研究を実施して遺跡の全容解明を図り、その成果をもって保存並びに活用整備を行う必要がある。同時にこれら調査研究の成果の蓄積を図るとともに、益田氏関連遺跡群と連携しながら、全国や世界に情報発信し、わが国の港湾都市や交易、歴史等の学術的研究に役立てる。また、これら調査研究の成果については、専門家ばかりでなく、一般の人たちや小中学生にも容易に理解できるよう、出前講座や発掘・整理作業の見学、職場体験など積極的な情報提供の仕組みづくり、フィールドワークを含む体験学習プログラムの策定と教材やパンフレット等の作成を進める。

# 2. 文化財としての価値を損なわない活用

史跡中須東原遺跡の活用は、後世に継承すべき貴重な文化財としての価値を知り、体感できることを重視し、遺構に損傷を与えたり、遺跡に対する誤った理解を与えることのないよう配慮する必要がある。特に史跡内での利用者の行為やイベント等の行事については、時代の要請や地域のニーズに配慮しながらも、文化財としての保存や価値に支障をきたさない範囲に留めることとし、必要に応じて利用規程を定める。

# 3. 遺跡への理解を深め、親しまれる活用

史跡中須東原遺跡の活用については、他所でできる活用にとどまらず、中須東原遺跡ならでは の活用策を幅広く検討し、遺跡の価値の普及啓発を図る。そのために、史跡中須東原遺跡の価値 を平易に伝え、理解を促す解説書・パンフレット等のガイドツールの充実を図るとともに、来訪 者等のニーズに対応できるガイドの育成を図る。

### 4. 市民の参加・協働による活用

史跡中須東原遺跡の活用は、市民の積極的な参加を通じて郷土愛の醸成や地域に対する誇りの 向上につなげるために、官民協働で利用プログラムの計画策定を行う他、史実をふまえた質の高 い正確な情報を提供できるガイドの育成を図る。また史跡の整備については、長期の計画で調査・ 整備・供用を地区ごとに段階的に進めていく予定であるが、これら各段階において、例えば発掘 体験や整備体験などを取り入れて、小中学生や市民の参画を促し、官民の協働で史跡の整備を進 める。また、湿地や植生等を活かした体験学習やイベント等により、歴史だけでなく、他分野の 学習の場としても利活用する。その他、自然や憩い、散策など市民に親しまれる多様な空間の創 出を図る。



教員を対象とした、地域の歴史を学校教材として 活用するためのワークショップ



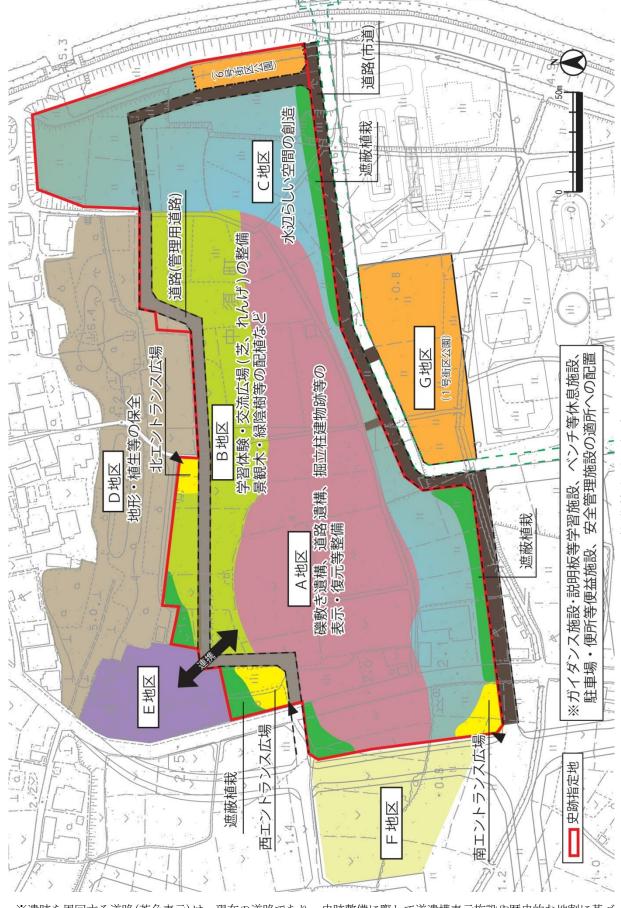
出前授業の様子(益田市立高津小学校)



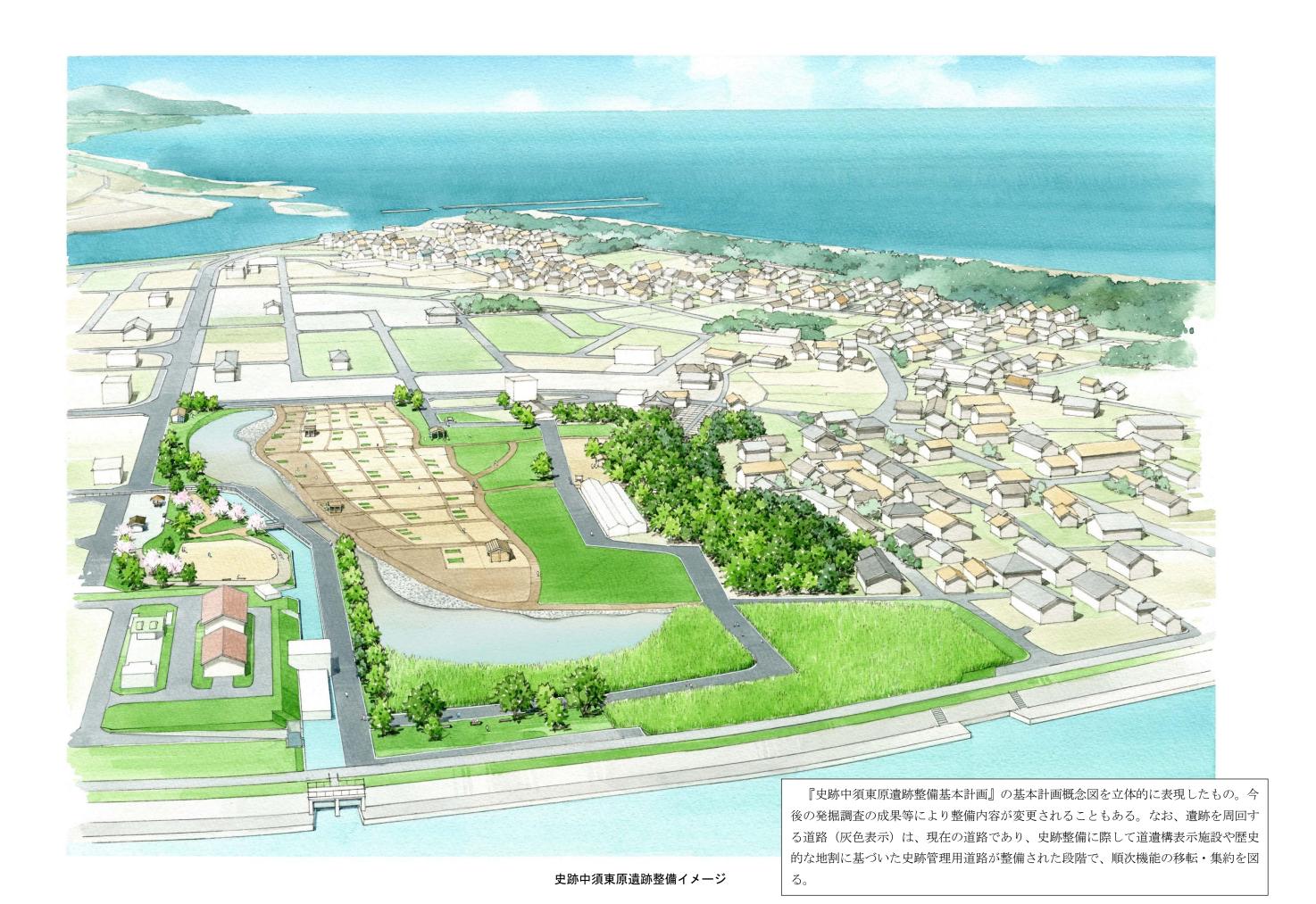
(西予市 IP より) 埋蔵文化財の活用事業の一環として実施された、市民 の葺石体験(西予市・笠置峠古墳)



(宍道湖水環境改善協議会 HP より) 宍道湖・ヨシ刈り取りボランティア事業



※遺跡を周回する道路(茶色表示)は、現在の道路であり、史跡整備に際して道遺構表示施設や歴史的な地割に基づいた史跡管理用道路が整備された段階で、順次機能の移転・集約を検討する。



- 125•126 -

# 第6章 運営及び体制整備

ここでは、史跡中須東原遺跡における適正な保存管理のために、益田市・島根県・文化庁等の関係 行政機関、地域住民、市民団体等が相互に連携して意思疎通と連携を図るための運営方法及び体制 整備の方針を示しておく。

# 1. 行政機関の役割

#### ア 益田市

益田市は、文化財保護法を遵守し、適正に運用するとともに管理団体として文化財保護の専門職員からなる体制をもって史跡の維持管理を徹底する。また史跡の公開・活用及び史跡周辺の維持管理に関係する各部課と密接に連携し、情報(遺跡の価値や研究成果、日常的パトロール等の結果)の共有を図る。

さらに史跡中須東原遺跡の愛護のための地域住民や組織の活動を支援するとともに、日常的な維持管理等への地域住民や市民団体等の参加の促進に努め、適切な保存管理をより確実なものへと発展させることに努める。

# イ 島根県

島根県は、益田市に対して史跡の保存管理に関し必要な指導を行い、また技術や経費の継続的 かつ適切な支援を行う。

## ウ 文化庁

文化庁は、島根県及び益田市に対して史跡の保存管理に関し必要な指導を行い、また益田市に対し技術や経費の継続的かつ適切な支援を行う。

#### 2. 体制整備

### ア (仮称)史跡中須東原遺跡保存管理委員会

益田市は、史跡中須東原遺跡の適正な保存管理に対して指導・助言を仰ぐため、専門家・地域 住民代表者等で構成される「(仮称) 史跡中須東原遺跡保存管理委員会」を設置する。委員会には 文化庁、島根県に助言者としての参加を要請する。

#### イ (仮称)史跡中須東原遺跡保存管理団体

史跡中須東原遺跡の保存管理に地域住民・市民団体等が主体的に参加するため、益田市と地域 住民・市民団体等によって構成される「(仮称)史跡中須東原遺跡保存管理団体」を組織し、維持 管理のための活動をはじめとする各種事業の企画・実施・評価を行う。

# 3. 運営体制

史跡中須東原遺跡の保存管理は、益田市が主体となり、適正な保存管理を実施するために設置される各種組織と必要かつ十分な連携を図り、取り組むものとする。

# 仮称 史跡中須東原遺跡保存管理委員会

【委 員】専門家、地域住民代表者等

【助言者】文化庁・島根県担当者

【事務局】益田市

指導・助言

# 益田市

参加・援助・連携・協働

# 仮称 史跡中須東原遺跡保存管理団体

【構成員】行政:益田市担当課

民間:地域住民、市民団体等

【事務局】益田市

# 第7章 今後の課題

史跡中須東原遺跡は、平成28年度に史跡指定地の公有地化を終え、平成29年度から発掘調査等各種調査と整備活用を段階的に実施していく予定であり、史跡指定地の整備完了までには長い年月をし、また今後新たな知見が得られることになる。一方、史跡中須東原遺跡の西側、南側では土地区画整理事業の完了により、今後は宅地化が急速に進むことが予想される。そのため、本保存活用計画は今後も状況に応じて定期的な点検・見直しを行い、史跡の円滑な管理・運営を行う必要がある。ここでは現時点で想定される当面の課題を列挙しておく。

# 1. 歴史文化基本構想の策定

歴史文化基本構想は文化財保護に関するマスタープランであり、地域に存在する文化財を指定・未指定に関わらず幅広く的確に把握し、文化財とその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である。益田市においては、「文化遺産からみた益田らしさ」を地域活性化にも結びつける歴史文化基本構想の策定を目指しており、『第5次益田市総合振興計画』の具体施策のひとつとして位置付けられ、『まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略』にも盛り込まれた。そして平成23年度から補助事業「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の採択を受け、文化財を総合的に把握するための調査研究と普及啓発、情報発信等の事業を実施している。

益田市における史跡中須東原遺跡の位置づけや整備のあり方を含め、「歴史文化基本構想」の 策定は急務の課題である。

## 2. 史跡周辺の良好な景観形成

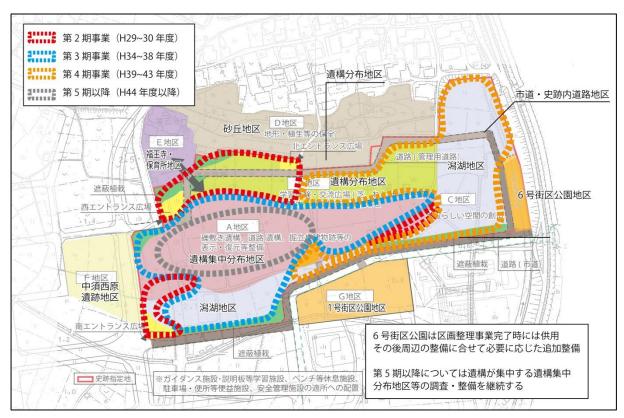
平成26年12月に『益田市景観計画』では、史跡中須東原遺跡を含む区画整理実施地域における保全・形成すべき景観は、"「通り」を主役とした、賑わいと潤いのある都市景観"とされている。なお、史跡中須東原遺跡と景観計画との連携については、史跡指定地における景観としての整備の進捗や、周辺関係者の意向、さらには歴史文化基本構想の策定状況を参酌したうえで、必要に応じて景観計画へ反映させることとしている。これに向けて、史跡とその周辺における望ましい景観の保全・形成に関する検討と調査研究を今後も継続していく必要がある。

### 3. 追加指定

史跡中須東原遺跡の北側の砂丘は遺跡の成立にも深く関わり、また現在、景観的にも重要な要素となっている。その南側裾部には史跡中須東原遺跡の遺構の広がりが想定される農地もある。また砂丘の西端上にある福王寺境内地には、県指定文化財福王寺十三重塔のほか五輪塔をはじめとする大小さまざまな未指定の中世石塔が数多く残っている。これら石塔群は、中須東原遺跡が港湾都市として発展したことを示す重要な文化財であり、こうした関連文化財を包蔵する福王寺・保育所地区は砂丘と共に今後一体的な保存・活用が望まれる。そのため、これら砂丘地区や福王寺・保育所地区については、当面は現状維持を図りつつ、地権者・関係者の理解と協力が得られれば、必要な調査を実施し、条件が整えば、史跡の追加指定を検討する。

# 4. 暫定利用の方法

史跡中須東原遺跡の全域の整備が完了するまでは長期間が予測されるため、平成28年度の公有 地化後は、広い面積の空地が生じることとなる。適正な保存管理や整備活用が前提となるが、地 域の人たちの遺跡に対する理解や興味を促し、引きつけるためのイベント等の開催など、暫定的 な具体の利用方法を検討する必要がある。



段階的整備計画図(今後の調査成果により変更の可能性もある)

# <暫定利用時のイメージ>



(橿原市観光政策課提供) 藤原宮跡のコスモス植栽

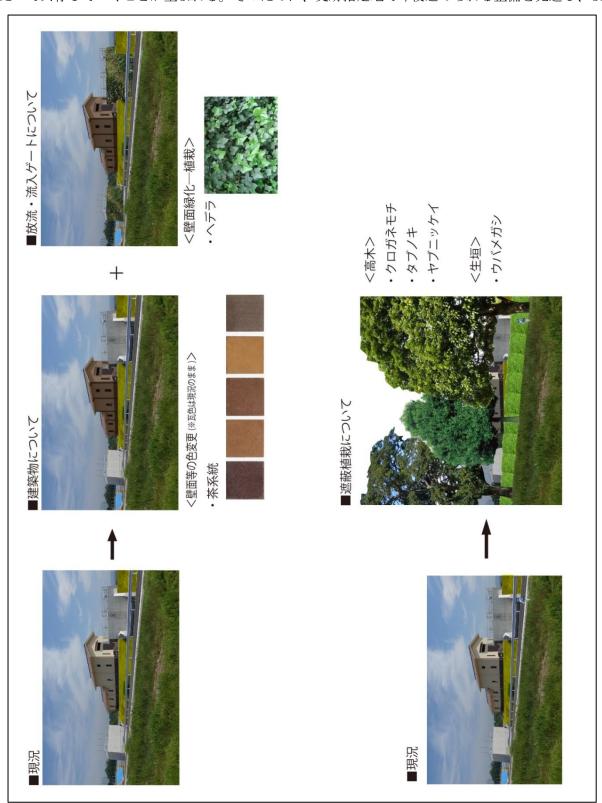


(島根県田より) 益田川のバードウオッチング (H26年度県野鳥観察会:島根県森林整備課)

# 5. 関係機関等の連携協力

史跡中須東原遺跡の南側に隣接する水質管理センター・雨水排水ポンプ場・雨水幹線等の下水道 事業施設は、益田市のインフラ整備における重要施設であり、今後、段階的な整備が予定されてい る。

これらの施設と将来的に創出される史跡としての景観とは、一定の調和を図りながら長期間にわたって共存していくことが望まれる。そのために、史跡指定地で今後進められる整備を見通し、ま



隣接する大規模施設の史跡側からの遮蔽対策や、施設そのものの修景イメージ

たは整備の進捗に応じて、庁内関係部局との調整や益田市公共施設デザイン検討委員会等において、 これら施設の遮蔽植栽や外構壁面の色調等の修景対策について検討する必要がある。

## <下水道施設の公開活用例>



神戸観光壁紙写真集 http://kobe.travel.coocan.jp/ 小野市・やなせ苑の庭園 (加古川上流浄化センター修景施設)



(千葉県 HP より) 千葉市・幕張新都市地区・メッセモール (景観緑地の修景用水として利用)



(多度津町 IP より) 八幡の森ほたるの里 (下水処理水送水施設に沿って整備された水辺)



(静岡市田より) 国交省の「よみがえる水百景」に選ばれた花菖蒲園 (静岡市城北浄化センター遊水池)



神戸観光壁紙写真集 http://kobe.travel.coocan.jp/



神戸観光壁紙写真集 http://kobe.travel.coocan.jp/

観光地、桜の名所として親しまれている加古川上流浄化センターの修景施設(やなせ苑桜づつみ)。まつりも行われる